世界最先端デジタル国家創造宣言・・・・ 官民データ活用推進基本計画

平成30年6月15日



目次

第1音	『世界最先端デジタル国家創造宣言	1
I.	基本的考え方	1
II.	IT を活用した社会システムの抜本改革	4
1	デジタル技術を徹底的に活用した行政サービス改革の断行	4
	(1) 行政サービスの 100%デジタル化	4
	(2) 行政保有データの 100%オープン化	6
	(3) デジタル改革の基盤整備	7
2	地方のデジタル改革	9
	(1) IT 戦略の成果の地方展開	9
	(2) 地方公共団体におけるクラウド導入の促進	10
	(3) オープンデータの推進	10
	(4) シェアリングエコノミーの推進	10
	(5) 地域生活の利便性向上のための「地方デジタル化総合パッケージ」	11
3	民間部門のデジタル改革	13
	(1) 官民協働による手続コスト削減	
	(2) データ流通環境の整備	
	(3) 協調領域の明確化と民間データの共有	
	(4) デジタル化と働き方改革	
4	世界を先導する分野連携型「デジタル改革プロジェクト」	
	(1) 世界最高水準の生産性を有する港湾物流の実現	
	(2) データ駆動型のスマート農水産業の推進	
	(3) データヘルス×マイナポータルの連動	
	(4) 自動運転による新しい移動サービスの実現	
	抜本改革を支える新たな基盤技術等	
1	基盤技術	
	(1) AI 技術の研究開発と社会実装	
	(2) クラウドとエッジ・コンピューティングの相互補完	
	(3) IoT 社会におけるセキュリティ対策	
	(4) 5 G等のネットワーク基盤技術	
	(5) ブロックチェーン等の新技術の利用	
2	人材の育成等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(1) 高度人材の育成	
_	(2) 国民の教育及び学習の振興	
3	抜本改革後に到来するデジタル社会	
	(1) 産業分野における生産性向上	28

	(2)	AI 等の社会実装がもたらす国民利用者の生活変化	28
IV.	抜本i	改革推進のための体制拡充と機能強化	30
第2部	了。 它民·	データ活用推進基本計画	32
I.	官民デ	一タ活用推進基本計画に基づく施策の推進	32
1	官民デ	ータ活用の推進に関する施策についての基本的な方針	33
	(1)	基本計画の策定とその着実な実施	33
	(2)	重点分野の指定(分野横断的なデータ連携を見据えつつ)	34
	(3)	官民データ活用による EBPM の推進	36
2	推進体質	制	37
	(1)	基本計画の PDCA	37
	(2)	関係本部等との連携	38
	(3)	地方公共団体との連携・協力	39
	(4)	事業者等との連携・協力	39
II.	施策	集	42
I I -	- (1)	行政手続等のオンライン化原則【官民データ基本法第 10 条関係】	. 44
II-	- (2)	オープンデータの促進【官民データ基本法第 11 条第 1 項及び第 2 項関係】	54
II-	- (3)	データの円滑な流通の促進【官民データ基本法第 11 条第 3 項関係】	63
II-	- (4)	データ利活用のルール整備【官民データ基本法第 12 条関係】	66
II-	- (5)	マイナンバーカードの普及・活用【官民データ基本法第 13 条関係】	71
I I -	- (6)	利用の機会等の格差の是正【官民データ基本法第 14 条関係】	76
II-	- (7)	情報システム改革・業務の見直し【官民データ基本法第 15 条第 1 項関係】	80
I I -	-(8) -	データ連携のためのプラットフォーム整備 【官民データ基本法第 15 条第2項関	係】
			86
I I -	- (9)	研究開発【官民データ基本法第 16 条関係】	97
I I -	– (10)	人材育成、普及啓発【官民データ基本法第 17 条、第 18 条関係】	. 103
I I -	- (11)	国の施策と地方の施策との整合性の確保【官民データ基本法第 19 条関係】	. 107
II-	- (12)	国際貢献及び国際競争力の強化に向けた国際展開	. 108

第1部 世界最先端デジタル国家創造宣言

I. 基本的考え方

我が国のIT戦略は、平成13年に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(以下「IT総合戦略本部」という。)が設置されて以降、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(平成12年法律第144号。以下「IT基本法」という。)に基づく重点計画として策定されてきた。

内閣官房に内閣情報通信政策監(以下「政府CIO」という。)が法的に位置付けられた平成25年には、世界最高水準のIT利活用社会の実現に向けて「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月14日閣議決定)を策定し、府省庁の縦割りを打破して「横串」を通すことにより、多様な政策課題に取り組み、着実な成果を積み重ねてきている。

その例を挙げると、政府CIO制度創設以降の政府情報システムの運用コスト3割削減をはじめ、府省共通の人事給与システムの本格稼働、語彙・コード・文字等の行政データ標準の確立など、府省庁の壁を越えた取組を推進してきた。加えて、自治体クラウドの導入推進や農地情報公開システムの全国一元化、オープンデータの推進など、地方公共団体まで含めた施策が活発化しつつあり、シェアリングエコノミーの促進、自動運転実現に向けた取組など、民間への展開も含め、10年来成し得なかった改革が一歩ずつ実現されてきた。

また、各府省庁において、平成28年度から、兼務の多い情報化統括責任者(以下「各府省庁CIO」という。)を補佐するための専任の審議官等(以下「副CIO」という。)が設置されたことをきっかけに、副CIOを軸として、府省庁間の連携、ノウハウの横展開を含め、自発的に課題を認識し、明確な目標を持って取組を進める動きも出てきている。

国際的にIT国家としての日本の位置付けを見ると、モバイルブロードバンド普及率やインターネット速度等で上位¹となるなどインフラ整備面では力強いデータがある。他方、電子政府²やオープンデータ³については、徐々に改善しているものの、更に上位を目指す余地が残されており、行政手続のオンライン利用を含め、IT・データ利活用の面で官・民が共同で取り組むべき課題は多い。

現時点において、我が国は世界最先端IT国家の一つに数えられるものの、今後

¹ 日本のランキングは、OECD DIGITAL ECONOMY OUTLOOK 2017によれば、モバイルブロードバンド普及率で1位、インターネット速度で6位(平成28年)。

² 日本のランキングは、UN E-Government Survey 2016によれば11位 (平成28年)。

³ 日本のランキングは、Open Data Barometer (World Wide Web Foundation) によれば8位、Global Open Data Index (Open Knowledge International) によれば16位、OECD OURdata Index (OECD) によれば3位(いずれも平成28年)。

は「世界最先端デジタル国家」へと目標を深化させていかなければならない。インターネットが社会経済活動の隅々にまで普及しつつある中、今やデジタル化はビッグデータ利活用なくしては語れない。多様なフォーマットの標準化や再利用が可能なデータ構造の導入を通じた機械判読性の向上、多様かつ多数のインターネット接続機器から送信される大量の情報を収集するIoT技術、これらを通じ、得られた情報をビッグデータとして解析する人工知能(AI)技術の活用は、その前提条件となる。それが生産性の向上や新事業の創出、就業機会の増大へとつながり、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することが期待される。

こうした環境変化の中、官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号。以下「官民データ基本法」という。)が施行され、官民データ活用の推進がIT戦略の目的に加わった。これを受けて平成29年には、全ての国民がIT・データ利活用の便益を享受するとともに、真に豊かさを実感できる社会の実現を目指し、「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(平成29年5月30日閣議決定)が策定された。

平成29年12月には、政府の取組を地方や民間まで広めるデジタル・ガバメントの実現に向け、ITを活用した社会システムの抜本改革の実現を目指す「IT新戦略の策定に向けた基本方針」(平成29年12月22日IT総合戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定)を策定するとともに、平成30年1月に「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年1月16日 e ガバメント閣僚会議決定)を策定し、取組の更なる拡充・横展開に着手している。

デジタル・ガバメントは、G20デジタル経済大臣会合の主要議題となっている。 国際会議等の機会を捉え、利用者利便や業務継続性、データ標準化等の具体的な 効果を含む情報の発信を行うとともに、諸外国との知識・経験の共有により得ら れた知見を広く国内にフィードバックして業務改革(BPR: Business Process Reengineering。以下「BPR」という。)につなげるなど、行政サービスデジタル化 のリーダー国となっていくことが期待される。

今般のIT新戦略は、「世界最先端デジタル国家」の創造に向け、政府自らが徹底的にデジタル化に取り組む行政サービスのデジタル改革を起点として、地方公共団体や民間部門を通じた「ITを活用した社会システムの抜本改革」を断行し、サイバーセキュリティの確保を図りつつ、ITを最大限活用した簡素で効率的な社会システムを構築し、国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる社会を実現する4ことを目指す。

_

⁴ IT 基本法第5条では「高度情報通信ネットワーク社会の形成は・・・ゆとりと豊かさを実感できる 国民生活の実現に寄与するものでなければならない」とされており、官民データ基本法第1条では「国 民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与することを目的とする」とされて いる。

具体的には、デジタル技術を徹底的に活用した行政サービス改革の断行に向けて「デジタルファースト法案(仮称)」を速やかに国会に提出する。また、これまでの成果を「地方デジタル化総合パッケージ」として地方へ横展開する地方のデジタル改革、「データの安心提供と安心利用を両立させるルールづくり」をはじめとした民間部門のデジタル改革を推進する。さらには、政府・地方・民間全てを通じたデータ連携、サービスの融合により世界を先導する分野連携型「デジタル改革プロジェクト」に重点的に取り組む。

II. ITを活用した社会システムの抜本改革

我が国の目指すSociety 5.0は、先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供することにより、様々な社会課題を解決する試みである。その実現のカギは、国、地方公共団体、民間等で散在するデータを連携させ、ビッグデータとして扱い、分野・組織を越えたデータ利活用とサービス提供を可能とすることである。

国が優先的に取り組むこととしては、こうしたSociety 5.0時代にふさわしい行政サービスを国民一人ひとりが享受できるよう、非効率なシステム化や書面による申請等により、申請者の手間のみならず、行政のバックオフィス作業を含めて生じる官民の生産性低下の原因を削減することである。その結果生み出された時間・労力を国民生活の質的向上のためのサービス提供や政策検討に振り向けるべく、次のとおり、「ITを活用した社会システムの抜本改革」を行う。その上で、サイバーセキュリティの確保を図りつつ、行政部門だけでなく民間部門と地方を含めた、生産性が高くITを最大限活用した簡素で効率的な社会システムを構築し、国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる社会を実現することとする。

1 デジタル技術を徹底的に活用した行政サービス改革の断行

国民一人ひとりが死亡・相続、引越しなどのライフイベントを迎える度に、多数の行政手続を行うことを強いられ、多くの時間・手間、コストを要しているのが現状である。行政手続の見直しは言うまでもないが、それを目的化するのではなく、行政手続は行政サービスの一部分に過ぎず、サービス全体を利用者視点で捉え直すという認識に切り替えていかなければならない。

その上で、サービスデザイン思考で、利用者を起点とした行政サービス改革を 徹底し、各国民・企業が負担を感じないうちに手続が終わっている、又は、「す ぐ使えて」、「簡単で」、「便利な」行政サービスの実現を目指す必要がある。

(1) 行政サービスの100%デジタル化

これまでも単なるIT化ではなく、BPRを前提とした、利用者にとっての価値や 便益の創出を念頭に置いた取組を推進し、着実に成果を積み重ねてきている が、現在の取組を基にしつつ、その更なる拡充・横展開を進めなければならな い。

行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させる(行政サービスの100%デジタル化)ために不可欠な3原則(デジタルファースト、ワンスオンリー及びコネクテッド・ワンストップ)に沿って、政府一体となってBPRを徹底し、手続オンライン化の徹底、添付書類の撤廃、ワンストップサービスの推進に取り組み、国民・企業の時間・労力の無駄を削減するとともに、行政

運営の効率化を実現し、真に必要な分野・業務に行政資源を振り向けていくよう努める。

① デジタルファーストの実現

利用者中心の行政サービスを提供するため、デジタル化の3原則(デジタルファースト、ワンスオンリー及びコネクテッド・ワンストップ)に沿った行政サービスの実現に向けた基盤の整備が必要である。行政手続等におけるオンライン化の徹底及び添付書類の撤廃等を実現するため、「デジタルファースト法案(仮称)」を速やかに国会に提出する。また、デジタルファーストを実現し、利用者視点の行政サービスを提供するため、デジタルを前提としたBPRを行った上で、行政サービスに係る受付や審査・決裁・書類の保存業務のデジタル処理、国や地方の行政機関間の情報連携の仕組みや民間を含めた情報連携を可能とするシステムを順次整備する。

② 企業が行う従業員の社会保険・税手続のワンストップ化・ワンスオンリー 化の推進

企業の生産性向上の観点から、従業員に関する社会保険・税手続の電子化・ 簡便化が重要である。

従業員のライフイベントに伴い企業が行う社会保険・税手続について、平成32年度にワンストップサービスが開始できるよう取組を推進する。さらに、企業が有する従業員に関する情報について、企業と行政機関との間でのデータ連携を通じて各種手続における企業からの情報の重複提供を不要としワンスオンリー化を実現するためのシステム整備を進めるべく、企業が提出を要する情報等の棚卸や技術的課題の洗い出しなどを進め、平成30年度にロードマップを策定し、以降順次、実現に向け取り組む。

③ 死亡・相続、引越し等のワンストップ化の推進

死亡・相続や引越しに際しては、様々な行政機関や民間事業者に対して個別に手続を行う必要がある。多くの国民が利用し、生活に影響の大きいライフイベントである介護、死亡・相続及び引越しの際に必要となる諸手続のワンストップ化を推進し、手続負担の軽減を図る。介護に係る手続は平成30年度から、死亡・相続と引越しについては平成31年度から、順次サービスを開始する。

④ マイナンバーカードの普及と利便性向上

マイナンバーカードは、住民誰もが取得できる唯一の公的な身分証であり、住民基本台帳の基本4情報(氏名、住所、生年月日及び性別)と関連付けて、間違いなく自分がその氏名、住所、生年月日、性別を有する本人であ

ることを証明する「署名用電子証明書」と、マイナンバーカードの所有者本人と同一人であることを証明する「利用者証明用電子証明書」の2種類の公的な電子証明書が入っていることで、安心安全なデジタル社会を実現する上での基盤となるものである。

生活に身近な官民のオンラインサービスが自発的、競争的かつ持続的に提供される世界最先端のデジタル社会の実現のためには、現在11.2%(平成30年5月15日時点)にとどまるマイナンバーカードの普及率が向上することと、民間事業者がマイナンバーカードを前提とした各種の利便性の高いオンラインサービスを提供することが相互に好循環する環境を早期に整備することが重要である。

そのため、マイナンバーカードの利便性向上に係る必要な制度見直しについては、平成31年度に行うべく検討するとともに、新たなICカード利用施策の検討を行う場面において、マイナンバーカードの利用を必ず検討すべきである。また、現在、各府省において、行政手続等における本人確認等の手法を手続等の実施主体や性質に応じた相応なものとなるよう見直しを進めているところである。企業や団体等以外の個人が実施主体となる行政手続において、本人性(住民基本台帳の基本4情報)を厳格に確認することが必要な場合、顔写真が付され、最新情報と紐付いたマイナンバーカード(公的個人認証サービスを含む。)の活用を検討する。

さらに、マイナンバーカードを利用した医療保険のオンライン資格確認の 平成32年度からの本格運用開始に向け、円滑なマイナンバーカードの交付や 資格確認システムの利用が可能となるよう、関係府省や関係機関が遺漏のな いよう連携して準備に取り組む必要がある。

⑤ 土地情報連携の高度化

土地に関する各種台帳等について、特に地方公共団体において発生している事務負担を軽減し、土地所有者の探索を容易にし、将来的な所有者不明土地の発生を防止するため、情報連携の高度化に取り組む。

(2) 行政保有データの100%オープン化

平成24年の「電子行政オープンデータ戦略」(平成24年7月4日IT総合戦略本部決定)以降、積極的なオープンデータの推進に取り組んできたが、利活用の促進が課題であり、利活用しやすいよう、API⁵を通じて公開するなど、民間ニーズに即したオープンデータ公開が重要である。

⁵ Application Programming Interfaceの略。複数のアプリケーション等を接続(連携)するために必要なプログラムを定めた規約のこと。

「オープンデータ基本指針」(平成29年5月30日IT総合戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定)に基づき、オープンデータ・バイ・デザインの考えに則り、各府省庁が保有するデータの原則公開(公開することが適当ではない情報については、公開できない理由の公開)の徹底と、二次利用の積極的な促進を図り、諸課題の解決・経済活性化等につなげる。

オープンデータ化の潜在ニーズを掘り起こすべく、各府省庁においては行政保有データの棚卸リストを更新・活用しつつ、官民データ相談窓口においてオープンデータの公開要望の収集に努めるとともに、オープンデータ官民ラウンドテーブルを継続的に開催することで、民間ニーズに即したデータの公開を推進し、データを活用したイノベーションや新ビジネス創出を促進する。

(3) デジタル改革の基盤整備

① 行政データ標準等の確立

官民を通じた分野横断のデータ連携を行うためには、データ形式の標準化が必要となるが、行政機関におけるデータ実装レベルでは、いまだ基本的なデータやコードの記法に揺らぎが存在している。これまでは人が目視で確認するなどによりその揺らぎを吸収する、膨大なデータクレンジング作業が発生してきたが、データ連携が前提となる現在においては、揺らぎを抑える仕組みが必要である。

内閣官房において、行政分野におけるサービスやデータの標準化に向け、 行政データ標準(日付、住所等の基本情報)を策定するとともに、政府の文 字情報基盤を整備するため、漢字、代替文字、フリガナ、ローマ字等を含む 文字情報の現状や導入方法に関するガイドラインの整備を行う。

② API整備の推進

ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップサービスの実現に向けては、 行政機関だけでなく、民間までも含めた情報やシステムの連携を実現する必要があることから、行政機関におけるAPIの整備・公開を推進する。

また、行政機関間及び行政機関-民間間におけるシステム連携・情報連携を円滑に行うためには、APIが標準化・共通化された形で効率的に提供されることが望ましいことから、既に稼働中のシステムにおける利用者への影響も考慮した上、このための方策を検討し、取り組む。

特に、マイナポータルのAPI連携を活用し、「法人設立ワンストップサービス」として、まずは、平成31年度中に、法人設立登記後の手続をワンストップで完了できるようにするとともに、平成32年度中に、法人設立登記手続も含め、関係する全ての手続をワンストップで完了できるようにすべく、関係

機関においてもシステム開発等を進める。また、民間事業者とのAPI連携により、設立法人の預金口座開設などの手続もシームレスに可能とするとともに、法人共通認証基盤の活用を含め、法人デジタルプラットフォームとの連携を検討する。

さらに、保育所入所申請において必要な就労証明書の電子化や、民間が発行する行政手続に必要な各種証明書データの電子郵便・私書箱サービスを活用した連携について、平成31年度から段階的に開始するとともに、従業員のライフイベントに伴い企業が行う社会保険・税手続のワンストップ化についても、「法人設立ワンストップサービス」を実現する仕組みの有効活用を含め検討を進め、平成32年度から順次開始する。

③ 法人デジタルプラットフォームの構築

法人情報に関するデータ連携を円滑に進めるため、各府省庁は、法人からの申請受付時のフォームに法人番号入力欄を原則設けるとともに、行政手続デジタル化を徹底し、申請情報を機械判読可能なデータとして取得し、法人に関する情報のデジタル化を進める。また、法人インフォメーションへのデータ掲載を円滑に進めるため、各府省は、法人に関する情報を集約する際には、共通語彙基盤や文字情報基盤等のデータ標準の利用を図る。

法人共通認証基盤を平成31年度に試行、平成32年度から政府全体で活用できる環境を目指す。また、法人共通認証基盤を活用した補助金申請や産業保安関係法令手続などの主要な行政手続の簡素化・デジタル化について、平成31年度中にシステム化に着手し、政府全体で活用できるシステムについては平成32年度から横展開に向け取り組む。

利活用ニーズに即した形で法人インフォメーションのデータを拡充していくとともに、官民におけるデータ交換の仕組みについての検討や、政府情報システム等とのAPI連携を推進する。

これらの取組を通じて法人に関する情報のデジタル化を進め、行政サービスにおけるワンスオンリー等のサービス向上や政策効果の分析等への活用、官民でのデータ連携を通じた事業者による事業創出を後押しする。

2 地方のデジタル改革

地方のデジタル改革は、地方公共団体が先導的役割を果たしながら進められることが期待されるが、国と民間事業者との密接な連携が不可欠となる。地方公共団体における官民データ活用の推進に関し、官民データ基本法では、地方公共団体の責務を定めつつ(第5条)、事業者の国・地方公共団体への協力(第6条)、国・地方公共団体間の情報システムの相互連携(第15条)、国・地方公共団体の関係施策の整合性の確保(第19条)等について定めている。地方公共団体が中心となり、「ITを最大限活用し、簡素で効率的な社会システム」を目指すため、以下の(1)~(5)の取組を行う。

なお、地方のデジタル化を促進するためには、当該地域の住民の理解を高めることも重要であることから、当該地域がデジタル社会へと移行したときのイメージを思い描けるような枠組み作りが必要である。例えば、国は、先進的な地方公共団体の地方デジタル化等について通暁した伝道師を各地の要請に応じて派遣することや、強力な訴求力を有する画像・映像・音声の収集・制作を促進する役割を果たすことも考えられる。デジタル社会のメリットを地域住民・地域経済界の間で共有し、その実現を希求するムーブメントが生じることが期待される。

(1) IT戦略の成果の地方展開

官民データ基本法第9条においては、都道府県は官民データ活用の推進に関する施策の基本的な計画(「都道府県官民データ活用推進計画」)の策定が義務付けられ、市町村(特別区を含む。以下同じ。)は官民データ活用推進に関する施策の基本的な計画(「市町村官民データ活用推進計画」)の策定に努めること(努力義務)と定められている。こうした中、地方公共団体における計画策定を促進するため、平成29年度に策定した官民データ活用推進基本計画において、全都道府県に関しては平成32年度までに官民データ活用推進計画の策定を目指すこととした。

一方、全国の市町村に対し、計画策定に関する意向調査を実施したところ、8割の市町村においては計画策定に向けた検討すら行っていないとの結果⁶であったことから、計画策定が努力義務である市町村においても計画策定を推進するため、平成32年度までに、計画策定市町村が存在しない都道府県を解消することとし、市町村における官民データ活用推進計画の策定を促す。

特に、地方公共団体が計画を策定する際に、国のIT戦略推進の成果を取り込みやすい環境を整備するため、政府CIOの訪問等により、これまでの取組の普

-

⁶ 平成30年2月に全国の市町村に対し、官民データ活用推進計画の策定状況について意向調査を実施。 回答があった1,590団体のうち、1,271団体(79.9%)が計画策定に向けた検討を行っていない旨を回答。

及展開を行う。あわせて、自治体CIOの育成を図る既存の研修プログラム等に 政府CIO補佐官等を派遣すること等により、地方公共団体における人材育成の 支援を行うなど、国の取組の浸透を図る。

(2) 地方公共団体におけるクラウド導入の促進

クラウド導入により、コストの削減、業務の共通化・標準化、情報セキュリティ水準の向上、災害時の業務継続性の確保といった効果が期待できる。

今般、クラウド導入市区町村数を平成29年度末までに約1,000団体まで拡大するという政府目標が達成されたことを踏まえ、平成35年度末までにクラウド導入団体数については約1,600団体となるよう取り組むこととする。さらに、一層のコスト削減効果が見込める複数団体による共同化を行う自治体クラウド導入団体数については、約1,100団体となるよう取り組むこととする。こうした目標を達成していくため、国は、地方公共団体のクラウド導入等計画を公表し、情報システム構築・更新時におけるクラウド・バイ・デフォルト原則の下、フォローアップを行っていくとともに、関係都道府県との連携強化等の推進に向けた環境整備に努めることとする。

(3) オープンデータの推進

地方公共団体のオープンデータへの要請は高く、地方発ベンチャー創出や地域課題の解決につながることが期待される。地方公共団体のオープンデータ取組率について、都道府県は平成30年3月に100%を達成。一方、市町村については、取組済団体数が着実に増加しているものの、取組率は約17%(296団体。平成30年4月30日時点。)にとどまっている。

全地方公共団体が行政保有データを原則オープン化することを目指し、今後、市町村の取組を支援することが必要である。

国は、推奨データセットの拡充及び普及啓発を進めるほか、地方公共団体職員等向けの研修の実施及びデータを保有する地方公共団体と民間事業者等との調整・仲介等の取組を通じ、引き続き、平成32年度までに地方公共団体のオープンデータ取組率100%を目標に推進する。

(4) シェアリングエコノミーの推進

シェアリングエコノミーは、遊休公共施設の活用や働く場の確保、子育て支援等を可能とすることで、地域の課題解決とにぎわい創出を図る有力な手段となりつつある。その活用状況を平成29年度末に「シェア・ニッポン100」として公表したところであるが、平成30年度中にこのモデル事例を倍増させるとともに、シェアリングエコノミー活用推進事業等の支援を通じ、公共サービスの刷新や新ビジネスの誘発に結びつける。

国は、サービスの安全性・信頼性を確保するため、民間団体等による自主的ルールの普及を促すモデルガイドラインを公表したところであるが、利用者側においてもこうしたサービスを目利きして選択しやすくなるよう、平成30年度中に同ガイドラインの利用の状況などを踏まえ、その充実について検討を開始し、平成31年度早期に結論を得る。

(5) 地域生活の利便性向上のための「地方デジタル化総合パッケージ」

地域住民の生活の中でIT利活用の利便性が実感できるよう、地方公共団体が 国や民間事業者と協力した取組が期待される。これまでクラウド化やオープン データ化、子育てワンストップ化、マイナンバーカード普及等について、国は、 政府CIOの訪問等を通じ、各地域への展開を図ってきたところである。

今後、地域ごとのデジタル化について、その実態が一覧でき、かつ、IT戦略推進の成果が地域生活の利便性向上につながるよう、可能な限りパッケージ化した施策展開を行っていく。そのため、以下の内容を加えた「地方デジタル化総合パッケージ」を策定し、地方のデジタル改革の加速化を後押ししていくこととする。

① 自動運転移動サービス等による移動手段の確保

人口減少と高齢化が進む中山間地域では、地域の公共交通サービスの減少 や高齢者が運転をやめるなど移動手段の確保が課題となっている中、自動運 転サービスは新たな移動手段となることが期待される。平成32年の限定地域 での無人自動運転移動サービス実現を見据え、平成30年度以降は、各地域に おける自動運転へのニーズや事業採算性、社会受容性の観点も踏まえた実証 実験を推進する。

② マイナンバーカードを活用したキャッシュレスによる地域経済活性化

地域の消費拡大を通じた地域経済の活性化を図るとともに、マイナンバーカードの普及に資するため、マイナンバーカードを活用した決済インフラとして実証稼働中の自治体ポイントの仕組みを利用し、クレジットカードのポイントやマイレージ等の休眠ポイントを財源として活用しつつ、地域産物等の販売促進を図るなど、キャッシュレスによる新しい地域経済好循環拡大サイクルを創造する。

③ RPA等を活用したデジタル自治体行政の推進

生産年齢人口が減少する中、地方公共団体内の限られた財源と人的資源を地域住民への行政サービス向上に資する業務に振り向けるため、ICTを活用して自治体業務の在り方を抜本的に見直す必要がある。様々な業務プロセスについて、団体間比較を通じて自動化・省力化できる部分を抽出し、同プロ

セスの標準化とRPA⁷ツール・AI導入を並行して進め、業務効率の飛躍的向上につなげていく。加えて、地方公共団体内部におけるビッグデータの利活用を推進することにより、データに基づいた効果的な政策立案、住民サービスの向上等が期待される。

このため、データ利活用人材の育成や事例の創出をノウハウ面で支援し、 地方公共団体が保有するデータを部局・分野横断的に活用するためのガイド を平成30年度内に策定し、データ活用の全国展開を進める。

④ スマートインクルージョンの推進

デジタル改革の結果、高齢者、障害者等が取り残されることがあってはならず、改めてICTリテラシーのサポート体制整備が急務である。高齢者等がICT機器の操作等について気軽に相談できる「ICT活用推進委員(仮称)」の仕組みを検討するほか、公共施設等を利用してプログラミング等を学び合うコミュニティとして「地域ICTクラブ」の創設に取り組む。また、AI・IoT等を活用した障害者の就労支援等の社会参画に向けた環境整備に取り組む。これらにより、誰もがデジタル化の便益を享受できるインクルーシブな社会を実現する。

⑤ データ利活用型の街づくりの推進

人口の増減、訪日外国人への対応、インフラやサービスの維持・高度化等の各地方公共団体の抱える多様な課題を解決するとともに、都市の魅力や生産性の向上等のためには、分野横断的なデータ連携が有効である。データ利活用型の街づくりについて、先進的モデル構築を推進するとともに、地方公共団体や民間事業者による自主的な横連携の取組を促す。

.

⁷ Robotic Process Automationの略。AI等の技術を用いて、業務効率化・自動処理を行うこと。

3 民間部門のデジタル改革

(1) 官民協働による手続コスト削減

デジタル技術を用いることにより、従来、書面・対面で行っていた取引を単に代替し、事務効率化や利便性向上を図ることにとどまらず、生産性と品質の向上、セキュリティ強化、新サービスの創出へとつながっていくことが期待されている。

そこで、民-民手続のうち、法令上、オンライン手続が認められていないものについて、書面・対面なしで取引を完結させている取組を取りまとめた事例集を参考に、各府省庁は法令等の見直しを行い、その検討結果をデジタル・ガバメント実行計画に基づき策定する各府省中長期計画に反映する。

(2) データ流通環境の整備

IoT機器の普及やAIの進化等により、多種多様かつ大量なデータを効率的かつ効果的に収集・共有・分析・活用することが可能となってきており、データを活用することで新規事業・サービスの創出、生産活動の高度化・効率化、国民生活の安全性及び利便性の向上等が実現すると期待されている⁸。

我が国では様々な理由からデータの活用が企業内又はグループ内にとどまるなど、データを活用したビジネス展開が十分進んでいるとは言い難い状況であり、国際的な競争の観点からも、関係者の権利・利益に関する適切なバランスが取れたデータ流通・活用環境の整備が必要である。

とりわけ、グローバルに事業展開する民間企業にとって、海外拠点からの事業運営上のデータ移転を制限された場合、コスト増加や競争力低下、ビジネス領域の縮小につながりかねず、情報の自由な流通確保に向けた不断の取組⁹が求められる。

① データの安心提供と安心利用を両立させるルールづくり

データ流通の大前提であるサイバーセキュリティの確保を促進するため、官民連携の枠組みの下、IoT機器のセキュリティ対策の強化や情報共有を通じたサイバー攻撃への対処を推進する。加えて、サプライチェーン全体のサイバーセキュリティ対策向上へ向けた指針を策定し、事業者の取組を推進する。また、公正・自由なデータの流通・活用に向け、データの不正流通に対する差止制度の創設を踏まえたガイドラインの策定のほか、データの不当な

⁸ 例えば、電子決済(デジタル・ペイメント)による消費データの収集・分析・活用により、より質の 高いサービスを全国津々浦々で提供できるようになること等も期待される。

⁹ 平成28年4月に開催されたG7香川・高松情報通信大臣会合において、情報の自由な流通等をうたった「デジタル連結世界憲章」が採択されている。

収集や囲い込みに対する措置に取り組むとともに、パーソナルデータの円滑 な越境移転を確保するための枠組みの構築を推進する。

データの提供者(供給側)と利用者(需要側)の双方がデータの提供・利用を安心して行うためには、提供者・利用者及びデータ品質の評価基準や評価方法¹⁰を整備し、提供者・利用者が相手方を選定するための指標を明確にする必要がある。データ提供者にとっては、メタデータ等の作成負荷が大きく、国が基本的なデータ形式の標準を策定して後押しをする必要がある¹¹。

② 民間団体等におけるデータ流通を促進するための取組

国がデータ流通・活用を促進するための分野横断的なデータ連携基盤¹²の整備に向けた研究開発等を行う一方、民間団体による自主的な取組が始まっている。例えば、産業分野が主体となるIoTデータ(センサーやデバイスから収集されるリアルデータ)については、日進月歩で変化することから、民間団体主導でデータ形式等のルール整備が行われている。

また、パーソナルデータについては、個人の関与の下でデータ流通・活用を進める仕組みであるPDS¹³や情報銀行、データ取引市場等の社会実装に向けた検討が進んでおり、平成30年6月に総務省と経済産業省が民間団体による「情報信託機能の認定に係る指針」を取りまとめる予定である。今後、本指針等を踏まえ、関係者が協力して、利用者や社会の信頼を得つつ、データの流通・活用を進めていくことが必要である。

(3) 協調領域の明確化と民間データの共有

事業者等が保有するデータは、事業活動の中で収集したデータであり、個人・ 法人の権利・利益に関するもののほか、他者との競争上重要なデータ(競争領域のデータ)も含まれている一方、共有することにより新たな付加価値を生む データ(協調領域のデータ)も含まれている。

官民データ基本法では「事業者は、自らが保有する官民データであって公益の増進に資するもの」について、国民が容易に利用できるように措置を講ずることとされている。事業者同士は元来競争関係にあることから、協調領域の明

¹⁰ データの提供者・利用者の評価にとどまらず、データの品質をできる限り明確にしておくことが望ましい。データ利用者からすると、データの提供者、提供方法、構造、利用範囲、更新頻度、充足度合等といった情報が分からなければ、アプリ開発やサービス提供に活用できるデータなのか判断することが難しい。

¹¹ 例えば、国が日付や住所、電話番号等などの基本的な情報の書式の標準を提供することで、データ 提供者の負荷低減につながっていくと期待される。

¹² 様々な企業や組織が、データカタログ(メタデータ)等を用いて、産学官が保有するデータがどこにあるかを検索し、APIを介して様々な分野のデータをワンストップで入手可能な分散・協調型のBtoBtoC型プラットフォーム。

¹³ PDS: Personal Data Store_o

確化に当たっては、国(公的研究機関を含む。)が媒介の役割を果たす必要がある。

① 産業データ活用の推進

IoTの進展により流通量が爆発的に増えているデータについて、産業における競争力強化や社会課題解決に向けた利活用を促進するため、平成30年5月に成立した生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)に基づき、協調領域におけるデータの収集・活用等を行う民間事業者の取組をセキュリティ確保等を要件として主務大臣が認定し、支援する。

② 自動運転の地図・走行データの共有化

平成32年までの高速道路での自動運転可能な自動車の市場化及び限定地域での無人自動運転移動サービスの実現を目指し、政府が協調領域とすべき分野を特定したことを受け、ダイナミックマップの整備や走行映像データの共有化の検討が進んでいる。これらのデータを仮想空間での安全性評価環境の構築等に活用することで、各自動車メーカー等における協調領域の研究開発を効率化し、多様な付加価値を搭載した自動運転車の市場化を促進する。

(4) デジタル化と働き方改革

デジタル技術の導入は、オフィスワークの在り方を変えていく。ペーパーレス化にとどまらず、業務活動データの収集・分析を可能とし、BPRに直結する。仕事の場所が限定されなくなることで労働生産性向上にもつながり、働き方改革に貢献する。

平成32年までの毎年、内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省が中心となり、7月24日(2020年東京オリンピック開会式予定日)をコア日とした「テレワーク・デイズ」として全国一斉のテレワークを実施することで、交通混雑緩和だけでなくテレワークの定着を含む働き方改革の浸透を図る。

4 世界を先導する分野連携型「デジタル改革プロジェクト」

(1) 世界最高水準の生産性を有する港湾物流の実現

港湾物流は、我が国の海外貿易の99%以上(重量ベース)が活用する物流の 結節点であり、多様な主体による経済活動、行政手続及び公共インフラの維持 管理の中核拠点である。これら多様な主体ごとに独自に進められてきた今まで の情報化に関する取組は、主体ごとの部分最適とも言える状況であり、港湾全 体の最適化と国際競争力強化へと踏み出す視点や主体が欠落していた。

今後の我が国の更なる貿易促進を見据え、多様な情報やその手続を総体的に 捉え直し、政府主導で各港湾の電子化を強力に推進するとともに、これら港湾 の最適な利活用を支えるデータ連携基盤を構築し、最先端のAI技術等と集約さ れたビッグデータを活用した世界最高水準の生産性を有する港湾物流を実現 する。

① 港湾の完全電子化と港湾関連データ連携基盤の構築

全国の物流事業者や港湾管理者が保有する、港湾情報や貿易手続情報を港湾物流の生産性向上等の観点を踏まえ総体的に整理し、国内港湾におけるこれら情報や手続を取り扱う港湾関連データ連携基盤を平成32年までに構築する。同基盤は、必要なセキュリティ及び情報の秘匿性を確保しつつ、中小企業を含む港湾物流に関係するあらゆる事業者が柔軟に利活用できる仕組みを実装する。同基盤の活用により、港湾間の情報連携を図り、港湾物流における生産性向上、国際競争力向上、ひいては港湾行政の効率化や災害対応力の向上を図る。

② 世界最高水準の生産性を有するAIターミナルの実現

港湾関連データ連携基盤の構築に先んじて、平成31年度以降、国際コンテナ戦略港湾において遠隔操作RTG¹⁴等の導入を促進する。さらに、同基盤の構築を見据え、コンテナ貨物情報等を基にAI等を活用して最適化したコンテナ蔵置計画の提案等、各種ビッグデータのAIによる分析手法を構築し、世界最高水準の生産性と良好な労働環境を有するAIターミナルを実現する。

(2) データ駆動型のスマート農水産業の推進

人口減少に伴い国内市場が縮小する中、農水産業を成長産業にしていくためには、拡大し続ける世界の食市場に向けて、我が国の高品質な農水産物・食品の輸出を強化することが重要である。また、農水産業者の高齢化や減少が進む中、我が国農水産業の持続可能な発展に向けた競争力強化や農水産業者の所得

¹⁴ Rubber Tired Gantry craneの略で、タイヤ式門型クレーンのこと。コンテナターミナル内でコンテナの荷さばき作業を行うときに使われる。

向上を実現するためには、農水産業に関する多様な手続を含めたデジタル化を 推進し、多様な情報の利活用に基づく、世界最高水準のデータ活用型農水産業 の展開が不可欠である。

平成31年4月に本格稼働が予定されている農業データ連携基盤の機能を強化・拡張し、我が国が誇る高品質生産物の価値を損なわず、国内外の市場や消費者のニーズに機動的に応える世界初のスマートフードチェーンを確立するとともに、行政事務を含む様々な手続のデジタル化を推進し、物流を含め農水産分野の高度化、効率化、競争力強化の実現を目指す。

① スマートフードチェーンによる生産・流通改革

農業データ連携基盤の機能を拡張し、農産物・食品の生産から販売・消費・輸出に至るまでの様々なデータを収集・活用し、国内外の市場や消費者のニーズに機動的に応える世界初のスマートフードチェーンシステムの構築を進める。具体的には、データ連携に向けた標準化を進めるとともに、高精度な生育・出荷予測に基づく生産・需要のマッチング、輸出を含めブロックチェーン技術等を活用した品質管理・トレーサビリティ等の実現に取り組む。また、港湾においてITを活用し産地と連携した農水産品の輸出拠点機能の強化を図る。これらの取組を通じて、我が国農水産物・食品の信頼性の確保、付加価値の向上、輸出拡大に貢献する。

② 農業分野におけるデジタルファーストの推進

従来、紙ベースであった各種の農業関係手続のデジタル化に向け、まずは、 認定農業者制度に係る申請手続の電子化に関する実証を平成30年度から一 部地域で開始する。実証結果を踏まえ、平成31年度以降、全国展開を図ると ともに、他の手続の電子化について検討を進める。

また、農業者が制度や各種補助金の申請手続や経営改善に資する情報等を 一元的に入手可能となるようなポータルを構築し、農業経営の担い手育成に 資するとともに、データを活用した政策立案など、行政の高度化・効率化を 一層推進する。

③ データをフル活用したスマート水産業の推進

漁業者、産地市場、加工流通、試験研究機関等が保有する水産業に関わる幅広いデータの取得・共有・活用が可能なスマート水産データベース(仮称)を平成32年度までに構築する。これにより、水産資源管理の高度化と効率化、水産業分野における生産性向上を実現する。

また、スマート水産データベース(仮称)の構築状況を踏まえつつ、水産 行政に係る各種手続の電子化について検討を進める。

(3) データヘルス×マイナポータルの連動

日本は世界に先駆けて超高齢社会に直面する。そうした超高齢社会においては、子供から高齢者まで、一人ひとりが人生100年時代を想定した健康生活を改めて考えていく必要がある。

どの時点の、どのような情報を、どう活用し、どのような健康生活を実現するのかを具体化し、地域における持続的な健診・医療・介護等の連携体制構築、地域社会での各種サービスの高度化とそれを活用するための手続の利便性向上、個人情報保護・安全性への配慮等を実現する情報利活用の基盤整備を進める。

今後は、マイナポータルを活用し、健康情報を個人に安全に提供できるサービスの整備を積極的に推進する。具体的には、特定健診データ、医療費情報、薬剤情報等をマイナポータル上で確認できるシステムを構築し、将来的には、乳幼児健診、学校健診等、市販医薬品や個人が測定する多様な健康関連データなどとの連携も視野に入れる。加えて、個人の同意の下、健康・医療・介護データを様々な民間サービス等で活用する仕組み (PHR) につなげ、生涯にわたって健康を管理できる環境を整備する。

これにより、データを活用した健康管理・病気予防のスタイルを確立すると ともに、国民の「健康づくり」の基盤を構築する。

(4) 自動運転による新しい移動サービスの実現

高齢化が進む地方、中山間地域や高度成長期に整備され老朽化した大規模住宅団地(オールドニュータウン)など、高齢化が進み人口が減少している地域等では、地域の公共交通サービスの減少や高齢者が運転をやめることなどにより、移動手段の確保が課題の一つとなっている。自動運転車による新しい移動サービスが地方における生活や物流の新しい足となることで、地方の人々の暮らしの基盤を支えていくことが期待される。

これらを踏まえ、中山間地域等における道の駅等を拠点とした実証実験などの取組を更に推進するほか、現在の実証実験の枠組みを事業化の際にも利用可能とするなど、柔軟な措置を講ずることを検討し、平成32年までに限定地域での無人自動運転移動サービスを実現する。

III. 抜本改革を支える新たな基盤技術等

1 基盤技術

研究開発等の推進については、官民データ基本法において「国は、我が国において官民データ活用に関する技術力を自立的に保持することの重要性」を考慮し、AIやIoT、クラウドサービス¹⁵をはじめとした先端技術の研究開発・実証推進・成果普及に向けた必要な措置を講ずることとされている¹⁶。

実際に、ITを活用した社会システムの抜本改革は、大量のデータが機械判読に適した形式で入手でき、高速処理が可能なデジタル環境がなければ進まない。抜本改革を支える基盤技術としては、官民データ基本法で明示されたAI、IoT及びクラウドサービスのほか、今後はエッジ領域¹⁷におけるコンピューティング能力や、大容量・超高速のデータの送受信のできる5G、記録性に優れたブロックチェーンなどが加わってくる蓋然性は高まっている。

なお、IT基本法においては、研究開発を「我が国産業の国際競争力の強化をもたらす源泉」¹⁸と位置付けた上で、「国際的な協調及び貢献」¹⁹が必要とされている。諸外国との協力関係を通じて、AI・IoTをはじめとする我が国の高度なITや知見をいかした成功モデルの海外展開を図ることで、我が国の国際競争力強化や各国の課題解決に貢献することとする。

(1) AI 技術の研究開発と社会実装

AI技術の発展に伴い、ビジネスプロセスの合理化から付加価値の創出に至る 実用性の高い機能が様々な分野で実現されつつある。特に画像や数値などAIを 活用しやすいデータが豊富な自動走行、医療画像、金融などの分野では、デー タ利活用の進展と相まって、AIの社会実装が着実に進んでいる。

例えば自動走行に関しては、車両の周辺環境の情報を認識し、今後の行動を判断して、走行制御を行うという自動運転車の一連の機能にAIの活用が進められている。医療画像に関しては、画像認識技術をいかして、短時間で高精度な分析が可能な画像診断医療機器の開発が進められている。さらに、金融分野では、取引のオンライン化を起点とした資金決済、融資審査、資産運用等の業務の効率化に着手するとともに、オープンAPIによるフィンテック・ベンチャー企

19

¹⁵ 官民データ基本法第2条(定義)において、AIは「人工知能関連技術」、IoTは「インターネット・オブ・シングス活用関連技術」、クラウドサービスは「クラウド・コンピューティング・サービス関連技術」として、それぞれの定義が設けられている。

¹⁶ 官民データ基本法第16条 (研究開発の推進等)。

¹⁷ 「エッジ」はネットワークの端を指す。「エッジ・コンピューティング」とは、端末のより近くにサーバを配置してデータ処理を行うことで、ネットワークの負荷軽減と遅延回避が可能となる長所がある。

¹⁸ IT基本法第23条(研究開発の推進)。

¹⁹ IT基本法第24条 (国際的な協調及び貢献)。

業等との協業下で新たなサービスの開発が行われている。また、我が国が強み を持つものづくり分野については、これまでも製造現場のオートメーション化 と並行して良質なリアルデータが生産性向上のために活用されてきた。さら に、消費者の嗜好等に関するデータの収集とAIによる分析結果が加わること で、従来型の汎用品大量生産から「マス・カスタマイズ生産」と「マス・ラピ ッド生産」への転換が加速していくと考えられる。

これらの分野に加え、今後の実用化に向けて、健康・医療・介護、観光、農 林水産、インフラ・防災・減災等、移動といった各分野20で、以下のような国の 支援の下での研究開発等が行われており、地域での課題を踏まえた実証、実装 に向けた一層の取組が期待される。

重点分野における研究開発等	期待される効果
●健康・医療・介護分野	
・AI を活用した保健指導支援システム開発	・医療費の適正化
・診療データを活用した AI による診療支援機器の開発	・医療の質向上
・現場のニーズを踏まえた介護ロボットの開発	・介護者の負担軽減
●観光分野	
・多言語音声翻訳技術の研究開発	・新サービス創出
●農林水産分野	
・農業への AI、IoT、ロボットの活用に向けた研	・農業の競争力強化、担い手不足解消
究開発	
●インフラ・防災・減災等分野	
・豪雨・竜巻予測技術の開発	・避難指示の迅速化
●移動分野	
・無人化・隊列走行等の自動運転関連の技術開発	・無人自動運転、トラック輸送効率化
・ドローンの産業利用に向けた技術開発	・都市における荷物配送の実現

国のAI技術の研究開発と社会実装の司令塔は、「人工知能技術戦略会議²¹」で ある。同会議が策定した戦略によれば、おおむね平成32年までのフェーズ1で は、工場、病院・介護施設、農場、トラック・ドローンといった個別領域内22で のAI活用が進む。フェーズ2からは、AIスピーカーや健康状態の常時管理サー ビス、自動運転など、個別領域の枠を超えた一般化が進むという将来像を提示 している。

20 第2部において、官民データ利活用の推進等を図ることで、社会的課題の解決に貢献することが期 待される8つの重点分野として、電子行政、健康・医療・介護、観光、金融、農林水産、ものづくり、

インフラ・防災・減災等及び移動の各分野を指定している。 ²¹ 「人工知能技術戦略会議」は、平成28年4月に開催された第5回「未来投資に向けた官民対話」にお ける内閣総理大臣の指示を受けて創設。同会議を司令塔として、内閣府・総務省・文部科学省・厚生 労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省の関係府省の連携の下、平成29年3月に策定した「人 工知能技術戦略」の中で掲げられた「人工知能の研究開発目標と産業化のロードマップ」で規定した 「生産性」、「健康、医療・介護」、「空間の移動」重点3分野を中核に、人工知能技術に関する研究開 発・社会実装を一体的に推進している。取組について定期的にフォローアップを行うこととされてい

²² 戦略の中で、領域の例として工場、病院・介護施設、農場、トラック・ドローン等が挙げられてい る。

また同戦略では、画像認識、自然言語処理、音声認識・合成等を含むAI技術は、IoTセンサー、エッジ領域における情報処理、ロボットをはじめとした他の関連技術と融合しながら産業化していくというロードマップを描いている。

今後、AIの社会実装を加速化させる上で重要なものは質の高い大量のデータであり、AIの研究開発の推進と並行して、AIの実用化に有意義なデータを利活用できる環境を整備していくことが必要である。その際、日本の強みである「現場」からデータを生み出し、そこから全体をデジタル化していくことが重要である。またAIの実用化を支える人材育成も重要であり、特にビジネスなど出口を見据えた教育・人材育成を行うことが必要である。他方、AIの実用化により、従来なかった新たな規制が必要か否かの議論も今後活発化することが考えられ、そのほかにもAIが生み出す成果の品質基準を設けるか否か、AIが現在の労働・産業構造にどのような影響を与えるか、AIの下す判断の倫理上の扱い、そしてAIの判断結果に対する責任の所在など、今後AIの社会実装が進むに伴い生じると思われる様々な課題についても、今後検討していくことが必要である。

なお、地方公共団体を含む電子行政分野は、最先端の技術には必ずしもなじまないと考えられがちだが、むしろAI技術を活用する余地は大きい。事務作業の自動化・効率化のためのRPAツールを導入するとともに、これにAIの深層学習データを加えれば、反復継続的な作業の自動化等を通じた大幅なBPRが可能となる。複雑な条件を数理モデル化したAIも、各種審査業務に導入することで、審査業務の省力化や審査の可否理由の説明を容易にするなど、BPRの促進とアカウンタビリティの向上の双方を進めることができる。さらに、これまで実現が困難であった非定型業務のシステム化についても、PoC²³を行いながら段階的に取り組んでいくことが期待される。

(2) クラウドとエッジ・コンピューティングの相互補完

クラウド・コンピューティング・サービス²⁴ (以下「クラウド」という。)の活用企業は、設備投資を行わなくとも最新かつ汎用性の高い外部のITサービスの簡便な利用が可能となる。全社的にクラウドを活用している国内企業の割合は、5年間に倍増して47%²⁵となっており、0ECD調査によれば33か国中3位となっている。

クラウドの特長として、サービス提供者側のAPI公開による多様なアプリケーションの開発・利用や、蓄積されたデータのAI処理による作業の自動化等を

_

²³ Proof of Concept (概念実証) の略。

²⁴ 官民データ基本法 (第2条第4項) において、「『クラウド・コンピューティング・サービス関連技術』とは、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて電子計算機 (入出力装置を含む。以下同じ。) を他人の情報処理の用に供するサービスに関する技術をいう。」と定義されている。
²⁵ これは平均値であって、「資本金10億円以上」の大企業が72.4%であるのに対し、「1億円未満」の中小企業は40.4%にとどまるなど、両者の間には30ポイント以上の格差が見られる。

通じ、生産性向上をもたらすことが挙げられる。特に中小企業・小規模事業者の間では、ブロードバンドサービスの導入と併せ、パッケージ型サービスの利用が進むことで情報セキュリティの確保・底上げが図られることが期待でき、クラウド導入の支援を行っていく必要がある。

他方、膨大なセンサーデータの収集・処理を要する生産工場や自動走行車等では、データ処理のリアルタイム性が重視されるので、インターネット環境の影響を受けるクラウドに過度に依存するのは望ましくない。エッジ領域において、AIを用いたデータ処理を促進することで、まずはリアルタイム性確保と通信コスト削減の効果を見込める。また、ネットワーク利用時に比べ、サイバー攻撃の影響等による通信遮断とデータ流出を回避することができる。そのため、より高度な情報処理能力をもった専用チップと、それを用いたコンピューティング技術を開発していくこととする。

なお、このようなエッジ・コンピューティングが導入されている場合であっても、自社内の統計的なデータ処理や複数工場のデーター括管理、社外とのデータの共有・保全の際にはクラウド上でのデータ連携が効率的・効果的となる場合もあり、両者は相互補完的に活用されることとなる。

(3) IoT 社会におけるセキュリティ対策

① IoT機器の脆弱性対策

インターネットに接続される家電製品や防犯カメラ等の業務用センサーを含む、いわゆるIoT機器は幾何級数的に増加しており、平成32年には全世界で300億個に達すると推計されている。IoT機器は、生活の利便性を高める一方で、人の目が届きにくい、長期にわたって使用されるためセキュリティ対策が危殆化する、リソース等の制約によりアンチウィルス対策等が適用できないなどの、サイバー攻撃の対象として狙われやすい特徴がある。

国立研究開発法人情報通信研究機構 (NICT) によれば、国内で観測されたサイバー攻撃関連通信は、過去5年間で10倍以上の増加を記録しており、平成29年には1,504億パケットを記録している。そのうちの54%がIoT機器を標的としていると推計されている。外部攻撃者は、IoT機器を乗っ取ったり²⁶、それらを踏み台とする大規模DDoS²⁷攻撃を仕掛けたりしている。サイバー攻撃によるインターネット障害が国民生活と経済活動に与える影響が懸念される中、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けても早急な対策が必要である。

²⁶ IoT機器の乗っ取りの具体例として、外部侵入者による、自動走行システムを利用中の自動車、家庭内監視カメラ、スマートロック等の遠隔操作が考えられる。

²⁷ Distributed Denial of Serviceの略。多数の端末から一斉に大量のデータを特定宛先に送りつけ、宛先のサーバ等を動作不能にする攻撃。

対策として、平成30年5月に成立した電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律(平成30年法律第24号)に基づき第三者機関を通じて行われる、サイバー攻撃を行うマルウェア感染機器やそれら機器に指令を出すサーバに関する電気通信事業者間の情報共有を促進する。また、NICTにおいて、パスワード設定に不備のあるIoT機器の調査を行い、当該機器のIPアドレス等の情報を通信事業者に提供し、利用者への注意喚起を通じて、対処を促進する。

さらに、ダミー環境に誘導したサイバー攻撃手段を分析するシステムや、 IoT機器のハードウェア内のセキュリティ強化のための研究開発も併せて 実施していくこととする。

また、セキュリティ人材は質・量ともに不足しており、官・民の重要インフラ関係機関の参加するサイバー演習や、セキュリティ研究者等の育成プログラムを実施している。今後は、IoT機器の普及を見据え、より広範な産業におけるセキュリティ人材の育成を進めていく必要がある。

② IoT社会におけるデータ連携を支えるセキュリティ技術

IoT、AIなどにより実現されるSociety 5.0として目指すべき社会では、分野ごとのデータのみならず、分野の垣根を越えてデータを連携させ、ビッグデータとしてそれらを分析・活用することで生まれるイノベーションにより新たな価値を創出し、様々な社会的課題を解決することが期待される。その際、国、地方公共団体、民間などに散在するデータを連携させていく際に、安全なデータの利活用、グローバルなデータ流通等を確保するためには、サイバーセキュリティへの対応が必要である。そのため、流通するデータを改ざんから守る技術やデータの証跡性を確保する技術の開発など、セキュアなデータ連携を実現するための技術開発を推進する。

(4) 5G等のネットワーク基盤技術

5 Gネットワークの実現と活用に向けた検討は世界各国で進められる中、日本では、平成32年の2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、大容量コンテンツの配信や、自動運転車を含む多種多様なIoT機器の接続を下支えするネットワークの基盤技術となることが期待されている。

5 Gを現行LTEと比較すると、超高速・大容量(最高伝送速度100倍)、多数同時接続(接続機器数100倍)、超低遅延(遅延が10分の1)という特性を有している²⁸。これらの各特性を実用化につなげるべく、高精細映像を警備・医療への活用、建機・車両の遠隔操作、事務所・倉庫内でのIoT機器の自動最適制御等

23

²⁸ 5 Gでは、例えば2時間の映画を3秒でダウンロード、ロボット等の精微な操作をリアルタイムに 実現、約100個の端末やセンサーの接続が可能と想定されている。

を研究開発目標とした、5 G総合実証実験を全国で継続的に実施していくこととする。また、既存の無線ネットワークである4 Gから5 Gへの円滑な移行を実現する。あわせて、新たな5 G等の利活用モデルの開拓や、高度無線ネットワークを支える光ファイバ網の整備等のICTインフラの地域展開を促進し、ICTによる地域の課題解決・活性化や経済成長に貢献する。

5 Gの実現は、平成32年前後が世界的なターゲットイヤーとされている一方で、標準化がいまだ完了していない。平成30年から平成31年までにかけて予定されている 5 G規格と 5 G拡張規格についての国際標準化の場面において、日本がイニシアティブをとって技術的条件を確立させるとともに、所要の周波数帯を確保していく必要がある。 5 Gと併せて標準化が予定されているWeb of Things (WoT) ²⁹について、技術開発・標準化に適切に対応していくこととする。

社会基盤としての役割が期待されるBeyond5G³⁰等の次世代ワイヤレスシステムに関し、その実現に向けた技術開発を行うとともに、周波数共用・移行の推進、先端的なワイヤレス研究人材や電波の利活用を分かりやすく助言するメンター人材の育成、我が国の優れた電波システムのグローバル展開などの環境整備を通じ、社会コストの低減や経済成長に貢献する。なお、通信速度は低いが、長距離通信、省電力、低料金といった特性を有するLPWAについては、スマートメータをはじめとしたインフラ管理や、恒常的なデータ取得の困難な奥地の自然環境監視などのデジタル化に活用されることが期待されている。また、多種多様なIoT機器の接続の実現のためには、膨大なアドレスが必要であることから、無尽蔵のアドレス数を持つIPv6³¹の利用を促進する。

(5) ブロックチェーン等の新技術の利用

ブロックチェーン及び分散台帳技術³² (以下「BC等技術」という。) は、耐改 ざん性と透明性 (トレーサビリティ) が高く、取引上の仲介が不要となること に伴う取引コストの削減をもたらすといった長所を有する。BC等技術を活用し

²⁹ Web技術を活用し、異なるIoTサービス間の相互連携を可能とする技術のことである。IoTの実現を支える技術の一つであり、現在、Web関連技術の標準化を推進している標準化団体W3C(World Wide Web Consortium)において、その標準化が議論されている。

^{30 5} Gの次の世代として想定されるシステムを指す。双方向での超大容量×超大量接続×超低遅延のネットワークを実現できるだけでなく、通信に必要なモジュールがあらゆるものに溶け込むことで、ユーザは端末を介さず(意識せず)に通信を利用可能となる。クリティカルなアプリケーションにもワイヤレスが使われ、高速な移動体の遠隔操作や完全自律型ロボット等が社会に普及していく過程で活用されていくこととなる。

³¹ Internet Protocol Version 6 の略で、現在広く使用されているインターネットプロトコル (IPv4) の次期規格である。本規格はインターネットに接続される機器の増加に伴う IPv4 アドレスの枯渇に備え規定されたものであり、IPv4 に比べアドレス数の大幅な増加及び各種設定の簡素化等が実現可能となる。

³² 中央管理機関や第三者(仲介)機関を通すことなく、高い信頼性や透明性を保ちつつ個人同士がインターネット上で直接取引を行うことを可能とする技術。このような取引記録を保存・確定させる仕組みを「ブロックチェーン」といい、同記録が共有・蓄積されたものを「分散台帳」という。

た仮想通貨「ビットコイン」の流通額が約117億ドル(平成30年3月末現在)³³ に達するなど、金融分野を中心に同技術を用いた新サービス創出の動きが国内 外間わず活発化している。

行政分野におけるBC等技術の導入による効率化が期待されているものの、同技術を用いた取引の安全性・即時性の検証やモデル構築が不十分であることから、海外行政機関においても技術的課題の洗い出しのための研究開発ないしPoCを行っている段階にある。その一方で、ISO等の場における同技術の標準化に向けた議論も活発化している。

我が国では、物流・不動産の分野をはじめとした、BC等技術と親和性の高いユースケースを抽出することで民間の取組を支援する。また、今後の国際的な標準化に積極的に貢献するとともに、行政や公共性の高い分野への先行的な導入を見据えた実証事業 (PoC) に着手する。あわせて、BC等技術を導入する場合における運用・ルール面の課題整理を行い、その結果を踏まえ、ブロックチェーン等の新技術を利用した革新的な電子行政の実現に向けた計画策定等を進めることとする。

_

³³ CoinMarketCap (https://coinmarketcap.com/) から引用。

2 人材の育成等

抜本改革の確実な実施に向け、AIやIoTなどの最先端技術の研究開発と利活用を進める高度かつ専門的人材の育成と国民全体のITやデータに対する理解底上げを図ることが求められる。加えて、国民向けの教育及び学習の振興の両面から取り組む必要があり、IT基本法及び官民データ基本法のいずれにもその考え方が盛り込まれている³⁴。

(1) 高度人材の育成

情報通信市場は今後も拡大を続ける一方で、その関連産業の産業人口は平成29年をピークに減少する³⁵ため、平成42年時点では、約41万人から79万人のIT人材が不足すると予測されている³⁶。特に人工知能技術戦略中のフェーズ1において、トップレベルのAI人材³⁷を産官学の強力な連携の下、即戦力として育成することの必要性が明記されている。

また、IoTの普及に伴うデータ流通を下支えするネットワークインフラについて運用管理・制御技術等を有する人材や、技術開発のみならずデータ活用に係る専門的な知識等を有する人材の育成に取り組む必要がある。これら人材が核となり新たな製品やサービス供給や異分野連携等を進めていく。さらに、情報セキュリティの人材育成も急務であることから、「サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針」(平成28年3月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定)や「サイバーセキュリティ人材育成プログラム」(平成29年4月18日サイバーセキュリティ戦略本部決定)、さらには、次期サイバーセキュリティ戦略に基づく人材育成の推進に取り組む。

なお、常に最新の技術を習得し即戦力となるIT人材を供給できるよう、技術 系人材の再教育(リカレント教育)が有効である。

(2) 国民の教育及び学習の振興

高度人材のみならず、国民全体のITレベル底上げのため、小・中・高等学校でのプログラミング教育の充実を図るとともに、プログラミング等を学びたい児童・生徒等が発展的に学び合う機会(地域ICTクラブ)が重要である。特にAI

34 IT基本法第18条(教育及び学習の振興並びに人材の育成)、官民データ基本法第17条(人材の育成及び確保)及び官民データ基本法第18条(教育及び学習の振興、普及啓発等)。

³⁵ 平成28年度経済産業省調査。

³⁶ 平成26年度補正「先端課題に対応したベンチャー事業化支援等事業(ITベンチャー等によるイノベーション促進のための人材育成・確保モデル事業)」における調査結果による。同調査において、今後、量・質ともに特に大幅に不足すると見込まれる人材は、ビッグデータ、IoT、人工知能のほか、ロボットに関する人材との結果が得られている。また、情報セキュリティ人材に関しては、平成28年時点で約13.2万人不足、平成32年においては約19.3万人不足すると予測されている。

³⁷ 当該人材は、AIに関する様々な知識・汎用的能力を有し(問題解決)、コンピュータサイエンスの知識・プログラミング技術を駆使でき(具現化)、具体的な社会課題に適用できる(活用)ことを期待。

時代においては、国民全体がAIに関わることとなるため、AIをより正確に理解³⁸ し活用できるための、基礎学力、課題設定力、コミュニケーション力などの基礎力(情報リテラシー)の醸成が重要である。今後、深刻な人口減少により、介護分野³⁹をはじめ様々な産業分野で人手不足の対応に追われる可能性があり、AI・ロボットの導入による労働力確保も期待されているところ、人間がAI・ロボットと共存し使いこなし、その恩恵を最大化するためにも、国民全体のITリテラシーの向上を図る必要がある。

=

³⁸ AIができることとできないこと、得手不得手を理解すること等。

³⁹ 「将来の介護需給に対する高齢者ケアシステムに関する研究会」報告書(平成30年4月9日)によると、高齢化による介護需要の増加等に伴い、2035年には介護職員が68万人不足する見込み。

3 抜本改革後に到来するデジタル社会

Society 5.0は、より多くの人々が最先端技術の恩恵に浴することのできるデジタル社会である。AIをはじめとした基盤技術が、まずは民間部門の中の産業分野で利用され、やがて製品・サービスとして国民利用者の社会生活に徐々に取り入れられる。一般利用者の日常の行動や生活環境を変えることにより意識の変化をもたらし、それが既存の手続やモデル、組織などの社会システム全体を変革していくこととなる。

インターネットを通じた世界との距離感が縮まる中、デジタル社会への早期の移行は国際競争力にも直結する。「世界に選ばれる、暮らしやすく働きやすい」 日本を目指さなければならない。以下では、そのデジタル社会像を生産性向上と 生活変化の2つの視点から整理する。

(1) 産業分野における生産性向上

デジタル化を生産性向上にいち早くいかす産業分野の一つとしては、金融分野が挙げられる。銀行では、RPA技術を利用した効率支援ソフトやAIを利用した融資審査等の導入により、人手でなければできない業務の量は急減する可能性がある。生命保険業ではヘルスデータ、損害保険業では走行記録データをそれぞれ料率算定に活用した新商品の普及が見込まれる。

同様に、ものづくり分野では、AI・IoTの本格導入でより一層の生産性向上がもたらされる。既に普及している産業ロボットであるが、これがAIからの作業指示を受けて複数の工程・工場の現場で連動して生産量が拡大する。品質がより安定して生産工程の改善が容易になることに加え、生産現場におけるAI・IoTを介した熟練労働者の技術継承が進む。

両分野以外でも、物流分野で自動運転が一般化すればトラック運転手等の負担軽減がもたらされる。観光分野ではサービスロボットによる接客の増加による宿泊施設の低コスト運営が可能となる。クラウド利用型の音声翻訳プラットフォームがビジネス領域全般へと広がれば、人材のボーダレス化も促進されていくと考えられる。

(2) AI 等の社会実装がもたらす国民利用者の生活変化

一般家庭において、IoT機器となったテレビ、冷蔵庫、照明等が普及し、AIスピーカーと連動するようになれば、それら家電の音声操作や外出時の遠隔操作が可能となる。また、これまでは一部のスマートホーム居住者のみに限られていた電気使用量や温度・湿度の最適化が図られるようになる。

健康管理にもAIが貢献することとなる。冷蔵庫が摂取カロリーや栄養素から 判断して健康的な食事の提案や、家庭内に導入されたセンサー付のトイレ等か らのデータから病気の早期発見・予防が可能となる。家事の支援ロボットを導入すれば、365日24時間のサービスが受けられる。

また、サービスデザイン思考が浸透したデジタル社会においては、行政手続等はオンラインで完結させることができ、国民利用者が行政窓口を訪問する必要性は最小限なものとなる。さらに、行政手続を行うことが必要になった場合に、関連する行政手続等について、プッシュ型サービス等⁴⁰により漏れなく把握でき、全てまとめてオンラインで簡便に処理されることが考えられる。その際、必要な行政手続の選定や本人確認のための顔認証等⁴¹の場面で、AI等が活用されることが想定される。

このように、AI等の社会実装は、国民利用者の生活の利便性の向上と安心・安全を高めるものと期待される。

-

⁴⁰ 住民が自ら能動的に情報を得て行政手続を行うのではなく、行政側から自動的に一人ひとりに合った情報 (利用できる手当や諸制度等の案内) が配信されるサービスのこと。

⁴¹ 例えば、マイナンバーカード内の顔画像と、スマートフォン等で撮影した顔画像との照合による顔 認証により、対面交付手続のオンライン化を実現できる。

IV. 抜本改革推進のための体制拡充と機能強化

「ITを活用した社会システムの抜本改革」を推進するためには、政府自らが率先してデジタル技術を徹底的に活用した行政サービス改革を断行しなければならない。加えて、地方のデジタル改革に向け、地方公共団体の官民データ活用推進計画策定、国の取組の成果の地方への展開、地方での優良事例の全国展開等をパッケージで総合的に推進するとともに、民間部門のデジタル改革に向け、事業者の取組の後押しや横展開、利用者のリテラシー向上やデータ利活用に対する理解の醸成とこれらを通じた不安の解消を図ることを含め、政府・地方・民間を通じた全ての主体への働きかけが必要である。

このような政府・地方・民間を通じた「ITを活用した社会システムの抜本改革」を力強く進めるには、IT総合戦略本部を司令塔に、縦割りを排し、関係府省庁が一体となって取り組むことが不可欠である。

この点、IT総合戦略本部を支える事務局である内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室(以下「IT総合戦略室」という。)の規模が不十分であり、外部人材登用に当たっての処遇にも課題があるとの指摘がされており、IT総合戦略室の機能と体制の強化に向け、平成30年度から順次、関係省庁からの人的資源の貢献などの一層の協力を得るとともに、外部の優れた人材の活用のための所要の処遇改善などの環境整備について検討を行う。

行政サービスのデジタル改革に不可欠となる情報システム関係予算については、政府CIOの評価を基に、既存の施策を見直しつつ、特定の施策に重点的に投資できるよう予算に反映する取組を行ってきているが、予算執行を各府省庁でそれぞれ実施する仕組みとなっていることによる課題が指摘されており、各府省の情報システム関係予算について、投資対効果を最大化するため、予算要求から執行の各段階において、府省横断的な見地からより実効性のある審査機能が働く仕組みを構築するための検討を進め、平成32年度から試行的に開始する。

また、情報システムの調達においては、予算要求の段階から仕様を詳細に検討して、あらかじめ執行予定額を確定させる従来のウォーターフォール型開発の考え方のみでは、予算要求時と設計・開発時のタイムラグ等を鑑みると、外部環境の急速な変化に対応し、利用者のニーズ等を適時適切に反映することが難しいなどの課題がある。このため、情報システム関連プロジェクトの調達に関し、サービス提供時点で最新の技術や機能を導入させるなどの機動的かつ効率的、効果的なシステム整備に資するよう、企画競争の活用を含め、調達・契約方法の柔軟化について検討を進め、平成32年度から試行的に開始する。

「第1部 世界最先端デジタル国家創造宣言」に掲げた「ITを活用した社会システムの抜本改革」の実現に向けた具体的施策は、「第2部 官民データ活用推進

基本計画」並びにデジタル・ガバメント実行計画及び同実行計画に基づく各府省中長期計画に盛り込み、迅速かつタイムリーにPDCAサイクルを推進し、スパイラルアップを目指す。

第2部 官民データ活用推進基本計画

I. 官民データ活用推進基本計画に基づく施策の推進

「官民データ利活用社会」のモデルを構築するため、官民データ基本法第8条に規定する官民データ活用推進基本計画(以下「基本計画」という。)を策定する。

基本計画には、次に掲げる事項について定めるものとされている。

- ① 官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な方針
- ② 国の行政機関における官民データ活用に関する事項
- ③ 地方公共団体及び事業者における官民データ活用の促進に関する事項
- ④ 官民データ活用に関し政府が重点的に講ずべき施策
- ⑤ 上記のほか、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推 進するために必要な事項

基本計画は、新しい社会インフラとしての「データ利活用のための基盤」の整備を、国と各地方公共団体等が一体となって全体を俯瞰しながら取り組むためのいわば「見取図」である。

この「見取図」を基に、国際機関、事業者、団体等が取りまとめるIT関連の各種ランキングにおいて、世界最先端を目指すべく、国は、具体的施策について全体を俯瞰しつつ、また、世界の中での我が国のIT関連技術開発の置かれた状況も的確に把握しながら総合的に推進するものとする。

1 官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な方針

(1) 基本計画の策定とその着実な実施

基本計画では、国、地方公共団体、事業者等における官民データの利活用に 関する具体的施策について、これまでの取組と課題を整理した上で、今後の方 向性を示す。また、具体的施策については、以下の点を踏まえ、取り組むもの とする。

- ・ 施策の内容が、国民や事業者等(利用者)の便益や公共価値(Public Value) の向上にどのようにつながるのかなどの政策目標を、適切かつ明確にすること。
- ・ 認識した課題やその解決に向け、具体的な事実関係に基づいた施策とすること。
- ・ 他の施策との間で重複がなく、関係する府省庁、地方公共団体、事業者等 との間で、適切かつ効果的な分担・連携を図ること。
- ・ 施策のスケジュール、指標(KPI)の設定については、その利用者である国 民や事業者等の視点を重視することとし、できるだけ定量的に示すこと。

基本計画で示す具体的施策の進め方については、施策によってまちまちであり、具体的施策の達成期限を一律に設定することは困難であるが、国と各地方公共団体が一体となって基本計画の具体的施策を着実に実施するためには、少なくとも各々の具体的施策が実現することで、国民・事業者等にどのようなメリットがもたらされるかを示し、共有しておくことが不可欠である。

また、そのメリットの実現に向かって、マイルストーンを設けることも重要であることから、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される平成32年を一つの区切りとした上で、それまでにどこまで達成するかといった目標等を定めることも必要である。

その際、政府CIOを司令塔とした以下の見直しの取組を通じて、迅速かつタイムリーに、基本計画の具体的施策の内容等を調整しながら、目標に向かってPDCAサイクル (P、D、C、Aの各々の過程におけるPDCAを含む。)を推進し、スパイラルアップを目指す。その際、一つ一つの事実を徹底的に把握し、課題の可視化と因果関係の整理を行い、成果の達成度合等について評価を行うこととする。

- ① 基本計画の具体的施策について、定期的に進捗状況や成果等のフォローアップを行い、その評価結果を踏まえた見直し
- ② 今後の技術の進展や新たに登場するサービス等の動向、国民や事業者等

のニーズを踏まえ、基本計画の具体的施策を進める中で、更に対応すべき 課題や、当初の基本計画では想定しなかった新たな課題やメリット、KPI等 を修正・追加するなどの見直し

(2) 重点分野の指定(分野横断的なデータ連携を見据えつつ)

データ大流通時代においては、将来的に誰もが官民データを分野横断的に利活用できるものとなり、ヒト・ヒト、ヒト・モノ、モノ・モノのインターネット上のつながりの深化により、将来を見据えたプラットフォームの整備が必要となる。他方、分野によって、データ標準化やデータ連携の進捗状況に差があるため、現時点においては、分野横断的なデータ連携を見据えつつ、政府、地方公共団体、事業者等が保有するデータの集積を進めるとともに、各分野ごとのデータ標準化やデータ連携を進めることも重要である。

基本計画に示す各種施策の効果を最大限に発揮していくためには、あれこれ手を出すのではなく、選択と集中、各種施策における事実関係の正確な把握とPDCA、その対策の中で得られたノウハウの共有と横展開等を適時適切に行っていくことが必要である。

そこで、我が国が集中的に対応すべき、①経済再生・財政健全化、②地域の活性化、③国民生活の安全・安心の確保といった諸課題に対し、官民データ利活用の推進等を図ることで、その解決が期待される8つの分野(電子行政、健康・医療・介護、観光、金融、農林水産、ものづくり、インフラ・防災・減災等及び移動)を重点分野として指定する。

① 経済再生・財政健全化の課題解決に資する分野

- ア) 社会保障制度改革を含む行財政改革の推進については、IT化・業務改革 (BPR)による国民の利便性の向上、事業活動の促進や行政コストの削減等が期待される「電子行政分野」、AI、IoTなどの技術や官民データの利活用による、効果的な治療、重症化予防等を通じた社会保障費削減に加え、健康寿命の延伸や、医療、介護サービスの生産性向上等が期待される「健康・医療・介護分野」。
- イ) 生産性の向上、イノベーションの創出と人材の強化、働き方改革の実現については、AI、IoTなどの技術と官民データの利活用を通じた産業の革新(コネクテッド・インダストリーズへの変革)等により、例えば、中小企業等における効率的な在庫調整等を通じた、労働生産性の向上や工員等の働き方改革等が期待される「ものづくり分野」、FinTech等による新サービスやイノベーションの創出等が期待される「金融分野」等(そ

のほか、観光、農林水産、インフラ、移動分野42)。

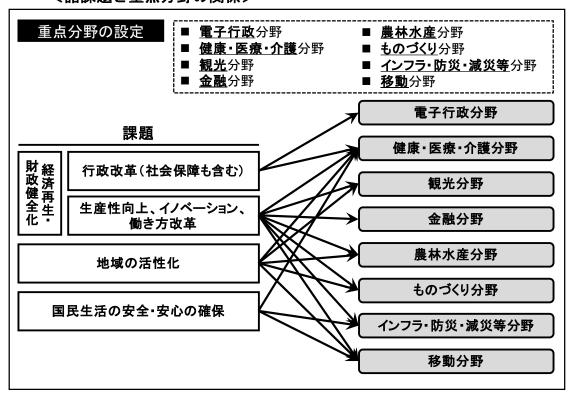
② 地域の活性化の課題解決に資する分野

AI、IoTなどの技術と官民データの利活用により、新たに掘り起こされる 観光需要に応じた地域の高齢者等の雇用創出等が期待される「観光分野」、 中小企業や篤農家の匠の技の蓄積・継承等による、生産性向上や雇用創出 等が期待される「ものづくり分野」や「農林水産分野」等(そのほか、移 動分野⁴³)。

③ 国民生活の安全・安心の確保の課題解決に資する分野

AI、IoTなどの技術と官民データの利活用により、個人の生活や身体に合わせた健康管理のアドバイスや、遠隔医療の活用、エビデンスに基づく効果的な治療・介護等が期待される「健康・医療・介護分野」、有線・無線ネットワークの多重化やLアラート(災害情報共有システム)等をベースとして、平常時における災害リスクの予防・予知や、発災・復旧時の円滑な支援策等が期待される「インフラ・防災・減災等分野」。

<諸課題と重点分野の関係>



⁴² AI、IoTなどの技術と官民データの活用により、例えば、観光分野では、観光をきっかけとした観光 先でのビジネス創出や起業、農林水産分野では収量や農作物の品質向上、インフラ分野では建設現場 工程の効率化、移動分野では道路や公共交通の混雑緩和や物流効率化など、諸課題の解決が期待され る。

⁴³ AI、IoTなどの技術と官民データの活用により、例えば、移動分野では、自動運転による地域の高齢者等の移動支援など、諸課題の解決が期待される。

上述の重点分野ごとに、データ利活用推進の観点から、国際機関、事業者、団体等が取りまとめるIT関連の各種ランキングにおいて世界最先端を目指すべく、重点的に講ずべき施策を選定する。

(3) 官民データ活用による EBPM の推進

国民に信頼される行政を展開するため、「統計改革推進会議最終取りまとめ」(平成29年5月19日統計改革推進会議決定)等に基づき、官民データ等も積極的に利活用し、引き続き、証拠に基づく政策立案(EBPM⁴⁴)を推進する。また、各府省庁においては、「統計等データの提供等の判断のためのガイドライン」(平成30年4月27日EBPM推進委員会決定)、「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」(平成30年4月27日EBPM推進委員会決定)に基づき、統計等データの提供要請等の受付及び相談対応、行政保有データの棚卸結果等を活用した一元的な統計等データの所在情報の整備・管理、「電子行政(統計等データ)」分野でのオープンデータ官民ラウンドテーブルの開催など、統計等データの利活用促進や人材の確保・育成等に努めるほか、EBPMの実践に取り組み、EBPMの浸透・定着を図る。

-

 $^{^{44}}$ Evidence-based Policymaking の略。

2 推進体制

(1) 基本計画のPDCA

官民データの利活用環境の整備を強力に進めるため、IT総合戦略本部の下に設置された、内閣総理大臣を議長とする官民データ活用推進戦略会議において、全体を俯瞰しつつ、横断的に取組を進める。また、府省庁の取組の歯車がかみ合い、力強く目標に向かって進むよう、「横串」を通す調整を行うことで、迅速かつタイムリーにPDCAサイクルを推進し、スパイラルアップを目指す。

このうち、デジタル・ガバメントの推進については、基本計画に加え、デジタル・ガバメント実行計画及び同実行計画に基づく各府省中長期計画を一体として取組を進める。

各府省庁及び政府CIOによるフォローアップ

各府省庁は、府省庁が実施する施策について、各府省庁CIO及び副CIOのリーダーシップの下、全体を俯瞰しつつフォローアップを行い、進捗状況や成果を確認し評価を行う。

前述の重点分野のうち、重点的に講ずべき施策については、四半期に1回、政府CI0により、官民データ利活用推進の観点からフォローアップを行い、進捗状況や成果を確認し評価を行う。その際、一つ一つの事実を徹底的に把握し、課題の可視化と因果関係の整理を行った上で評価を行う。その評価結果を踏まえ、「政策効果」、「目標」、「KPI」等について、不断の見直しを実施する。重点的に講ずべき施策以外の施策については、年1回、同様のフォローアップを行う。

なお、デジタル・ガバメント実行計画の推進に関する施策については、同実 行計画に定めるところによりフォローアップ及び見直しを行う。

重点的投資に係る仕組み

重点的に講ずべき施策については、政府CIOの評価を基に、既存の施策を見直 しつつ、特定の施策に重点的に投資できるよう予算に反映する。

EBPMの推進

EBPMサイクル⁴⁵を構築するため、平成30年度に各府省庁に新設する政策立案 総括審議官等が、各府省庁におけるEBPMの推進に係る取組を総括するととも

⁴⁵ EBPMの推進には、政策の前提となる関連事実と政策課題を的確に把握するとともに、具体的政策の内容とその効果をつなぐ論理、政策効果とそのコストの関係を明示することが欠かせない。この基盤をなすのが、統計等データなどの客観的な証拠であり、政策課題の把握、政策効果の予測・測定・評価による政策の改善と統計等データの整備・改善が有機的に連動するサイクル(EBPMサイクル)を構築することが必要である。

に、官民データ活用推進戦略会議の下に置かれたEBPM推進委員会において、引き続き政府横断的なEBPMの推進に取り組む。

相談窓口の設置

IT総合戦略室に設けた総合的な相談窓口及び各府省庁に設けた相談窓口において、官民データに関する国民や事業者からの相談に応じる。また、国民及び事業者に対しては必要な情報提供を行うほか、地方公共団体に対しては課題ごとに関係する省庁と適宜連携を図り、地方公共団体ごとの課題に配慮しつつ地方公共団体が主体的に行う計画策定を支援する。以上によって、官民データの積極的な利活用を促進する。

(2) 関係本部等との連携

ITに関する政府全体の政策の推進に当たっては、ITが社会変革の中心になりつつあることを踏まえ、サイバーセキュリティ戦略本部、個人情報保護委員会をはじめ、関係本部等の取組との緊密な連携を図る。

サイバーセキュリティの確保(サイバーセキュリティ戦略本部の取組)

官民データの安全な利活用に資するため、官民データを保有する官と民それぞれにおいて、サイバーセキュリティ対策の強化を図ることとしている。その際には、サイバーセキュリティ戦略本部における検討を踏まえ、平成30年夏に策定する次期サイバーセキュリティ戦略に基づき、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた態勢整備、政府機関及び重要インフラの防護等の取組、情報共有・連携体制の構築及び人材の育成などの取組を実施する。

個人情報等の適正な取扱いの確保(個人情報保護委員会の取組)

個人情報又は匿名加工情報(以下「個人情報等」という。)を含む官民データの利活用の推進に当たっては、官民データ基本法第3条(基本理念)に「官民データ活用の推進は、(中略)個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号。以下「個人情報保護法」という。)(中略)による施策と相まって、個人及び法人の権利利益を保護しつつ情報の円滑な流通の確保を図ることを旨として、行われなければならない」と定められていることを踏まえ、個人情報保護委員会による個人情報等の保護及び適正かつ効果的な活用に係る施策と連携しながら、個人情報保護法の規定に則った個人情報等の適正な取扱いが確保されるよう留意しつつ、推進を図る。

また、個人情報の国境を越えた流通が増大する中、個人情報の保護を図りつつ国際的なデータ流通が円滑に行われるための環境を整備することが重要となっており、日EU間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みの構築に

係る戦略的な取組など、個人情報保護委員会による国際協力の取組との連携 を図る。

・ 分野間データ連携基盤(総合科学技術・イノベーション会議の取組)

Society 5.0を実現するため分野横断のデータ連携基盤を整備し、データ連携の促進及びビッグデータ解析やAIの導入がしやすい環境を実現するとともに、総合科学技術・イノベーション会議において検討されている統合イノベーション戦略を踏まえた取組を実施する。

(3) 地方公共団体との連携・協力

官民データ利活用には、国と各地方公共団体等の間及び各地方公共団体等間の施策について、一定の整合性を確保し、官民データを円滑に利活用することが必要不可欠である。

官民データ基本法第9条においては、都道府県は官民データ活用の推進に関する施策の基本的な計画(「都道府県官民データ活用推進計画」)の策定が義務付けられ、市町村は官民データ活用の推進に関する施策の基本的な計画(「市町村官民データ活用推進計画」)の策定に努めること(努力義務)と定められている。

国は、各地方公共団体による官民データ活用推進計画の策定が円滑に図られるよう、平成29年10月に策定した地方公共団体の官民データ活用推進計画策定の手引の周知を徹底するとともに、地方公共団体からの意見等を踏まえ、継続的に手引の見直しを行う。

また、地方公共団体における計画の策定や施策の実施等に係る負担に配慮しつつ、国は、国が策定する「官民データ活用推進基本計画」の周知広報、地方公共団体からの求めに応じた国からの情報提供、法制上の措置も含め必要な支援等を行う。

都道府県及び市町村による計画が可能な限り早期に策定され、関連する施策との連携が図られることで、国全体として官民データの利活用が一体的に進むよう、地方公共団体との連携・協力を強力に推進することとする。

(4) 事業者等との連携・協力

今後、官民全体でITを活用した社会システムの抜本改革を進めていくためには、政府や地方公共団体といった官のみならず、事業者等においても、自らが保有するデータを抱え込むのではなく、分野を超えて利活用し、様々な知識や知恵を共有することが新たな技術やサービスの開発等を促すものという認識を有することが重要である。

このような観点から、官民データ基本法では、事業者についても、データのオープン化も含め、積極的に官民データ活用の推進に努めることや、契約の申込みその他の手続に関し、オンライン処理を促進するために必要な措置を講ずることなどが規定されているところである。

他方、事業者等が保有するデータは自らの事業等を展開する中で収集したデータであり、この中には個人や法人の権利利益に関するもののほか、事業活動における他者との競争上重要なデータ(競争領域のデータ)も含まれている一方、災害時における官民のデータの共有による被災者支援のほか、自動運転の実現に向けて検討が進んでいるダイナミックマップの整備や走行映像データの共有化などに見られるように事業活動そのものにおいても、データの共有が新たな付加価値を生むようなデータ(協調領域のデータ)も含まれているものと考えられる。

このため、事業者等の保有するデータについても、例えば、業界団体等において協調領域のデータについてはできる限り共有する方向で取り組むことが望まれるとともに、政府においても、個人や法人の権利利益や国の安全等が阻害されることのないよう配慮し、競争領域と協調領域にも留意しつつ、官民データの相互の連携が可能となるよう、事業者等に対する意識の啓発、標準化やAPI連携も含めたプラットフォームの整備など、官民データの利活用を促進する上で、事業者等との連携や協力を積極的に推進し、そのための環境整備を行っていくことが必要である。

施策集

II. 施策集

_	
	~~

目次		
	(1)	行政手続等のオンライン化原則【官民データ基本法第 10 条関係】44
	(2)	オープンデータの促進【官民データ基本法第 11 条第 1 項及び第 2 項関係】 54
	(3)	データの円滑な流通の促進【官民データ基本法第 11 条第 3 項関係】63
	(4)	データ利活用のルール整備【官民データ基本法第 12 条関係】66
	(5)	マイナンバーカードの普及・活用【官民データ基本法第 13 条関係】71
	(6)	利用の機会等の格差の是正【官民データ基本法第 14 条関係】76
	(7)	情報システム改革・業務の見直し【官民データ基本法第 15 条第 1 項関係】80
	(8)	データ連携のためのプラットフォーム整備【官民データ基本法第 15 条第 2 項関係】86
	(9)	研究開発【官民データ基本法第 16 条関係】97
	(10)	人材育成、普及啓発【官民データ基本法第 17 条、第 18 条関係】103
	(11)	国の施策と地方の施策との整合性の確保【官民データ基本法第 19 条関係】 107
	(12)	国際貢献及び国際競争力の強化に向けた国際展開108

基本的施策ごとの重点的に講ずべき施策

- ・ 前述の重点分野ごとに期待されるメリットの実現のために、重点的に講ずべき 施策を、官民データ基本法第10条から第19条までに規定する基本的施策ごとに、 スケジュール、KPI等を整理した上で、次項以降に示す。
- ・ 施策を実施する上で、課題の把握自体が十分に行われていないものも多く存在 しており、そのような施策については、政府CIOを中心にフォローアップを行う際 に、課題やスケジュール、KPI(進捗、効果)を更に明確化していくこととする。
- ・ 具体的施策の内容によっては、官民データ基本法第10条から第19条までに規定 する複数の基本的施策に関連するものもある。具体的施策が、どの基本的施策と 関連するのかが分かるよう整理しつつ、総合的かつ効果的に具体的施策を実施す ることとする。
- ・ あわせて、官民データ基本法第9条に基づき、都道府県及び市町村が、それぞれ地方版の計画を策定することとされていることを踏まえ⁴⁶、各地方公共団体がその計画に基づき実施する施策と、国が策定する基本計画の具体的施策との関連性についても整理しつつ、実施する。

タ活用推進計画を勘案して、当該市町村における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画(市町村官民データ活用推進計画)を定めるよう努めることとされている。

⁴⁶ 官民データ基本法第9条では、都道府県は、国の基本計画に即して、当該都道府県の区域における 官民データの利活用の推進に関する施策についての基本的な計画(都道府県官民データ活用推進計画) を定めることとされている。特別区を含む市町村は、国の基本計画に即し、かつ、都道府県官民デー タ活用推進計画を勘案して、当該市町村における官民データ活用の推進に関する施策についての基本

II- (1) 行政手続等のオンライン化原則【官民データ基本法第 10 条関係】

これまでの主な取組

- ・ 平成14年に行政手続の電子化を可能とする行政手続オンライン化法⁴⁷が制定された。平成25年には、個別の改革事項28項目(国税関係書類のスキャナ保存要件の緩和、高校での遠隔授業の正規授業化等)から成るアクションプランを策定し、各種制度改革が進展している。
- ・ 平成28年には網羅的な実態把握を行い、国の手続では法令上の規制はないもののオンライン化されていない手続や、オンライン化されていてもオンライン利用率が低い手続が多数あること等が明らかになる一方、特に地方公共団体の手続の更なる実態解明が必要である。

○[No. 1-1] 行政手続等の棚卸

分野横断

- ・ 各府省が行政サービス改革の基盤データとして活用するため、棚卸データの継続 的なメンテナンスや改善が必要。
- ・ 平成29年度末にオープンデータとして公開した棚卸結果を基に、平成30年度から 毎年度、棚卸データのメンテナンスを実施。その際、棚卸データの活用の観点か らの改善、集計作業の効率化等を検討。
- ・ これにより、棚卸データに基づき、オンライン化原則に向けた業務の見直し(BPR) やシステム改革等の推進に取り組み、サービス利用者と提供者双方の負担の最小化と、質の高い行政サービスを実現。

KPI (進捗): 行政手続等の棚卸の継続実施 KPI (効果): 未設定 (平成30年度中に検討)

〇[No. 1-2] 地方公共団体の行政手続のオンライン利用促進

分野横断

- 利用者の利便性向上や業務の効率化のため、行政手続のオンライン化が必要。
- ・ 平成30年5月に策定した「地方公共団体オンライン利用促進指針」に基づき、地 方公共団体は、必要に応じて官民データ活用推進計画に組み込んだ上で、行政手 続のオンライン利用を推進。
- ・ これにより、国民が窓口に出向かず各種行政サービスの申請をWeb上で完結できること、行政機関等からの情報をWeb上でプッシュ型通知により受けることができること等を実現できる環境を整備。

KPI (進捗):未設定 (平成30年度中に検討) KPI (効果):未設定 (平成30年度中に検討)

47 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)。

〇[No. 1-3] 民一民手続におけるオンライン化の推進

分野横断

- ・ 法令上オンライン手続が可能だが、依然、慣習として対面・書面手続が残っている手続について、行政手続等の棚卸の結果や民間事業者における書面・対面なしで取引を完結させている先行事例を基に、改善の取組が必要。
- ・ 平成30年度以降、先行事例等を参考にして、民間事業者の取組を促すとともに、 ①株主総会プロセスの電子化、②不動産取引における重要事項説明のオンライン 化といった事項を含めて、行政機関において率先的に取り組むべき事項を取りま とめ、順次、実施することにより、官民双方は社会全体のデジタル化に向けた意 識改革を実現。
- ・ これにより、サービス利用者と提供者双方の取引コスト等の縮減を実現。

KPI (進捗):未設定 (平成30年度中に検討) KPI (効果):未設定 (平成30年度中に検討)

○[No. 1 - 4] デジタルファーストの実現に向けた法整備

分野横断

分野横断

- ・ 「行政手続等の棚卸」を実施した結果、オンラインで実施されている手続は全体の13%にとどまっており、また、紙の添付書類の提出がオンライン化の大きな阻害要因となっていることが明らかになった。利用者視点の行政サービスを提供するため、デジタル化の3原則(デジタルファースト、ワンスオンリー及びコネクテッド・ワンストップ)に沿った行政サービスの実現に向けた基盤の整備が必要。
- ・ 内閣官房は各府省の協力を得て、行政手続等におけるオンライン化の徹底及び添付書類の撤廃等を実現するため、「デジタルファースト法案(仮称)」を速やかに国会に提出。
- ・ これにより、行政手続等に係る国民の負担を軽減し、利用者中心の行政サービスの実現に寄与。

KPI(進捗): デジタルファーストの実現に向けた法案の提出

KPI (効果):未設定 (平成30年度中に検討)

○[No. 1-5] デジタルファーストの実現に向けたシステム基盤の整備

- ・ 行政手続等におけるオンライン化の徹底及び添付書類の撤廃を実現するためには、デジタルを前提とした業務の見直し(BPR)を行った上で、オンライン手続を可能とし、また、行政機関間や民間まで含めた情報連携を可能とするシステム基盤の整備が必要。
- ・ このため、内閣官房は各府省の協力を得て、マイナンバー制度等の既存のインフラを活用しつつ、行政手続のオンライン化や行政サービスに係る受付・審査・決裁・書類の保存業務のデジタル処理を可能とするとともに、国や地方の行政機関間の情報連携の仕組みや民間を含めた情報連携を可能とするシステムの在り方に

ついて検討を行い、各府省は、当該方針に基づき順次システムの整備を実施。

・ これにより、デジタルファーストやワンスオンリーを実現し、利用者視点の行政 サービスの実現に寄与。

KPI(進捗): デジタルファーストの実現に向けたシステム基盤の構築

KPI (効果):未設定 (平成30年度中に検討)

○[No. 1-6] 行政手続等における各種添付書類の提出不要化

分野横断

- ・ 「行政手続等の棚卸」等を踏まえ、住民票の写しや戸籍謄抄本、登記事項証明書 等の各種添付書類の取得や提出、処理事務に要するサービス利用者と提供者双方 の負担の縮減を目指す。
- ・ 平成30年上半期までに、マイナンバー制度等を活用した各種添付書類の提出不要 化に向けた検討状況を「手続の見直し工程表」として取りまとめ、各府省デジタ ル・ガバメント中長期計画に盛り込むとともに、これに基づき取組を実施。 戸籍事務へのマイナンバー制度の導入については、平成31年度までに必要な法整 備等を実施。また、商業法人の登記事項証明書については、平成32年度までに、 各府省のニーズを踏まえて情報連携の仕組みを構築するほか、不動産の登記事項 証明書については、引き続き情報連携の仕組みを検討。
- ・ これにより、行政手続等に係る国民の負担を軽減し、利用者中心の行政サービスの実現に寄与。

KPI (進捗):提出不要化した行政手続等の数 KPI (効果):未設定 (平成30年度中に検討)

○[No. 1 - 7] 法人情報に係る政府全体のバックオフィス連携

分野横断

- ・ 一度行政機関に提出した法人情報は、再度提出を求めないよう法人情報のバック オフィス連携を進めることが必要。
- ・ 「行政手続等の棚卸」の結果等を踏まえ、平成30年度中にバックオフィス連携の 対象とする手続やシステムを特定するとともに平成32年度までの目標値(手続数、 縮減額等)等を定めた方針を策定し、それに基づき実施。
- 同様の情報が必要となる手続等を簡素化し、コストを縮減。

KPI (進捗): 行政機関等の間でバックオフィス連携している手続の数

KPI (効果):バックオフィス連携によるコスト縮減額等

〇[No. 1-8] マイナンバーカードと電子委任状を活用した政府調達⁴⁸

分野横断

- ・ 電子委任状の普及の促進に関する法律(平成29年法律第64号)及び関係政省令・ 基本指針を平成29年度に施行。今後、マイナンバーカードと電子委任状に対応し た電子調達システムの利用を促進していくことが必要。
- ・ マイナンバーカード・電子委任状に対応した電子調達システムを開発し、平成30 年度から順次利用開始。
- ・ これにより、国の電子調達システムのオンライン利用を促進し、法人側の調達に 係る負担を軽減。

KPI (進捗):マイナンバーカード・電子委任状を活用した電子調達の利用件数

KPI (効果):電子応札率

〇[No. 1-9] 社会保険・労働保険関係事務のIT化・ワンストップ化

電子行政

- ・ 社会保険・労働保険に関する手続に係る事業者の負担軽減を図るため、この分野 でのオンライン利用の利便性向上が必要。
- ・ 民間システム開発者との対話を通じたAPI対応ソフトウェアの普及促進や添付書類の省略に取り組むとともに、業務フローの可視化、電子申請の利用を前提とした最適化を行い、処理時間を短縮する方策について検討し、結論を得た上で、標準処理時間を設定。これら一連の取組について、平成32年度までに電子化を徹底するために策定した工程表に従って取組を実施。
- ・ これにより、社会保険・労働保険に関する手続に係る事業者の負担を軽減。

KPI (進捗):電子申請の利用率

KPI (効果): 行政手続のコスト削減

〇[No. 1-10] 住民税の特別徴収税額通知の電子化等⁴⁹

電子行政

- ・ 住民税の特別徴税額通知(特別徴収義務者用)について、電子データ(正本)の 送付に対応した市町村数が少数。
- <特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)>
- ・ 平成29年5月において、特別徴収税額通知の正本の電子的通知に対応した市町村は225団体(12.9%)。正本の電子化を行っていない市町村に対して、導入の前倒しを含めた早期の対応について、継続的に助言等を実施。
- <特別徴収税額通知(納税義務者用)>
- 平成30年度与党税制改正大綱において、「給与所得に係る個人住民税の特別徴収税

⁴⁸ 公的個人認証の更なる利用拡大やオンラインでの行政手続・民間取引における各種本人確認方法の 電子化。

⁴⁹ 住民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の正本の電子化推進及び同通知(納税義務者用)の電子化の検討。

額通知(納税義務者用)については、電子情報処理組織(eLTAX)により特別徴収 義務者を経由し、送付する仕組みを、地方公共団体間の取扱いに差異が生じない よう配慮しつつ検討する。」とされたことを踏まえ、実務的な検討を実施。

・ 今後、電子化が進むことにより、官民双方の負担軽減を実現。

KPI(進捗): 住民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の正本の電子化実施

市町村の数

KPI (効果): 住民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の正本を電子的に送

付した件数

O[No. 1-11] 自動車保有関係手続のワンストップサービスの充実 50

電子行政

- ・ 自動車保有関係手続のワンストップサービス (OSS) については、窓口申請との申請手数料差別化 (平成30年4月から) など、申請者のメリットを具体化してきたが、更なる利用促進を図ることが必要。このため、自動車検査証の電子化など申請手続の完全電子化 (ゼロストップ化) に向けた検討を行い、平成31年度前半に結論を得る。
- ・ また、従来の登録車に加え、軽自動車についてもOSSの対象として拡大するため、 制度面や技術面の見直し・改善の検討を行い、平成30年度前半までに取りまとめ る。

KPI (進捗): OSSの導入地域数、対象車種数、対象手続数

KPI (効果): OSS利用率、OSS申請件数

○[No. 1 - 12] 株主総会招集通知添付書類の電子提供の原則化⁵¹

電子行政

- ・ 株主総会招集通知の添付書類に関し、株主の個別の承諾を要しないで電子提供することができる新たな制度の具体的な内容について、中間試案が取りまとめられ、 パブリックコメントを実施。その結果を踏まえ、引き続き検討が必要。
- ・ 中間試案についてのパブリックコメントの結果を踏まえ、引き続き法制審議会会 社法制(企業統治等関係)部会における調査審議を継続し、平成30年度中を目途 に法制審議会の答申を受ける。
- ・ 株主総会招集通知の添付書類のインターネットを利用する方法による提供を促進することにより、株主総会の招集の手続を合理化するとともに、株式会社と株主との間のコミュニケーションの質を向上。

KPI (進捗): 株主総会の招集通知の添付書類に関し、株主の個別の承諾を要しないで電子提供することができる新たな制度を利用する上場企業の数

⁵⁰ 自動車保有関係手続のワンストップサービス (OSS) の導入地域、対象車種、対象手続の拡大及び普及促進の実施。

⁵¹ 株主総会における議決権の電子的行使や招集通知の電子化。

KPI (効果): 新たな制度の具体的内容が固まった段階で、その効果のKPIを検討する。

○[No. 1-13] 不動産取引に係る重要事項説明のオンライン化

電子行政

- ・ 賃貸取引について、平成29年10月に重要事項説明のオンライン化の本格運用を開始し、オンラインによる重要事項説明の実施件数は増加。一方、法人間売買取引については、平成29年8月から社会実験を継続中。
- ・ 賃貸取引についてはトラブル等が起きていないかなどの実施状況を整理。法人間 売買取引については社会実験の結果を検証し、平成30年度中に結論を取りまとめ。 さらに、個人を含む売買については、これらの結果を踏まえて、社会実験又は本 格運用を行うことを平成30年度中に検討。
- ITを活用した重要事項説明を可能にすることにより、遠距離の場合の負担が軽減 されることや、対面するために要する時間の有効活用などの効果を期待。

KPI(進捗):賃貸取引において事業者が提供するオンラインによる重要事項説明専

用のシステムにて重要事項説明が実施された件数

KPI (効果): 不動産取引に係る重要事項説明の効率化

〇[No. 1-14] 企業が行う従業員の社会保険・税手続のワンストップ化・ワンスオンリー化の推進

電子行政

- ・ 企業の生産性向上の観点から、従業員に関する社会保険・税手続の電子化・簡便 化が重要。
- ・ 従業員のライフイベントに伴い企業が行う社会保険・税手続について、平成32年度にワンストップサービスが開始できるよう取組を推進。さらに、企業が有する従業員に関する情報について、企業と行政機関との間でのデータ連携を通じて各種手続における企業からの情報の重複提供を不要としワンスオンリー化を実現するためのシステム整備を進めるべく、企業が提出を要する情報等の棚卸や技術的課題の洗い出しなどを進め、平成30年度にロードマップを策定し、以降順次、実現に向け取組。
- ・ これらの取組により、企業の負担を軽減し、生産性向上に寄与。

KPI(進捗):未設定(平成30年度中に検討) KPI(効果):未設定(平成30年度中に検討)

○[No. 1-15] 子育てワンストップサービスの推進

電子行政

- ・ 来庁を前提とする手続(対面)や、オンライン化されていない手続(書面)が多く、申請者の手続にかかる負担(時間、費用等)を縮減する必要性が存在。
- ・ 子育てワンストップに関しては、平成29年度から市町村によるサービス検索及び 電子申請を開始。さらに、マイナポータルにおいて保育所入所申請に必要な就労 証明書の電子化対応や、今後、障害児施策へのワンストップサービスの拡充の検 討等により、国民の利用を促進。
- ・ 国民が窓口に出向かず各種行政サービスの申請をWeb上で完結できる、行政機関からの情報をWeb上でプッシュ型通知により受けることができる仕組みを活用し、国民の利便性を向上。

KPI (進捗): 取扱機関数 (地方公共団体等)

KPI (効果): ワンストップサービスにより電子申請可能な手続数(地方公共団体毎

の対象手続数の合計)

○[No. 1-16] 介護ワンストップサービスの推進

電子行政

- ・ 介護者はどこに相談すればよいか、情報がどこにあるかわからず不安を抱えており、申請手続においてはオンライン化されている手続は少なく負担が発生。
- ・ 介護保険に係る申請手続のオンライン化(サービスの検索を含む。)について、平成30年中に運用に向けた各種課題の解決に向け検討する。平成30年12月までに、オンライン化の具体的な方法等について地方公共団体向けガイドライン等の発出、地方公共団体での運用準備を行い、遅くとも平成31年3月までに可能な手続から順次ワンストップサービスを開始。
- ・ これにより、本人や家族の不安及び手続に係る負担が軽減するとともに、ケアマネジャー等の介護に従事する者の負担軽減が図られ、介護サービス利用者への自立支援や悪化の予防につながるような支援への注力が期待できる。

KPI(進捗): ワンストップサービスの取扱機関数(地方公共団体等)

KPI (効果):未設定 (実施するサービス内容を踏まえ検討)

○[No. 1 - 17] 死亡・相続ワンストップサービスの推進

電子行政

- ・ 「死亡・相続」に関連する手続は多数存在し、その大半がオンライン化されていない。我が国の年間死亡者数は直近で約130万人と増加傾向にあることからも、相続人の手続に係る負担やその手続を受ける行政機関・民間事業者等の負担軽減に向けた取組が必要。
- ・ 平成30年度内に関係府省と課題解決に向けた調整を開始し、ワンストップサービス実現に向けた具体的な方策を取りまとめる。平成31年度から、必要に応じて制度改正等を行い、順次サービスを開始する。関係府省は、平成30年度内の方策の

取りまとめに向け、内閣官房とともに課題解決に向け検討。

・ これにより、相続人や行政機関・民間事業者の負担を軽減。

KPI (進捗): 実現方策の策定

KPI (効果):未設定 (実現方策を踏まえ検討)

○[No. 1 - 18] 引越しワンストップサービスの推進

電子行政

- ・ 引越しに際し、様々な行政機関や民間事業者に対して、ほぼ同一の情報を個別に 届け出る必要があり、住所変更手続の負担が課題。
- ・ 平成30年度内に関係府省と課題解決に向けた調整を開始し、ワンストップサービス実現に向けた具体的な方策を取りまとめる。平成31年度から、必要に応じて制度改正等を行い、順次サービスを開始する。関係府省は、平成30年度内の方策の取りまとめに向け、内閣官房とともに課題解決に向け検討。
- ・ これにより、住所変更手続の負担が軽減されることで、新しい生活のスムーズな スタートアップを実現。

KPI (進捗): 実現方策の策定

KPI (効果):未設定 (実現方策を踏まえ検討)

○[No. 1 - 19] 自動車保有関係手続と引越しワンストップサービス等との連携 T 電子行政

・ 自動車保有関係手続のワンストップサービス (OSS) のうち、住所変更に伴う変更 登録等の手続について、更なる利便性の向上に向け、引越しワンストップサービ スの検討と連携し、他の関連手続との一体となったオンライン化を検討する。

KPI (進捗): 未設定 (引越しワンストップサービスの検討を踏まえ検討) KPI (効果): 未設定 (引越しワンストップサービスの検討を踏まえ検討)

○[No. 1 -20] 法人共通認証基盤の構築

電子行政

- ・ 法人が1つのID/パスワードで行政サービスにアクセスし、ワンスオンリーでの 手続が可能となるよう、法人番号を活用した法人共通認証基盤の構築が必要。
- ・ 法人共通認証基盤を平成30年度に開発。平成31年度から経済産業省の行政手続で 試行を実施するとともに、平成32年度から他府省の行政手続にも活用できる環境 を目指す。
- ・ 補助金申請や産業保安関係法令手続等の主要な行政手続の簡素化・デジタル化に 活用するとともに、法人の負荷にならない形での認証を実現。

KPI (進捗):法人共通認証基盤の開発

KPI (効果):法人共通認証基盤に接続しているシステム数

○[No. 1-21] 産業保安手続のスマート化

電子行政

- ・ 産業保安関係法令(電気事業法(昭和39年法律第170号)、ガス事業法(昭和29年 法律第51号)、鉱山保安法(昭和24年法律第70号)、電気用品安全法(昭和36年法 律第234号)等)における事業者の申請手続数は毎年約25万件に上るが、それらは 現状全てが紙申請であり、官民ともに大きな負担。
- ・ 平成29年度に①安全を前提とした現行手続の簡素化・標準化、②電子申請システムの要件定義を実施。平成30年度にシステムの詳細な仕様を固めた上で構築を開始し、一部の産業保安関係法令手続について電子申請サービスを開始。
- ・ これにより、手続申請に伴う官民負担を軽減。

KPI (進捗):申請手続を電子化した手続の数

KPI (効果):現行紙で申請されている諸手続の全面的なオンライン化

〇[No. 1-22] 化学物質規制に関する届出の効率化

電子行政

- ・ 第193回通常国会で「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和47年法 律第117号)」を改正。平成29年6月に公布、平成31年1月に施行予定。
- ・ 本法律の施行とともに新方式の届出・申出等が開始されるところ、新方式の手続に対応した届出・申出支援システムを平成30年度に開発し、運用を開始。
- ・ これにより、新方式に基づく届出・申出にかかるコストを削減。

KPI (進捗): システムの開発KPI (効果): システムの導入率

○[No. 1 -23] 補助金申請システムの構築

電子行政

- ・ 補助金申請の多くは書面で処理されており、重複する記載を何度も求められるな ど、事業者にとって煩雑かつ負担感の大きな手続となっている。
- ・ まずは、経済産業省において主要な補助金を対象に平成30年度以降、システム化を進め、平成32年度から他省庁でも活用できる環境を目指す。
- ・ 併せて、申請で得られたデータ活用により効果的な政策の立案や申請データのオープン化による事業者信頼性評価・ビジネスマッチングが活用可能となる環境を目指す。

KPI (進捗):電子的申請の利用率 KPI (効果):手続コストの削減

○[No. 1-24] 電子委任状のワンスオンリー化の実現

電子行政

- ・ 企業の従業員等の代理人により行われる行政手続等においては、個別の行政手続 ごとに委任状の提出が必要。
- ・ 平成30年度に行政手続で電子委任状を受け入れる際の基本的な使用の雛形を検討 し、平成31年度から行政手続間で適用可能な共通仕様を検討するとともに、順次 行政システムの対応を進め、委任状提出のワンスオンリー化を実現。
- ・ これにより、企業の従業員等の代理人による行政手続を簡素化し、利用者中心の 行政サービスの実現に寄与。

KPI (進捗):電子委任状を用いる行政手続の数 KPI (効果):未設定 (平成31年度中に検討)

○[No. 1 - 25] 農業分野におけるデジタルファーストの推進

農林水産

- ・ 農業者の高齢化や減少が進む中、我が国農業の持続可能な発展に向けた競争力強化や農業者の所得向上を実現するためには、農業に関する多様な手続を含めたデジタル化を推進し、多様な情報の利活用に基づく、世界最高水準のデータ活用型農業の展開が不可欠。
- ・ 従来、紙ベースであった各種の農業関係手続のデジタル化に向け、まずは、認定 農業者制度に係る申請手続の電子化に関する実証を平成30年度から一部地域で開 始。実証結果を踏まえ、平成31年度以降、全国展開を図るとともに、他の手続の 電子化について検討。また、農業者が制度や各種補助金の申請手続や経営改善に 資する情報等を一元的に入手可能となるようなポータルを構築。
- ・ これらにより、農業経営の担い手育成に資するとともに、データを活用した政策 立案など、行政の高度化・効率化を一層推進。

KPI(進捗):電子化された申請手続数、ポータルへのアクセス数

KPI (効果): 電子化された申請手続の利用者数

II-(2)オープンデータの促進【官民データ基本法第11条第1項及び第2項関係】

これまでの主な取組

・ 平成24年に「電子行政オープンデータ戦略」(平成24年7月4日IT総合戦略本部決定)を策定し、国、地方公共団体、事業者において取組を開始した。現在は、官民データ基本法第11条において、政府、地方公共団体等が保有するデータについて、国民が容易に利用できるよう必要な措置を講ずるものとされており、「オープンデータ基本指針」(平成29年5月30日IT総合戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定)に基づき、各府省庁が保有するデータは全てオープンデータとして公開するという原則の下、ニーズに即したオープンデータの推進を進めている。(平成30年4月30日時点で、国のデータセット52数は21,029件、取組済の地方公共団体は343団体。)

○[No. 2 - 1] 公開ルールに基づくオープンデータの推進⁵³

分野横断

- ・ 「オープンデータ基本指針」(平成29年5月30日IT総合戦略本部・官民データ活用 推進戦略会議決定)に基づき、利用者ニーズを的確に反映しながら進めることが 重要。
- ・ 各府省庁においては、平成29年度に公表した棚卸リスト(行政手続等関連及び統計関連)を随時更新するとともに、官民データ相談窓口においてオープンデータの公開要望を受け付け、ニーズに即した形でのオープンデータの公開を促進。IT 総合戦略室は、各府省庁における対応状況のフォローアップを適宜実施。
- ・ これにより、潜在的なものも含め、オープンデータに対する民間ニーズを把握し、 それに即したデータ公開を促進。

KPI(進捗):各府省庁の相談窓口におけるオープンデータ公開要望の受付数

KPI(効果):各府省庁における公開要望を踏まえて各府省庁が公開したオープンデ

ータ数

O[No. 2-2] オープンデータ官民ラウンドテーブルの開催と、 民間ニーズに即したオープンデータ化の推進⁵⁴

分野横断

- ・ 平成29年度に実施した「観光・移動」・「インフラ、防災・減災、安全・安心」分野でのオープンデータ官民ラウンドテーブルの結果を踏まえ、引き続きニーズに即したオープンデータ化の推進が必要。
- ・ 平成30年度以降は、IT総合戦略室の協力を得て、関係府省庁が主体的に、「土地・

⁵² データセットとは、データを公開する際に取りまとめられたデータの単位のこと。1つ以上のファイル (リソース) から構成されるもの (例えば白書、報告書など)。

⁵³ 効率的に棚卸を実施するため、オンライン化に関する行政手続等の棚卸と併せて実施する。

⁵⁴ 重点分野を中心に開催するとともに、民間事業者の保有するデータ (協調領域等) の公開と活用の 在り方を検討。

農業」、「電子行政(統計等データ)」、「ITS」、「教育」、「法人情報」、その他の重点分野を中心として、オープンデータ官民ラウンドテーブルを開催し、ニーズに即したオープンデータ化を推進。またIT総合戦略室は、これまで開催したものも含め、その後の検討状況のフォローアップを実施。

・ これにより、オープンデータを活用した新たなサービス創出や諸課題を解決。

KPI(進捗): オープンデータ官民ラウンドテーブルの開催数(平成30年度3回) オープンデータ官民ラウンドテーブルの開催を通じて公開が進展したデータ数(平成30年度10データ)

KPI (効果):オープンデータ官民ラウンドテーブルの開催を通じて実現したデータ

利活用事例数 (平成30年度5事例)

○[No. 2-3] オープンデータ・バイ・デザインの推進⁵⁵

分野横断

- ・ 行政手続や情報システムがオープンデータを前提としていないため、各府省庁が 保有するデータのオープンデータ化が限定的でデータの活用が不十分。
- ・ 「デジタル・ガバメント実行計画」及び各府省中長期計画に基づき、今後全ての 府省庁がオープンデータを前提とした情報システムや業務プロセス全体の企画、 整備及び運用を行うことを目指す。また、平成30年中に「デジタル・ガバメント 推進標準ガイドライン」(平成30年3月30日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡 会議決定)及び関連文書にオープンデータ・バイ・デザインに係る具体的取組内 容を盛り込む。
- ・ これにより、更なるオープンデータ化を推進し、新たなサービス創出や諸課題を 解決。

KPI (進捗): オープンデータ・バイ・デザインの取組方針とスケジュールの各府省 中長期計画への反映

> オープンデータ・バイ・デザインの標準ガイドライン群への反映 オープンデータ・バイ・デザイン取組対象情報システム数

KPI (効果): オープンデータ・バイ・デザイン取組対象情報システムのうち、オープンデータの公開を開始したシステム数及び各システムにおけるオープンデータ数、当該データアクセス・ダウンロード数

〇[No. 2 - 4] 地方公共団体が保有するデータのオープンデータ化の推進 分野横断

・ 地方公共団体のオープンデータ取組率について、都道府県は平成30年3月に100% を達成。一方、市町村を含めた全体としては約19%(343団体。平成30年4月30日 時点)。今後、市町村の取組促進を重点的に行う必要。

⁵⁵ 行政が保有するデータについては、オープンデータを前提として情報システムや業務プロセス全体 の企画、整備及び運用を行う。

- ・ 平成29年12月に公開した、地方公共団体が公開することが推奨されるデータセット(以下「推奨データセット」という。)の拡充及び普及啓発を進めるほか、地方公共団体職員等向けの研修の実施、及びデータを保有する地方公共団体と民間事業者等との調整・仲介等の取組を通じ、引き続き、平成32年度までに地方公共団体のオープンデータ取組率100%を目標に推進。
- これにより、地域における新たなサービスの創出や諸課題を解決。

KPI(進捗): 地方公共団体向け研修開催回数(平成30年度に20回)

推奨データセットとして定義したデータセット数(平成30年度に2デ

ータセット)

KPI (効果): 地方公共団体におけるオープンデータ取組率 (平成32年度100%)

推奨データセットを参考に公開されたオープンデータ数

○[No. 2-5] 都市計画に関するデータの利用環境の充実

分野横断

- 個人情報の処理方法が確立されていないなどの理由により、地方公共団体が保有する都市計画基礎調査情報のオープンデータ化が進展していない。
- ・ そのため、平成29年度に設置した検討委員会での個人情報保護との関係に係る課題の整理等を踏まえつつ、利用・提供の基本的考え方等について検討し、平成30年度中にデータの共通フォーマットを作成するなど、都市計画に係るデータを利活用しやすくする具体的方策を整理し、ガイドラインを作成。
- ・ これにより、都市計画基礎調査情報(建物利用現況、土地利用現況等)のオープンデータ化を促進。

KPI (進捗): 平成30年度中にガイドライン作成、都市計画基礎調査情報 (建物利用現況、土地利用現況等)のオープンデータ化の促進

KPI (効果): 平成31年度以降、オープンデータ化されたデータの様々な主体によ

る利用の推進

平成31年度以降、都市計画基礎調査情報をオープンデータ化した地方

公共団体数

○[No. 2-6] 不動産登記情報の公開の在り方の検討

分野横断

- ・ 不動産データにおける登記情報の重要性に鑑み、登記情報の公開の在り方について、個人情報保護に留意した上で、国民の利便性の向上の観点から、情報範囲を限定した無償公開の可否を含めて検討を実施中。
- ・ 検討結果を踏まえて、平成30年度末までに不動産登記情報の公開の在り方を決定。 それを踏まえた、所要の見直しを実施。
- これにより、不動産市場の活性化等につながることが期待。

KPI (進捗): 不動産登記情報の公開の在り方の決定 (平成30年度中)

KPI (効果):未設定 (検討結果を踏まえ、平成30年度中に適切なKPIを設定)

○[No. 2-7] 登記所備付地図データの事業者等への提供

分野横断

- ・ 登記所備付地図の電子データは当該データが加工可能な形式で民間事業者に提供 されていないことが課題。
- ・ 平成29年度から制度面・システム面等の課題の整理を行い、平成33年度までに登 記所備付地図の電子データの提供を可能とすることを目標に推進。
- ・ これにより、不動産市場の活性化等につながることが期待。

KPI (進捗):登記所備付地図データの提供の方針の決定 (平成30年度中)

KPI (効果):未設定 (施策の進捗状況を踏まえ、データの提供開始までに適切なKPI

を設定)

○[No. 2 - 8] 気象情報の利活用の促進⁵⁶

分野横断

- ・ 気象はあらゆる社会・経済活動に影響を及ぼす一方で、ビッグデータである気象 観測・予測データを意思決定に用いる企業等はごく少数にとどまるため、利活用 の促進が課題。
- ・ 平成30年6月に稼働する次世代スーパーコンピュータをフル活用し、15時間先までの詳細な降水予測データの提供、及び2週間先までの気温予測データ等のオープンデータ化を推進するとともに、技術開発体制の強化により予測精度の向上を図る。さらに、データ分析に必要な過去の膨大な気象データの提供環境を整備。
- ・ これにより、観光、物流、農業など様々な産業分野において、AI、IoTなどの最新 のICT技術を駆使した気象ビッグデータの活用による生産性革命を実現。

KPI(進捗): 気象庁ホームページ等を通じて利活用されたデータの総量(ダウンロ

ード量) の着実な増加

KPI (効果): 新規気象ビジネス創出の取組件数

の企画、整備及び運用を行う。

○[No. 2-9] 統計データのオープン化の推進・高度化⁵⁷

電子行政

・ 統計データの更なる利活用促進や社会の高度かつ多様な分析ニーズに対応してい くためには、全ての政府統計が利便性の高い提供基盤を構築する必要。

⁵⁶ 気象ビジネス推進コンソーシアム (多様な産業界における気象データの利活用を一層推進するとともに、IoT・AI技術等を駆使し、気象データを高度利用した我が国における産業活動を創出・活性化するべく、産学官の会員により構成される組織)を通じ、産業分野における気象情報の利活用を促進。57 行政が保有するデータについては、オープンデータを前提として情報システムや業務プロセス全体

- ・ 全ての政府統計をデータの取得や分析処理の自動化が可能となる「高度利用型統計データ」に転換する。また、個人や企業等の情報保護を確保しつつ、調査票情報の二次的利用の条件緩和やオンサイト利用の拡大に向けて、引き続き制度面の見直しを実施し、利用者の要望に応じて様々な集計が可能となるよう調査票情報に係る提供基盤を整備。また、行政保有データ(統計関連)の棚卸結果や、民間ニーズ等も踏まえ、データの公開を推進。
- ・ これらにより、統計データの高度利用を一層促進し、証拠に基づく政策立案(EBPM) の実現とともに、新たなサービスの創出に寄与。

KPI(進捗):e-Statで公表される機械判読に適した形のデータ数、匿名データ及び

調査票情報の提供数

KPI (効果): e-Statでの統計表の利用件数、API機能による統計データの取得数、

統計LODの利用件数、オンサイト施設利用数

O[No. 2-10] 法人情報の利活用促進

電子行政

- ・ 法人情報に関するデータ連携を更に進めるためには、利活用ニーズに即した形で 法人インフォメーションのデータを拡充・連携していくことが必要。
- ・ 民間ニーズの高い法人基本情報や決算情報等のデータを追加するほか、オープンデータ官民ラウンドテーブル等を開催し、民間ニーズに即した形で法人インフォメーションのデータを拡充していく。また、政府情報システム等とのAPI連携を推進し、平成34年度までにAPI連携しているサービスへの年間50万件のアクセス数を目指すとともに、官民におけるデータ交換の仕組みについて検討を推進。
- ・ これらの取組を通じ、ビジネスにおける法人情報の利活用推進、企業の生産性向上や新規ビジネスの創出を促進。

KPI(進捗):法人インフォメーションへのアクセス数

KPI (効果): 法人インフォメーションとAPI連携しているサービスへのアクセス数

- ・ 訪日外国人観光客等が増加しつつあるものの、観光関係情報のオープンデータ公 開や、公開されるデータの標準化が進んでいない。
- ・ 事業者等による新たな観光サービスの創出や多言語対応等を促進するため、第1 回オープンデータ官民ラウンドテーブルの議論の結果を踏まえ、「飲食店営業許可 申請情報」を推奨データセットに追加するほか、推奨データセットの中の観光分 野のオープンデータ公開を促進するなど、平成32年までに全ての地方公共団体で

観光関係情報をオープンデータ化。

・ これにより、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた訪日外 国人観光客等への情報提供の充実及び新たな観光サービスを創出。

KPI(進捗):観光に資するデータの推奨データセットへの追加(平成30年度「食品

営業許可申請情報」の推奨データセット(ベータ版)の公開完了)

KPI (効果):観光分野の推奨データセットを参考に公開されたオープンデータ数

観光分野のオープンデータを活用した観光サービス数

○[No. 2 - 12] 農業関係情報のオープンデータ化の推進

農林水産

- ・ 農業分野のデータの標準化等の取組成果を基に、農業データ連携基盤が平成31年 4月から本格稼働予定。
- ・ 現場での意見やオープンデータ官民ラウンドテーブルでの要望等を踏まえつつ、 農業者の生産性向上や経営の改善に資する土壌、統計、研究成果、市況等の公的 データについて、平成30年度末までに農業データ連携基盤を通じて、順次オープ ンデータ化及び提供。
- ・ これにより、データに基づく農業の現場への実装を推進。

KPI(進捗):農業データ連携基盤のオープンデータを活用した事業者数

KPI (効果):農業データ連携基盤のオープンデータを活用したサービス提供件数

○[No. 2-13] 公的研究資金による研究成果のオープンデータ化の推進 「ものづくり

- ・ 科学技術やその産業利用に新しい展開が生まれており、研究論文に加えて研究データの利活用が期待されている。
- ・ 研究分野の特性や、保護すべきデータ等に配慮した上で、インセンティブやコスト負担等の課題を含め、推進方策を整理し、ガイドラインを策定。平成32年までの集中取組期間において、公的研究資金による研究成果(研究データ、論文等)のオープンデータ化を推進。
- これにより、科学技術研究活動の効率化と生産性の向上に寄与。

KPI (進捗):公的研究資金による研究成果の利活用に関するガイドラインの策定

KPI (効果):国立研究開発法人における研究データポリシーの策定法人数

○[No. 2 - 14] i-Construction⁵⁸の推進による3次元データの利活用の促進 【 ホffンンンランッッ

- 国民の安全と成長を支える建設現場の維持・発展のため、建設生産プロセスにICT を活用するi-Constructionによる生産性の向上が必要。
- ・ 公共工事の3次元データを利活用するためのルール及びプラットフォームを整備するため、平成30年度は、トンネル、ダム、河川構造物(樋門・樋管)において、3次元データの標準的な仕様を策定、平成31年度は、橋梁、トンネル、ダム、河川構造物、港湾構造物(基礎工等)及び維持管理において、3次元データの活用を拡大し、3次元データの流通・利活用に向けたシステムを構築。
- ・ これにより、3次元データのオープンデータ化が促進し、建設現場の生産性が向上。

KPI(進捗):システムの開発(平成30年度仕様策定、平成31年度構築)

KPI (効果):未設定 (平成30年度に実施予定の上記システムの仕様策定の状況等を

踏まえ、設定)

○[No. 2-15] 交通事故統計情報のオープンデータ化の推進

インフラ 防災 減災等

- ・ 交通事故情報については各種統計データが公表されているが、更なる粒度の細かいデータを公開することによって、関係団体や地域住民等による自主的な交通事故防止対策の促進が期待。また、一部都道府県警察がオープンデータとして公開した交通事故情報は、民間事業者により有効活用されており、このような取組の拡大が期待。
- ・ 平成29年度に策定した公開可能データ項目や情報提供統一フォーマット等に係る 方針に従い、平成32年度中の全国統一基準によるオープンデータ化を目指し、平 成30年度は、交通事故統計情報の公開に係る運用方法、システム要件を決定し、 システム改修に向けた準備を推進。
- ・ これにより、国民が自由に交通事故統計情報を閲覧し、交通事故防止にいかすことができるほか、学術関係者による交通事故発生状況に関する研究の促進、同研究結果の還元による、より効果的な交通事故抑止対策の推進が期待。

KPI (進捗):交通事故統計情報の公開に係るシステムの改修

KPI (効果): データへのアクセス数

○[No. 2 - 16] 犯罪発生情報のオープンデータ化の推進

インフラ 防災 滅災等

・ 犯罪発生情報については各種統計データが公表されているが、更なる粒度の細かいデータを公開することによって、関係団体や地域住民等による自主的な犯罪抑止対策の促進が期待。平成29年度の検討結果を踏まえ、罪種ごとの公開粒度等の

⁵⁸ 調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスで ICT 等を活用して、建設現場の生産性の向上を目指す。

検討が今後の課題。

- ・ 平成29年度に選定した公開対象罪種について、罪種ごとの公開粒度等を検討した 上で、警察庁が都道府県警察に対して平成30年度中に公開基準を示し、都道府県 警察において、順次、公開を推進。
- ・ これにより、国民が自由に犯罪発生情報を閲覧し、自主防犯活動にいかすことができるほか、学術関係者による犯罪発生状況に関する研究の促進、同研究結果の 還元による、より効果的な犯罪抑止対策の推進が期待。

KPI(進捗):オープンデータ化された犯罪発生情報の件数

KPI (効果): データへのアクセス数

○[No. 2-17] 海上活動情報のオープンデータ化

インフラ 防災 減災等

- ・ 海上保安庁では、AIS (船舶自動識別装置) による船舶の位置・針路情報や海難に 関する情報などの海上活動情報を所有しているが、一部を除き公開はしていない 状況。海上における事故防止のためには、これらのデータをオープンデータとし て公開することが有効。
- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、平成32年度にデータ公開を開始することを目指し、平成30年度はデータ公開システムの調査設計を 実施。
- ・ データ公開により、産学官の海洋の利用促進及び海上活動の更なる安全性の確保 が実現。

KPI(進捗):システムの開発(平成30年度仕様策定、平成31年度構築)

KPI (効果):未設定 (平成30年度中に設定)

〇[No. 2-18] ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進に 向けた取組の推進⁵⁹

移動

- ・ 高齢者や障害者、ベビーカー利用者など、誰もがストレス無く自由に活動できる ユニバーサル社会の構築のため、あらゆる人々が自由にかつ自立的に移動できる 環境の整備が必要。平成29年度の取組を踏まえ、施設管理者(地方公共団体を含 む。)における空間情報インフラの整備、実証実験後にいかに民間事業者によるサービス創出につなげるかが課題。
- ・ 平成30年度は、災害時における屋内の位置情報に応じた避難情報の提供実証を行 うとともに、人の位置情報を活用した混雑回避移動支援情報提供をモデルとして 実証するほか、施設や経路のバリアフリー情報等の移動に必要なデータのオープ ンデータ化を推進。

⁵⁹ 屋内の電子地図や測位環境等の空間情報インフラの整備を推進し、事業者等による移動支援サービスの普及を促進。

・ これにより、平成32年までに主要空港から2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会会場まで屋内外シームレスな移動支援を可能とする民間サービスを実現。

KPI(進捗):オープンデータ化された箇所数(平成30年度10か所)

KPI (効果):サービスが実現された箇所数

〇[No. 2-19] 公共交通機関の運行情報(位置情報等)等の オープンデータ化

移動

- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、平常時を超える交通需要への対応や訪日外国人観光客等への対応が必要であるが、公共交通分野に おけるオープンデータのメリットや費用対効果の明確化等が課題。
- ・ 平成30年度から、オープンデータ化を推進する上での諸課題について検討するための実証実験を開始。平成32年度までにオープンデータを活用した公共交通機関の運行情報等の提供を開始することを目指す。
- ・ これにより、同競技大会期間中における円滑な輸送にも寄与。

KPI(進捗):運行情報等をオープンデータ化した事業者の数(具体的な目標数値は

平成30年度に実施予定の実証実験の状況等を踏まえ、設定)

KPI (効果): 未設定 (平成30年度に実施予定の実証実験の状況等を踏まえ、設定)

II-(3) データの円滑な流通の促進【官民データ基本法第 11 条第 3 項関係】

これまでの主な取組

・ データの安心・安全かつ公正・自由な流通・活用に向けて、データの不正流通に対する差止制度の創設等を内容とする「不正競争防止法等の一部を改正する法律」(平成30年法律第33号)、遠隔授業における公衆送信の円滑化等を内容とする「著作権法の一部を改正する法律」(平成30年法律第30号)、デジタル教科書に係る権利制限の見直し等を内容とする「学校教育法等の一部を改正する法律」(平成30年法律第39号)が第196回通常国会において成立した。また、平成30年6月に契約でのデータ利用等に関する適切な取決め等について整理したデータ契約ガイドラインの改定を行った。

○[No. 3 - 1] データに対する投資に見合った適正な対価を 得ることができる環境整備

分野横断

- IoTやAIなどの情報技術革新が進む中、多様な産業分野におけるビッグデータの活用が我が国産業の喫緊の課題。
- ・ 第196回通常国会においてデータの不正流通に対する差止制度の創設などを内容とする「不正競争防止法等の一部を改正する法律」が成立。今後、データに対する投資を行う事業者の予見可能性を高めるためのガイドラインを策定するとともに、本法案等の普及・啓発を促進するため、実務者向け説明会を全国で開催。
- ・ これにより、価値あるデータについて保有者及び利用者が安心してデータを提供・ 利用できる環境を整備。

KPI (進捗):ガイドラインの策定状況

説明会の開催回数

KPI (効果):ガイドラインの活用状況

○[No. 3-2] 著作権法における柔軟性のある権利制限規定の整備

分野横断

- ・ インターネット等を活用した著作物利用の円滑化に向けた早期の環境の整備が必要。
- ・ このため、文化審議会著作権分科会報告書(平成29年4月)の結論を踏まえ、著作権者の利益を害さない一定の行為又は著作権者に与える不利益が軽微な行為について著作権者の許諾を得ずに利用できる環境を整備する著作権法の一部を改正する法律が第196回通常国会において成立したことを受け、今後、施行に向けて政省令の整備等の必要な取組を実施。
- これにより、新たな時代のニーズに的確に対応した著作物の公正な利用を促進。

KPI (進捗): 政省令の整備状況

KPI (効果): 著作物の公正な利用の促進

O[No. 3-3] 教育の情報化の推進

分野横断

- ・ 権利処理の手続上の負担から遠隔授業において著作物等の利用を断念する場合が 多い等の実態を踏まえ、教育上必要な著作物をICT活用教育において円滑に利活用 を行うための環境の整備が必要。
- ・ このため、文化審議会著作権分科会報告書(平成29年4月)の結論を踏まえ、学校授業の過程における著作物の公衆送信の円滑化に向けた著作権法の一部を改正する法律及びデジタル教科書に係る権利制限の見直しに向けた学校教育法等の一部を改正する法律が第196回通常国会において成立したことを受け、今後、施行に向けて政省令を整備する。また、教育機関における著作権法に関する研修・普及啓発活動の促進について検討し、必要な措置を実施。
- ・ これにより、遠隔授業のための公衆送信の円滑化及びデジタル教科書の利用が促進。

KPI (進捗): 政省令の整備状況、研修・普及啓発活動の実施状況

KPI (効果): 著作物の公正な利用の促進

○[No. 3 - 4] 権利情報を集約したデータベースの利用促進

分野横断

- ・ あらゆる国民が著作物を創作し、利用する時代において著作物の適法かつ円滑な 利用の促進が必要。
- ・ コンテンツの創作サイクルの基盤を整備し、権利処理を円滑化するため、平成29 年度の実証事業の成果を踏まえ、未整備の権利情報の集約機能の強化や権利処理 機能の実装等の検討を進め、権利情報を集約したプラットフォーム構築のための 更なる実証事業を実施。
- ・ これにより、文化の発展及び著作物の経済価値を増大。

KPI (進捗): データベースの利用促進に係る措置の実施状況

KPI (効果): データベースの登録件数・利用者数

○[No. 3 - 5] データ利用に関する適切な契約の促進

分野横断

- ・ データの流通・利用に関するBtoB取引は契約類型や契約条件が様々。また、AI技 術の特性等に関する相互理解が進んでおらず、AI活用に係る契約の取決め方も手 探り。データ流通・活用や学習済みモデルの利活用のための契約交渉が十分にな されていない実態が存在。
- ・ 平成29年5月に公表した契約ガイドラインについて、データ利用に関する契約類型別の契約事項や契約条件等を網羅的に整理するとともに、AI技術に係る権利関係や責任関係について交渉ポイントや留意点を示したAI編を追加し、平成30年6月に抜本改訂。今後は改訂版ガイドラインの事業者・事業団体に対する周知活動を集中的に実施。

・ これにより、データ利用等について契約での適切な取決めを促し、データ流通・ 利活用を促進するとともに、AIに係る契約における利用条件等の柔軟かつ細やか な設定を促し、契約による学習済みモデルの保護、AI技術の普及を図る。

KPI (進捗): 事業者・事業者団体に対する周知活動の実施状況

KPI (効果):企業におけるガイドライン改訂版の活用状況

〇[No. 3 - 6] 革新的データ産業活用計画及び特定革新的データ産業活用 分野横断 の認定制度施行に向けた法制度整備・周知並びにデータの 提供要請制度の推進

- ・ IoT機器の普及により収集可能となった大量のデータについて、産業競争力強化や 社会課題解決につなげる共有・活用が必要。
- ・ 生産性向上特別措置法の成立に伴い、革新的データ産業活用計画(データ連携事業)及び特定革新的データ産業活用(データ共有事業)の認定に係る各種法令・ガイドラインを整備。また、データ共有認定制度を周知(民間団体への案内やWebサイトへの公開等)するとともに、産業データ活用推進事業等を活用した支援を実施。
- ・ これにより、協調領域におけるデータの収集・活用等を促進し、我が国産業の生産性の向上を実現。

KPI (進捗): 革新的データ産業活用計画 (データ連携事業) 及び特定革新的データ 産業活用 (データ共有事業) の認定に係る各種法令・ガイドラインの 整備

KPI (効果): データ連携事業認定による事業の拡大、公的データの提供要請制度を 利用した事業の拡大

Ⅱ─(4)データ利活用のルール整備【官民データ基本法第 12 条関係】

これまでの主な取組

・ 平成29年5月の匿名加工情報に関する規定等を内容とする個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第65号)の施行を受け、国民・事業者の理解を深めるための説明会や相談対応を含む情報発信を実施。パーソナルデータについては、個人の関与の下でのデータ流通・活用を進める仕組みであるPDSや情報銀行、データ取引市場の実装に向けた検討が進んでおり、民間団体による「情報信託機能の認定に係る指針」について検討を行った。

○[No. 4-1] いわゆる情報銀行やデータ取引市場等の実装に向けた 制度整備

分野横断

- ・ プライバシー保護に関する漠然とした不安等を背景として、データの活用が企業 内やグループ内にとどまるなど、企業や業界を越えたデータの流通・活用が十分 に進んでいるとは言い難い状況。
- ・ 個人関与の下でのデータ流通・活用を進める仕組みであるPDS、情報銀行、データ 取引市場の実装に向け、今後、観光分野等における情報信託機能を活用した実証 実験、情報信託機能の認定スキームに関する指針を踏まえた民間団体による取組 状況や、諸外国の検討状況等を注視しつつ、引き続き、必要な支援策、制度の在 り方等について検討。
- ・ このような仕組みの実装により、データ活用による便益が個人及び社会に還元され、国民生活の利便性の向上や経済活性化等を実現。

KPI(進捗):情報信託機能を活用した実証事業の実施件数(平成30年度4件)

KPI (効果): PDS、情報銀行等の個人の関与の下でデータ流通・活用を進める仕組み

を活用したビジネスの創出

〇[No. 4-2] 個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する 相談対応及び情報発信

分野横断

- ・ 個人情報の保護と適正な利活用をバランスよく推進するという改正個人情報保護 法の趣旨の更なる浸透が必要。
- ・ 個人情報保護委員会は、引き続き個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する事業者・国民からの相談に対応するとともに、個人情報保護法に関する事業者・国民の更なる理解の促進に向け、相談結果等を踏まえた事例集の公表等の情報発信に積極的に取り組むほか、認定個人情報保護団体等の民間の自主的取組の支援等を行うなど、適切な利活用環境を継続的に整備。
- ・ これにより、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を促進し、経済活性化や

国民生活の利便性の向上等を実現。

KPI (進捗):講師派遣・説明会開催の件数 (年間60回)

KPI (効果): パーソナルデータ (匿名加工情報含む。) の適正かつ効果的な活用状況

O[No. 4-3] IoT推進コンソーシアム・IoT推進ラボの取組等を通じた 革新的モデル事業の発掘・育成等

分野横断

- ・ 産業競争力を強化するためには、我が国が強みを有する製造現場等のリアルデータの活用等を通じて、具体的なビジネス展開を推進していくことが重要。
- ・ そのため、先進的なIoTプロジェクトの選定発掘や産業データを活用したデータ分析コンテストの開催等を通じて、先進プロジェクトの創出や支援等を実施。また、地方版IoT推進ラボや地域IoT官民ネットの取組や地域未来投資促進法⁶⁰に基づき、平成32年度までに2,000社への支援を目指す。
- ・ これにより、IoT、AI、ビッグデータ等を活用した新たなIoTビジネスモデルの創 出・育成を促進。

KPI (進捗): 地域未来投資促進法で支援を行った企業数 (平成32年度までに2,000

社) (平成30年度中に見直し予定)

KPI (効果): IoT関連ビジネスの市場規模 (平成30年度中に見直し予定)

○[No. 4 - 4] データ活用ビジネス促進のための事例集等の作成

分野横断

- IoT技術等の進展に伴い、データ活用を検討する事業者においては、複数事業者間でのデータ提供に当たっての個別具体的なケースに対する個人からの同意の取得方法やステークホルダー間の権限等が必ずしも明確でないなどの懸念が存在。
- ・ 「カメラ画像利活用ガイドブック」(平成29年1月公表)については、特定空間(店舗等)に設置されたカメラでのリピート分析を行う際の配慮事項を追加し、平成30年3月30日に「カメラ画像利活用ガイドブックver2.0」を公表。また、データ流通取引に関する事例集については、事例を追加した改訂版を平成30年6月に公表予定。今後は、引き続きデータ流通取引に関するユースケースやカメラ画像活用事業者の事例を収集するとともに、事業者の懸念解消に向けた取組を強化。
- これらの取組により、事業者間のデータ活用の活性化を図る。

KPI(進捗):事業者から相談されたデータ活用事例数

KPI (効果):事例集等を参考にデータ活用ビジネスの拡大

○[No. 4-5] 放送分野におけるデータ利活用の推進

分野横断

- ・ 通信と放送の更なる融合が進む中で、放送分野においても新たなビジネスモデル を構築することが重要。
- ・ 放送分野におけるデータ利活用を進めるため、平成29年4月に行った「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン」の改正を踏まえ、平成30年度においては各放送事業者等が収集・管理する視聴履歴のデータセットの標準化等について検討し、平成32年度までに視聴履歴等の放送データの統合・集約手法及びユースケースを確立する。
- ・ これにより、放送分野における視聴履歴等の放送データを活用した地域プロモーション戦略の策定等、地方経済活性化に向けた新たなサービスを創出。

KPI(進捗):標準データセットの策定

KPI (効果): 放送データを活用したサービスが提供された地域数

〇[No. 4 - 6] 健康・医療・介護等データの流通・利活用環境の実現

健康・医療・介

- ・ 個人に関する健康・医療・介護等データ (PHR) は、医療機関・事業者等で閉じて 利用されているため、本人が蓄積・利活用 (他者への提供を含む。) することが困 難な状況。
- ・ 平成28年度から平成30年度まで、PHRを活用した具体的なサービスモデルの構築に向けた4つの研究事業及び分野横断的にPHRを収集・活用する情報連携技術モデルの構築に向けた2つの研究事業を実施中。平成29年度までに整備したシステムやアプリを用いて、平成30年度にフィールド実証を実施しPHRサービスモデルや情報連携技術モデルについて具体的な効果の取りまとめを実施する予定。平成30年度末までに課題の整理や目標値の設定をした上で、順次、必要な制度整備や普及促進を行い、平成31年度以降に運用開始予定。PHR情報連携技術モデルについては、関係府省・団体と連携しつつ、実証等を通じた普及促進を実施。
- ・ このような取組により、健康寿命の延伸や社会保障費の適正化に貢献。

KPI (進捗): PHR実証モデル件数、PHR実装主体数

KPI (効果):健康指標の改善

〇[No. 4-7] 匿名加工医療情報の利活用の推進

健康・医療・介護

- ・ 平成30年5月に施行した医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に 関する法律(平成29年法律第28号。以下「次世代医療基盤法」という。)に基づき、 国民の理解の増進をはじめ、産学官による匿名加工医療情報の医療分野の研究開 発への利活用を推進する措置を着実に実施。
- ・ 平成32年度からのデータ利活用基盤本格稼働に向け、次世代医療基盤法に基づく 認定事業者を通して、匿名加工医療情報の利活用により、健康・医療に関する先

端的研究開発及び新産業創出を推進。

KPI (進捗): 認定匿名加工医療情報作成事業者による医療情報の収集規模

KPI (効果): 匿名加工医療情報の利活用件数

○[No. 4-8] 金融分野におけるデータの利活用の推進

金融

- ・ 金融サービスをめぐる環境が変化する中にあって、金融分野におけるオープンイ ノベーション(外部との連携・協働による革新)を進めていくことが重要。
- ・ このため、平成30年度においても、引き続き金融分野におけるデータ利活用に関する実態を踏まえた上で、預金者等の信頼・安全の確保に留意しつつ、適切なデータの利活用の方策について検討を促す。また、データ利活用の活性化の観点から、官民データに係る窓口への相談状況等を踏まえ、金融機関等による官民データの利活用を促進。
- ・ これにより、金融分野におけるデータを活用した多様で利便性の高いサービスを 実現。

KPI(進捗):利活用が可能となったデータの種類

KPI (効果): 未設定 (本施策の推進状況を踏まえ、別途設定)

○[No. 4-9] 電子レシート (購買履歴) データの流通の検討

金融

- ・ 家計簿アプリ等が普及しつつあるが、レシートの電子化・標準化が進んでいない ため、消費者本人による購買履歴データの蓄積・活用に限界が存在。
- ・ 平成29年度の実証実験の結果等を踏まえ、平成30年度に電子レシートの標準フォーマットを策定・公表する。また、当該標準フォーマットを用いたユースケースを発掘。
- ・ これにより、電子レシートデータを用いた新たなサービスを創出。

KPI(進捗):標準フォーマットの策定

KPI (効果):電子レシートシステム導入事業者数

○[No. 4 - 10] スマートホームの新サービス創出のためのルール整備

ものづくり

- メーカーの異なる多様な家庭内機器等の相互接続やデータ連携が必要。
- ・ 平成29年度から実施している実証実験等の成果を踏まえ、平成30年度以降に機器の接続・制御等を通じたデータ活用に関するルール整備を行い、平成32年度までに当該ルールを活用した100件の新サービス創出を目指す。また、平成29年度に国際標準化団体に提案したスマートホームに関する通信機能について、平成30年度以降での国際標準獲得を目指す。
- ・ これにより、スマートホームの新サービスを創出し、家庭内機器サービス市場の

データ利活用のルール整備【官民データ基本法第 12 条関係】

拡大を図る。

KPI (進捗):整備されたルールを活用した事業者(機器・サービス)連携創出数(平

成32年度まで100件)

KPI (効果):家庭内機器サービス市場の拡大、国際標準獲得

II- (5) マイナンバーカードの普及・活用【官民データ基本法第 13 条関係】

これまでの主な取組

・ マイナンバーカードの利便性を高めるための取組について、その内容を具体化するとともに、検討のスケジュールや実現の時期を明確にする観点から、「マイナンバーカード利活用推進ロードマップ」を作成し(平成29年3月公表)、推進中である。

○[No. 5 - 1] 「マイナンバーカード利活用推進ロードマップ」に基づき、 分野横断 身分証等をはじめ、行政や民間サービスにおける利用の推進

- ・ マイナンバーカードの普及率は11.2% (平成30年5月15日時点)であり普及枚数としては十分ではない状況。
- ・ 平成29年3月に策定した「マイナンバーカード利活用推進ロードマップ」のPDCA サイクルを確保する観点から定期的に進捗状況を点検するとともに、必要に応じ て見直しを実施。その他、人的サポート体制、年齢や性別ごとの取得状況を踏ま えた対策、入札事業者への協力などの取得促進に向け関係者と連携し検討を進め、 懇談会等で進捗を適切にフォローアップしつつ、マイナンバーカードの更なる普 及、利活用の拡大を積極的に推進。
- ・ マイナンバーカードによる本人確認、公的個人認証サービスによるオンラインで の安全かつ確実な本人確認・本人認証が広く利用されることにより、官民のサー ビスの利便性が向上し、国民の利便性が向上。

KPI(進捗):マイナンバーカード普及率

KPI (効果): 未設定 (検討結果を踏まえ設定)

○[No. 5 - 2] 利用者証明機能のスマートフォンへのダウンロード実現 / ⅓

- ・ マイナンバーカードの利活用を促進するため、普段持ち歩くスマートフォンから 直接マイナンバーカード(公的個人認証サービス)を利活用できる環境を実現す ることが必要。
- ・ スマートフォンによる各種手続の実施や公的個人認証を活用した民間サービス等の利用を可能にするため、平成31年通常国会を目途に必要な法制上の措置を講じ、必要な体制を整えた上で出来る限り速やかに利用者証明用電子証明書のスマートフォンへの搭載を実現する。さらに、マイナンバーカードの機能のスマートフォンへの搭載について、必要な安全確保措置を踏まえて検討を行う。また、マイナンバーカードを健康保険証として活用できる仕組みの実現に向け、利用者証明用電子証明書のPIN(暗証番号)入力を一定の場合には不要とする認証を可能とするため、平成31年通常国会を目途に必要な法制上の措置を講ずる。法制化の過程において、この認証の利用範囲について併せて検討。

・ これにより、公的個人認証サービスへのアクセス手段が多様化し、マイナンバーカードの利便性が向上。

KPI(進捗):運用面、制度面の方針策定

KPI (効果): 未設定 (運用面、制度面の課題の検証を行う実証実験の結果や実現時

期を踏まえ設定)

〇[No. 5-3] 公的個人認証基盤と民間の認証基盤とを 連携させる官民のID連携推進

分野横断

- 民間の団体等によるサービス利用者の現況把握には負担や一定の限界が発生。
- ・ 民間の団体等がマイナンバーカードの公的個人認証サービスと連携して、会員の 現況を把握・反映することでIDの信頼性を向上させる「仕組み」の構築に向け、 平成30年度に検証を行い、その結果を踏まえ「仕組み」の詳細を具体化するとと もに、必要な法制度等を検討し、社会実装を図る。
- ・ 公的個人認証サービスで有効性確認ができることにより確実なID管理を実現。

KPI (進捗):未設定 (平成30年度中に検討)

KPI (効果):公的個人認証基盤と連携した民間認証基盤 (サービス) の数

〇[No. 5-4] 海外における公的個人認証サービスの継続利用

電子行政

- ・ 海外転出した場合、現行の公的個人認証制度上ではマイナンバーカードの公的個 人認証サービスが利用できず、継続利用の検討が必要。
- ・ 海外転出後の、マイナンバーカードの公的個人認証サービスの継続利用を可能とするため、公的個人認証法等の制度面や関連システムなどの運用面について、平成31年度中を目途として改正法案の国会提出を目指し、法改正後速やかなサービス開始に向け、地方公共団体その他の関係機関との調整を実施。
- ・ これにより、海外転出後でもマイナンバーカードの公的個人認証サービスが継続 利用でき、利便性が向上。

KPI (進捗):未設定(平成30年度中に方針が固まった段階で検討) KPI (効果):未設定(平成30年度中に方針が固まった段階で検討)

○[No. 5-5] マイナンバーカードの多機能化の推進

電子行政

- マイナンバーカードを国民に浸透させるための多機能化が必要。
- ・ マイキープラットフォーム等を活用し、参加地方公共団体において、地域経済応援ポイント活用等の実証を引き続き実施。平成30年度以降、実証結果を踏まえつつ、全国への展開を推進。

・ マイナンバーカードを用いた各種申請手続等での利活用案の検討や利活用策ごと の目標値の設定等を進め、国民の利便性を向上。

KPI (進捗):マイキープラットフォームへの参加地方公共団体数

KPI (効果):マイキーID登録者数

〇[No. 5-6] マイナンバーカード等への旧氏併記等

電子行政

- ・ 働く女性が勤務先など社会の様々な場面で旧氏等を用いる際に、容易に旧氏等を 証明する手段が必要。
- ・ マイナンバーカード等への旧氏併記に係る住民基本台帳法施行令(昭和42年政令 第292号)等の改正及びシステム改修等を引き続き行い、平成31年11月を目途に全 国で開始。
- ・ これにより、勤務先等社会の様々な場面で旧氏等を用いる際に、簡単かつ確実に 旧氏等を確認することが可能。

KPI (進捗): 全国で旧氏併記の制度の施行

KPI (効果):旧氏併記でマイナンバーカード等を発行した地方公共団体数

○[No. 5 - 7] コンビニ交付サービスの導入推進

電子行政

- ・ 住民票の写しなどの各種証明書を取得するためには、地方公共団体窓口等で申請 する手間が発生。
- ・ 地方公共団体における住民票の写しなどの各種証明書をマイナンバーカードを用いて取得するコンビニ交付サービスの導入促進を図り、平成31年度末までに1億人が利用できる環境を構築。
- これにより、国民のサービス利便性の向上及び地方公共団体の窓口負荷を軽減。

KPI (進捗):コンビニ交付サービス導入市町村の人口

KPI (効果): コンビニ交付サービスによる各種証明書の交付通数

〇[No. 5-8] マイナンバーカード等を活用したチケットレス入場・ 不正転売の防止の仕組みの検討

観光

- ・ 利用者の利便性の向上や、より確実な本人確認の実現のため、チケットレスでの イベント会場等への入場の実現が必要。
- ・ マイナンバーカード等を活用したイベント会場等へのチケットレス入場やチケットの不正転売防止実現のための実証実験の結果を踏まえ、チケット転売システムの実用化を図る必要。平成30年度以降に実用化を図るとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等における観客の入場管理やボランティア管

理への導入を目指す。

・ マイナンバーカード等を活用したチケットレス入場・不正転売防止の仕組みを実 用化することにより、利用者の利便性が向上。

KPI (進捗): チケット転売システムの実現

KPI (効果): チケット転売システムを利用した人数

○[No. 5-9] 住宅ローン契約等におけるマイナンバーカード (公的個人認証サービス) の活用促進

金融

- ・ 住宅ローン契約等における利用者の利便性向上及び銀行等の事務効率化の観点からは、マイナンバーカード(公的個人認証サービス)の活用促進を図ることが重要。
- ・ このため、平成30年度においても、引き続き銀行等において、公的個人認証を用いて容易にオンラインで本人確認手続を行うことができる環境を整備するためにアクセス手段を多様化する取組を進めるなど、公的個人認証を用いた本人確認の導入・拡大に向けた対応を逐次促進。
- ・ これにより、利用者の手続簡略化等による銀行等における事務の効率化、利用者 利便の向上を目指す。

KPI (進捗):マイナンバーカードを活用する銀行数

KPI (効果): 未設定 (本施策の拡大状況を踏まえ、別途設定)

〇[No. 5-10] 災害対策・生活再建支援へのマイナンバー制度活用検討

インフラ

・ 災害対策・生活再建支援においては、ICTを有効活用することにより、被災者のニーズに対し、これまで以上に迅速かつ的確に対応できるようにするとともに、被災者の負担軽減を図る必要。

被災者に適時適切なサービスを提供するため、以下の施策について具体的なスケ ジュールを定め実行。

<被災者台帳管理>

・ 被災者台帳の作成事務において、「被災者台帳の作成等に関する実務指針」を活用 し、庁内連携や庁外からの情報入手のためのマイナンバーの利用について積極的 に取り組むよう、引き続き周知。

<添付書類不要化>

・ 被災者生活再建支援金の手続において、平成32年度から、マイナンバー制度の情報連携を活用し、住民票の写しの添付を不要化。さらに、「デジタル・ガバメント 実行計画」において「行政手続における添付書類の提出を一括して撤廃する」こ ととされていることから、罹災証明情報の連携についても、番号法⁶²の3年後見直 しに向けて、費用対効果や地方公共団体等のニーズ等を踏まえ、マイナンバー制 度等の活用を視野に入れた検討の上、必要があると認めるときは、その結果に基 づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講じるとともに、当該情報連携によ り把握できることとなった情報に関して、医療保険等の保険料減免措置手続等に おける必要書類の添付不要化について平成30年度以降マイナンバー制度等の活用 を視野に入れた検討を行い、手続の簡素化を目指す。

<マイナポータル活用>

・ 各種被災者支援申請について、平成30年度中に、被災者がマイナポータルの「サービス検索機能・電子申請機能(ぴったりサービス)」を利用することで、遠隔地からも電子申請できるようガイドラインを作成し、周知等を通じ地方公共団体への導入支援を実施。また、マイナポータルを通じた情報提供により、被災者に必要な情報を届ける仕組みを構築。

<マイナンバーカードを活用した住民の避難状況の把握>

- ・ 避難所において住民の避難状況を正確に把握し、適切な支援を行えるようにする ため、マイナンバーカードを活用した避難所入退所管理の在り方について、平成 30年度中に検証及び検討を実施。
- ・ これらにより、災害時の被災者の負担を軽減し、利便性を向上させる。

KPI (進捗):

<被災者台帳管理> 未設定(平成30年度中に検討)

<添付書類不要化> 未設定(平成30年度中に検討)

<マイナポータル活用> 未設定(平成30年度中に検討)

<マイナンバーカードを活用した住民の避難状況の把握> 未設定(技術的検証の結果を踏まえ平成31年度に設定)

KPI (効果):

<被災者台帳管理> 未設定(平成30年度中に検討)

<添付書類不要化> 未設定(平成30年度中に検討)

<マイナポータル活用> 未設定(平成30年度中に検討)

<マイナンバーカードを活用した住民の避難状況の把握> 未設定(技術的検証の結果を踏まえ平成31年度に設定)

⁶² 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)

II- (6) 利用の機会等の格差の是正【官民データ基本法第 14 条関係】

これまでの主な取組

・ 障害者・高齢者にとって使いやすいIT機器や関連サービスを開発・提供する取組、行政等のWebサイトやSNS等のアクセシビリティに係るガイドラインの普及促進や、離島などの不採算地域等における地域のIT基盤の整備・確保を図る取組を推進中である。

O[No.6-1] 条件不利地域等におけるICTインフラの整備・確保の推進

分野横断

- ・ これまで、条件不利地域を有する地方公共団体が、超高速ブロードバンド基盤を整備・確保するための支援を実施し、固定系超高速ブロードバンドゼロ自治体は減少しているが依然固定系超高速ブロードバンドや、Society 5.0実現の前提となる無線環境の利用が困難な地域が残存。
- ・ 今後、平成30年度中に別途定める整備方針に基づき、条件不利地域において、地 方公共団体が、固定系超高速ブロードバンド基盤や、多様な高速大容量の無線シ ステムの前提となる伝送路を整備・確保するための支援を引き続き行う。
- ・ これにより、ICT利活用に関する地域間格差を縮小。

KPI(進捗):未設定(ICTインフラ地域展開戦略検討会において新たな整備方針を検

討中(今夏取りまとめ予定))

KPI (効果):未設定 (ICTインフラ地域展開戦略検討会において新たな整備方針を検

討中(今夏取りまとめ予定))

○[No. 6-2] 条件不利地域における携帯電話のエリア整備の推進

分野横断

- ・ 地理的条件や事業採算性の問題等により、携帯電話を利用することが困難な地域 が残存。また、災害発生時の連絡手段確保等の重要性から、登山道、緊急輸送道 路及び災害時に避難所となる施設等の非居住地域におけるエリア化の推進が必 要。
- ・ 引き続き、地方公共団体や無線通信事業者が行う基地局・伝送路の整備への補助 金交付を行い、平成31年度末までにサービスエリア外の人口1万人未満(エリア化 を要望しない居住者を除く。)を目標として推進するとともに、非居住地域につい ても、緊急時や災害時に携帯電話を利用できる環境を整備。
- これにより、携帯電話の利用に関する地域間格差を是正。

KPI (進捗):補助事業実施件数

KPI (効果): サービスエリア外の人口 (平成31年度1万人未満)

○[No. 6-3] 新幹線トンネルなどにおける携帯電話の通じない区間の 解消を加速

分野横断

- ・ 新幹線トンネルなど携帯電話の通じない区間を解消することが必要。新幹線トンネル1,105kmのうち、平成29年度末時点において携帯電話が利用可能となった距離は約640km。
- ・ 引き続き、一般社団法人等による携帯電話用中継施設の整備に対し、補助金の交付を行い、経営状況の厳しい鉄道事業者が営業主体となる新幹線路線の対策を行う場合には、補助率の引き上げを行うことで対策を強化し、平成32年までに新幹線トンネルの全区間について携帯電話を利用可能となることを目指す。
- ・ これにより、訪日外国人を含めた利用者の利便性向上及び非常時等における通信 手段の確保等が期待。

KPI(進捗):補助事業実施件数

KPI (効果):新幹線トンネル内で携帯電話が利用可能な距離 (平成32年1,105km)

○[No. 6 - 4] Webアクセシビリティ確保のための環境整備等

分野横断

- 高齢者や障害者など、ICTの恩恵を十分に享受できていない者が多く存在。
- ・ 誰もが行政等のWebサイトを利用しやすいようにするため、平成29年度の調査結果 を踏まえ更なる公的機関Webサイトのアクセシビリティ状況改善に向けた取組を 促進。また、高齢者や障害者等に配慮した事業者による通信・放送サービスの充 実を図るため、平成29年度から平成33年度までにかけて事業者等への助成を行い、 進捗状況を確認。
- ・ これにより、デジタルデバイドを解消し、誰もがICTの恩恵を享受できる情報バリアフリー環境を実現。

KPI (進捗): サービス及び研究開発に対する助成件数

JIS規格準拠に係る各公的機関への説明会回数 (平成32年3件)

KPI (効果):民間事業者向け「身体障害者向け通信・放送役務の提供・開発等の

推進」助成終了後2年経過時の事業継続率(平成32年70%)

公的機関Webサイトの情報バリアフリーに関するJIS規格への準拠率

(平成32年100%)

○[No. 6-5] 4 K・8 K等の高度な映像・配信技術の利用機会の均等

分野横断

- ・ 4 K・8 K放送については、平成30年開始予定のBS・110度CS放送について一部の 旧式受信設備から電波が漏洩し他の無線局に混信が発生する可能性があるほか、 CATVで視聴するためにはネットワークの光化が必要となるなどが課題。
- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、全国の様々な場所で4K・8K等の視聴が可能となるよう、平成29年11月に取りまとめた「4K・

8 K放送に関する周知・広報計画(アクションプラン)」(平成29年11月 4 K・8 K放送推進連絡協議会)に沿った具体的取組を実施するとともに放送のネット同時配信に係る実証及びケーブルテレビネットワークの光化への支援を進めるほか、スタジアム等の集客機能・利便性向上のため高速無線LANや高度な映像技術等を活用するなど、官民連携で必要な対策を推進。

・ これらの対策によって、4K・8Kの視聴世帯の増加。

KPI (進捗):全国世帯に占める4K・8Kの視聴可能世帯の割合、

高速無線LAN等が活用されたスタジアム等の数

KPI (効果): 4 K・8 Kの視聴世帯の増加

O[No. 6 − 6] IoT地域実装のための総合的支援

分野横断

- ・ 超少子高齢化等が進展する地域においては、生活や産業の基盤が従来の形で維持できなくなりつつあり、IoT実装を通じた官民データ利活用による課題解決が期待されるが、予算や人材の制約等により、地域における取組が進んでいない状況。
- ・ 民間活力を最大限に活用しつつ、地域におけるIoT実装を進めるため、平成30年度も引き続き、計画策定支援、地域情報化アドバイザー派遣等の人的支援、民間プラットフォームの活用をはじめとするデータ利活用ルールの明確化、実装事業の支援等を総合的に実施。また、「地域IoT実装推進ロードマップ」のフォローアップ及び継続的な見直しを行うとともに、地域IoT実装状況に関する調査等により本施策の効果KPI及び更なる地域ニーズ把握を実施。
- ・ このような取組により、成功モデルの横展開を含め、平成32年度末までに800の地方公共団体において、生活に身近な分野でのIoTを活用した取組を創出し、地域活性化を実現。

KPI (進捗):「地域IoT実装推進事業」により地域IoTを導入した地方公共団体数(平

成30年度42団体)

KPI (効果):地域IoTを導入した地方公共団体数 (平成32年度800団体)

○[No. 6-7] 「ICT活用推進委員 (仮称)」の検討

分野横断

- ・ 本格的なIoT・AI時代の到来に向け、高齢者等が取り残されることなく、ICT機器 を利活用し、より豊かな生活を送ることができるようにすることが必要。
- ・ このため、高齢者等が、住居から地理的に近い場所で、心理的に身近な人からICT を学べる環境を整備するため、「ICT活用推進委員(仮称)」の仕組みを検討。
- ・ これにより、デジタルデバイドを解消し、誰もがICTの恩恵を享受できる環境を実現。

KPI (進捗): 仕組みの構築に向けた検討状況

KPI (効果):未設定 (平成30年度中に設定予定)

○[No. 6-8] ICT等を用いた遠隔診療の推進

健康・医療・介護

- ・ 最新の技術進歩を医療の世界に取り込み、医療の質や生産性を向上させることが 必要。
- ・ このため、有効性・安全性等に関する知見を実証等を踏まえて集積。対面診療と 遠隔診療を適切に組み合わせることにより効果的・効率的な医療の提供に資する ものについて、平成30年度診療報酬改定で評価を新設(オンライン診療料等)。

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」(平成30年3月30日厚生労働省)の 内容を踏まえ、オンライン診療料等の普及状況を調査検証しつつ、患者目線に立ったオンライン診療の更なる拡充に向けて、次期以降の診療報酬改定におけるオンライン診療料等の見直しについて、検討を進める。

また、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を踏まえ、実証等を通じて有効性・安全性等に関する更なる知見を集積。

・ これらにより、医療の質を向上させ、国民の健康を増進。

KPI(進捗):遠隔医療システムの導入状況

KPI (効果):遠隔診療に関する診療報酬の算定状況

○[No. 6 - 9] 防災拠点等におけるWi-Fi環境の整備推進

インフラ 防災・減災等

- ・ Wi-Fiは、高速・大容量の無線通信が可能であり、IoT社会を支える重要な社会インフラとして、早急な整備が必要。その一方、地方公共団体がWi-Fi環境の必要性、防災面等での有用性や、整備の推進についての知識や認識が不足。
- ・ 引き続き、整備の推進を図るとともに、その整備状況に関して必要な調査や、地方での活用事例の創出等を進め、「防災等に資するWi-Fi環境の整備計画」の更新を行う予定。
- ・ これにより、災害時に避難者や滞留者が適時に必要な情報伝達・情報確保を行う ことを可能とし、安全確保や安否確認を容易とすることで、避難生活の利便性を 向上。

KPI(進捗):新規整備等件数

KPI (効果):整備済箇所数 (平成31年度までに約3万箇所)

II-(7)情報システム改革·業務の見直し【官民データ基本法第 15 条第 1 項関係】

これまでの主な取組

・ 国のシステム数の半減・運用コスト3割削減を目標とした政府情報システム改革を推進し、システム数については、平成30年度までに、894システムの減(平成24年度比62%減)、運用コストについては平成33年度までを目途に年間1,104億円の削減(平成25年度比29%減)の見込みである。また、大規模システム(ハローワークシステム、社会保険オンラインシステム、登記情報システム等)を中心に業務の見直し(BPR)まで踏み込んだ改革を実施中である。

○[No. 7 - 1] 国・地方を通じた行政全体のデジタル化

分野横断

- ・ 政府情報システム改革等、これまで蓄積したノウハウをいかしつつ、官民データ の流通等に資する新たな取組を推進することが必要。
- ・ 「デジタル・ガバメント推進方針」(平成29年5月30日IT総合戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定)に基づき、国・地方を通じた横断的な電子行政の実行計画である「デジタル・ガバメント実行計画」を決定するとともに、実行計画に基づき、各府省庁においても中長期の戦略的な計画を平成30年上半期を目途に策定。
- ・ これによって、行政全体のデジタル化を強力に推進し、これまで以上に国民・事業者の利便性向上に重点を置いた行政サービスを実現。

KPI (進捗):中長期計画策定省庁数

KPI (効果):計画に基づく各施策における改革目標の達成度合い

○[No. 7 - 2] クラウド・バイ・デフォルト原則の導入

分野横断

- ・ 情報システムの整備に当たっては、クラウド技術の活用等により、投資対効果や サービスレベルの向上、サイバーセキュリティへの対応強化を図ることが重要。
- ・ クラウド・バイ・デフォルト原則を具体化した「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」(平成30年6月7日各府省情報化統括責任者 (CIO) 連絡会議決定)を策定したところ、各府省は本方針を踏まえ、民間クラウドサービスを含め、クラウド技術の積極的な活用を図る。加えて、行政機関における先進的な民間ITサービス導入を推進する。国において直接保有・管理する必要がある政府情報システムについては、標準化・共通化を図るとともに、投資対効果の検証を徹底した上で、政府共通プラットフォームへの移行を推進。
- ・ これによって、行政が保有する情報システムのクラウド化を推進。
- ・ また、クラウドサービスの多様化・高度化に伴い、官民双方が一層安心・安全に クラウドサービスを利用するための方策等について、諸外国の例も参考にしつつ、 平成30年度から検討を開始する。当該検討において、必要に応じて、「政府情報シ

ステムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等との連携を図る。

 KPI (進捗): クラウド活用数

 KPI (効果): コスト削減額

○[No. 7 - 3] 地方公共団体におけるクラウド導入加速に向けた支援

分野横断

- ・ クラウドの導入には、コストの削減やセキュリティレベルの向上、災害時における業務継続性の確保といった多くのメリットがあるため、その取組を一層進めていく必要。
- ・ 地方公共団体がクラウド導入等計画の下で共同化を中心に着実に導入を進めるよう、先行する優良事例における効果や国の支援策の周知を徹底するなど、未導入 団体を中心に働きかけを行う。
- ・ これにより、クラウド導入市区町村数の拡大(平成35年度末までに約1,600団体、 うち自治体クラウド導入団体は約1,100団体。)を図る。

KPI(進捗):地方公共団体が策定するクラウド導入等計画における検討状況の把握

KPI (効果): クラウド導入市区町村数 (平成35年度末までに約1,600団体、うち自治

体クラウド導入団体は約1,100団体。)

○[No. 7 - 4] 地方公共団体におけるビッグデータ活用の支援

分野横断

- ・ 地方公共団体内部におけるビッグデータの利活用を推進することにより、業務効率化やデータに基づいた効果的な政策立案、住民サービスの向上等が可能。このため、平成29年度には、地方公共団体のビッグデータ利活用に関するモデル実証・ 先行事例の調査を複数地域において実施。併せて、データ利活用に係るスキル習得のための教材開発、地方公共団体職員向け研修を実施。
- ・ 平成30年度以降は地方公共団体のビッグデータ利活用に関する事例の創出やデータ利活用人材の育成をノウハウ面で支援すると共に、地方公共団体が保有するデータを部局・分野横断的に活用するためのガイドブックを策定。
- ・ これにより、ビッグデータ活用人材を育成し、ビッグデータ活用の全国展開を推進。

KPI (進捗): 庁内データの横断的な活用に係るガイドブック数

KPI (効果): 庁内データの横断的な活用に取り組む地方公共団体数

〇[No. 7-5] 地方公共団体ごとに管理者が別々となっている 学校の校務システムの共同クラウド化

分野横断

・ 地方公共団体ごとに校務支援システムの対象となる業務の範囲や、扱う校務文書 の様式等が異なっているなどの要因により、複数の地方公共団体における校務支 援システムの導入・運用が進んでいないという課題が存在。

- ・ 平成29年度に実施した調査研究において、統合型校務支援システムの活用による 業務削減効果が高いと考えられる校務の把握や先行地方公共団体の業務削減測定 方法の把握及び事例の分析を行ったところ。平成30年度は、平成29年度の成果を 踏まえ、「学校ICT環境整備促進実証研究事業」において、都道府県単位での統合 型校務支援システムの導入を促進するとともに、業務ごとに教員個人の実際の作 業時間を測定・比較するなど、実時間に基づいた手法による効果測定を実施し、 同システムの導入による業務削減効果を明らかにしていく。
- ・ これにより、学校における教員の事務作業負担を軽減し、教員が児童生徒と向き合う時間を確保することで、学校教育の質を向上。

KPI (進捗): 都道府県単位での共同調達・共同運用モデル数

KPI (効果): 共同利用型校務支援システムを導入した地方公共団体数

統合型校務支援システムの導入による、業務負担の削減時間数

〇[No. 7-6] 校務系クラウドと授業・学習系クラウド間の 情報連携方法の標準化

分野横断

- ・ 教職員が職員室等で利用する「校務系システム」と、児童生徒も利用する「授業・ 学習系システム」が、セキュリティの観点から分離運用されており、データ利活 用の観点からはその改善が急務。
- ・ クラウド化を推進し、両システムの安全な情報連携手法の確立に向け、平成30年度は前年度に引き続き地域実証を推進するとともに、その成果を踏まえて、スマートスクール・プラットフォームの標準仕様及び次世代ICT環境の在り方に関するガイドラインの素案の作成を行い、平成31年度末までに確定版を取りまとめる。
- ・ 本手法の普及により、教員の業務効率化、両システムのデータを活用したアダプ ティブな学習指導、生徒指導等を可能にする。

KPI(進捗):スマートスクール・プラットフォームを導入可能な学校数

KPI (効果):未設定(文部科学省や評価委員等と事業の効果検証について検討し、

平成30年度早期に効果検証指標を設定予定)

〇[No. 7-7] 気象庁情報システム基盤の整備

分野横断

- ・ 自然災害の軽減、交通の安全等のための気象情報の迅速かつ柔軟な改善や、急速 なデジタル技術の進展に対応した幅広い利用者のための標準化した形式での情報 提供が求められている。しかし、業務毎に整備している現行システムでは、迅速 な情報改善や標準形式での情報提供が困難である。
- ・ このため、平成31年度より仮想化技術を用いた「気象庁情報システム基盤」の構築に着手し、現行26システムについて、平成36年度までに順次統合することを目

指す。

・ これにより、今後、気象情報の迅速な改善や、利用者ニーズに対応した標準形式 による提供等を実現するとともに、システムのライフサイクルコストの低減を図 る。

KPI (進捗): 気象庁情報システム基盤に統合したシステム数

KPI (効果): 社会の要請に応じた新たな気象情報の提供、システムのライフサイク

ルコストの低減

○[No. 7 - 8] 政府情報システム改革

電子行政

- ・ 政府情報システム改革に関しては、政府CI0自らによる各府省へのヒアリング・レビューやコスト削減に関するノウハウの集約・横展開等を実施し、これまで取組を着実に推進。
- ・ 平成30年度までにシステム数の半減(平成24年度(1,450システム)比)、平成33年度を目途に運用コストの3割削減(平成25年度(約4,000億円)比)に向けた取組を着実に実施。
- ・ これによって得られた節減効果を、官民データの利活用促進やサイバーセキュリティ対策など、より付加価値の高い分野への投資に活用。

KPI (進捗):削減したシステム数、削減した運用コスト

KPI (効果):未設定 (平成30年度中に検討)

〇[No. 7-9] サービスデザイン思考に基づく業務改革(BPR)の推進 電子行政

- ・ 社会環境の変化や技術進展が急速に進む中、行政サービスの維持・向上や持続的 な経済成長を実現するため、利用者目線に立って、サービスのフロント部分だけ でなく、行政内部も含めて業務・サービスを再構成する業務改革 (BPR) が必要。
- ・ これまで、「デジタル・ガバメント実行計画」において、サービス改革の原則を「サービス設計12箇条」として取りまとめるとともに、先行的にサービス改革を推進する分野として、15の個別サービス改革事項を選定したほか、サービスデザイン思考に基づく業務改革 (BPR) を各府省が実践的に行うことができるよう「サービスデザイン実践ガイドブック (β 版)」を作成 (平成30年3月)。
- ・ これによって、国民と職員双方の負担を軽減しつつ、利用者中心の行政サービスを実現。

KPI(進捗):サービス改革を行う具体的なサービス数

KPI (効果):サービス改革の各施策における改革目標の達成

〇[No. 7-10] ブロックチェーン技術等を活用した政府の業務改革の推進 | 電子行政

- ・ ブロックチェーン技術の社会実装に向けて、運用面、ルール面及び技術面の課題 の解決が必要。
- ・ 行政や公共性の高い分野への先行的な導入を見据えた実証を行い、その結果も踏まえ、ブロックチェーン技術などの新たな技術も取り込んだ業務改革による電子 行政の実現に向けた計画を平成30年度を目処に策定。

ブロックチェーンの技術特性をいかす具体的ユースケースを発掘し、実装に向けて解決すべき法制度や技術面での課題を提示する調査を平成29年に実施、報告書を5月に公表。

・ これにより、ブロックチェーン技術の社会実装が推進。

KPI(進捗):政府の情報システム等においてブロックチェーン技術を活用した実証

の実施

KPI (効果): 実証の結果も踏まえた革新的な電子行政の実現に向けた計画の策定

○[No. 7-11] 土地情報連携の高度化

電子行政

- ・ 土地に関する各種台帳等(不動産登記簿、戸籍簿、固定資産課税台帳、農地台帳、 林地台帳等)について、不動産登記簿の情報が最新でないことに加え、台帳間の データの共有・連携が十分ではないために、特に地方公共団体において事務負担 が発生。
- ・ 各省庁は、土地に関する各種台帳等の情報連携の高度化に向け、①各種台帳等の 収録データ項目・記載方法、②不動産登記簿からの地方公共団体へのデータの提 供方法、③各種台帳等の情報連携の高度化のためのシステム整備について、検討 を行い、平成30年度中に全体の方向性を決定。
- ・ 特に地方公共団体において、土地に関する情報の異動の把握・反映に係る事務負担の軽減が期待されるほか、最新情報が共有されることによる土地所有者の探索の容易化や、将来的な所有者不明土地の発生の防止等が期待。

KPI(進捗):全体の方向性の決定(平成30年度中)

KPI (効果):未設定 (全体の方向性の決定を踏まえ、平成30年度中に適切なKPIを設

定)

○[No. 7-12] 医療保険業務(診療報酬における審査業務等)の 効率化・高度化

健康・医療・介護

- ・ 保険医療機関等における診療報酬請求業務や審査支払機関における審査支払業務 等に係る職員及び審査委員の業務負担(審査・データの手入力等)が課題。
- ・ 審査支払業務に係る社会保険診療報酬支払基金のシステムについては、平成32年 の新システム稼働に向けて、平成30年度前半にソフトウェアの分離調達を完了し、

平成30年度後半から開発を実施予定。

新システム構築に係るコスト低減効果等については、平成30年度前半の調達完了 時点で整理予定。

・ 審査支払機関における審査プロセスの見直しにより、審査に係るコンピュータチェック寄与度の向上を目指すことや審査支払業務に係るコストを低減。

KPI(進捗):新システムへの移行状況

KPI (効果):システム調達及び運用コストの低減

〇[No. 7-13] 指定難病患者、小児慢性特定疾病児童等の診療情報を 登録するためのデータベースの構築、活用促進

健康・医療・介護

- ・ 症例が比較的少なく、全国規模で研究を行わなければ対策が進まない難病や小児 慢性特定疾病について、一定の症例数を確保するため、指定難病患者や小児慢性 特定疾病児童等の診断基準等に係る臨床情報等を収集。
- ・ 平成29年度中に指定難病や小児慢性特定疾病に係るデータベースを構築し、データ登録、データベース制度の周知を通じ、平成31年度までに研究等へのデータ提供を開始。
- ・ 一定の症例数を確保することで、患者の臨床情報などを把握することが可能となり、研究の推進や医療の質の向上に結びつけ、難病・小児慢性特定疾病の克服に 貢献。

KPI (進捗): データベースへのデータ登録件数KPI (効果): データベースからのデータ提供件数

○[No. 7-14] 交通規制情報の集約·提供の高度化、普及促進

秋番

- ・ 平成29年度は、平成28年度に構築した交通規制情報管理システムのモデルシステムについて、平成29年度中にフォーマットの統一化機能の正確性の検証等のシステムの性能評価を行うとともに、交通規制情報の提供に関する調査研究を実施した。平成30年度以降は、これらの調査研究を踏まえ、都道府県警察に対し、各都道府県警察の交通規制情報を標準フォーマットに変換するプログラム又は標準仕様書に基づく交通規制情報管理システムの整備を促す予定。
- ・ これにより、運転者が交通規制情報を的確に把握することが可能となるほか、自 動運転の実現に寄与することを期待。

KPI(進捗):システムを導入した都道府県数

KPI (効果): 交通規制情報を利活用した自動運転の実現

II- (8) データ連携のためのプラットフォーム整備【官民データ基本法第 15 条第 2項関係】

これまでの主な取組

- ・ 新たな経済社会としての「Society 5.0」の実現に向けた取組として、「高度道路交通システム」をはじめとする主要分野において、必要な技術開発やプラットフォーム開発等を実施してきた。
- ・ また、政府が保有する法人活動情報を集約した「法人インフォメーション」の 運用を開始。共通語彙基盤でデータを標準化したことにより官民で法人情報を活 用しやすい環境を実現した。

○[No. 8 - 1] 分野横断的に連携できるプラットフォームの整備

分野横断

- ・ Society 5.0を実現するためには、国、地方公共団体、民間などで散在するデータを連携させ、分野・組織を超えたデータ活用とサービス提供を可能とするプラットフォーム (データ連携基盤) の整備が必要。
- ・ 総合科学技術・イノベーション会議の重要課題専門調査会で、平成30年4月にデータ連携基盤の整備方針を策定。平成30年に策定予定の統合イノベーション戦略に位置付けるとともに、SIP(第2期)の「ビッグデータ・AIを活用したサイバー空間基盤技術」の事業の一環としてデータ連携基盤の整備に着手する。IT総合戦略本部は総合科学技術・イノベーション会議とともに司令塔として、積極的に取組を実施。
- ・ これにより、分野・組織を超えたデータ活用とサービス提供を可能とするデータ 連携基盤を実現。

KPI (進捗): データ連携基盤の開発進捗 KPI (効果): データ連携基盤の本格稼働

O[No. 8-2] API整備の推進

分野横断

- ・ ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップサービスの実現に当たっては、行 政機関間でシームレスにサービス・情報がつながることはもとより、APIを活用し、 民間まで含めた連携を推進することが必要。また、行政保有データの利活用促進 に当たっても、APIを通じたオープンデータの提供が有用。そのためには、民間企 業等のAPI利用者の利便性の高い形で技術仕様等が提供されるとともに、データを 提供する行政機関においては、既に稼働中のシステムにおける利用者への影響も 考慮したAPIの柔軟な提供を可能とすることが重要。
- ・ マイナポータルにおける情報流通のハブとなるAPI連携のための基盤を整備し、平成31年度から、国、地方公共団体及び民間のオンラインサービス間のシームレスな連携を可能とすることで各種ワンストップサービスを順次実現。

・ 本取組を踏まえつつ、API利用者・API提供者双方の利便性の向上、APIの標準化、 情報セキュリティの確保等の観点から、関係者間において、行政機関間・行政機 関ー民間間のAPI連携を推進するための方策を検討。

KPI(進捗): API公開数 KPI(効果): API利用件数

○[No. 8 - 3] データ利活用型ICTスマートシティの推進

分野横断

- ・ 人口の増減、訪日外国人への対応、インフラやサービスの維持・高度化等の各都 市・地域の抱える多様な課題が存在。
- ・ 分野横断的なデータ連携のための基盤(プラットフォーム)整備等の「データ利活用型の街づくり」について支援を実施し、平成29年度には6件の先進的モデルを構築。分野間・スマートシティ間でのデータ連携を更に進展させるため、今後も先進的モデル構築の支援を行うとともに、平成29年度に構築されたプラットフォームを利用した横連携方策について検討。平成32年度末までに、自主財源による取組も含め、先進的なデータ利活用型ICTスマートシティを全国で26か所に構築。
- ・ このような取組により、都市の魅力や生産性の向上等に貢献。

KPI(進捗):分野横断的なデータ利活用によるスマートシティに対する補助の交付 決定数(平成30年度末までに延べ10か所)

KPI (効果): 横展開及び自主財源による構築を含む分野横断的なデータ利活用によるスマートシティの構築数 (平成32年度末までに延べ26か所)

○[No. 8 - 4] Connected Industriesの実現に向けた取組の推進

分野横断

- ・ 第四次産業革命による技術の革新を踏まえて、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難を克服する「Society 5.0」を実現する必要。
- ・ 「Connected Industries」というコンセプトの下、新たな産業システムを構築するため、平成29年度に設置した重点5分野(自動走行・モビリティサービス、ものづくり・ロボティクス、バイオ・素材、プラント・インフラ保安、スマートライフ)の分科会において、取組の具体化等に向けて集中的に議論。企業・産業を越えた協調領域における官民のデータ共有や人材育成等に向けて具体化した取組を平成30年度から本格化し、着実に実施。
- ・ これにより、人、モノ、技術、組織等が様々に繋がることによる新たな付加価値 の創出と社会課題の解決を目指す。

KPI (進捗): Connected Industriesというコンセプトを具体化したプロジェクトの

数

KPI (効果): Connected Industriesによる付加価値の創出又は社会課題の解決

○[No. 8 - 5] データ連携基盤を支えるサイバーセキュリティ対策

分野横断

- ・ Society 5.0の実現に向けて、産業構造、社会の変化に伴うサイバー攻撃の脅威の 増大への対応が必要。
- ・ そのため、産業に求められるセキュリティ対策の全体像を整理した「サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワーク」を平成30年度に策定するとともに、各産業分野にフレームワークを展開し、データ流通に求められるセキュリティ要件を含む、産業分野別のセキュリティガイドライン策定を推進。
- ・ これにより、IoTの進展等によってデータを含めあらゆるものがつながるSociety 5.0の実現に求められるセキュリティの確保と、製品・サービスのセキュリティ品質を差別化要因にまで高めることで競争力の強化を図る。

KPI (進捗): サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワークに基づいて

策定された、産業分野別セキュリティガイドラインの策定数

KPI (効果): 事業者における産業分野別セキュリティガイドラインの利用状況

〇[No. 8-6] 中小企業支援プラットフォームの構築

分野横断

- ・ 行政側におけるサイトの乱立等により、いかなるWebサイトにアクセスすれば事業 者にとって必要な情報を入手できるのかが不明瞭である状況。中小企業政策を充 実させるためには、施策情報を広く周知することが重要。
- ・ そこで、中小企業向けの情報サイトを再編し、中小企業支援のための情報がワンストップで入手可能なプラットフォームを構築。加えて、プラットフォームから得ることができる中小企業に関するデータの活用により、適切な支援策をプッシュ通知で提供するサービスのほか、中小企業を支援する機関とのマッチングを可能とするサービス等を提供。
- ・ 平成30年度より構築に着手し、順次サービスを開始。

KPI(進捗):中小企業支援プラットフォームにおける登録事業者数

KPI (効果):未設定

○[No. 8-7] 医療保険のオンライン資格確認の構築、 医療等分野における識別子(ID)の導入

健康・医療・介護

- ・ 急速な高齢化と厳しい保険財政の中で、質の高い医療サービスの提供を推進する ための方策が求められている状況。
- ・ マイナンバー制度により構築される仕組みを活用し、マイナンバーカードの健康

保険証としての利用を含めた医療保険のオンライン資格確認について、利用環境の整備も視野に入れ、平成32年度の本格運用を目指す。あわせて、こうした個人単位化される被保険者番号も含めた基盤を活用する方向で、医療等分野における識別子(ID)の導入に向けて検討。

・ これらにより、全国の病院、診療所間で患者情報の共有を可能とするとともに、 長期にわたる患者の医療情報を収集・分析し、ビッグデータとして活用可能とす ることで、国民の健康増進と医療の質の向上を期待。

KPI (進捗):情報連携可能な医療機関数 KPI (効果):医療機関での診療情報共有数

〇[No. 8-8] 健康・医療・介護分野に関わる多様な主体の情報共有・ 連携の仕組みの確立、成果の推進・普及

健康・医療・介護

- ・ 医療機関や介護施設に存在するデータは、個別の施設内で利用するために集められているものが多い。また、現在、医療機関等が全国規模で情報を共有し、利活用するための基盤整備が必要。平成29年度中にクラウド化・双方向化等による地域のEHR (Electronic Health Record)の高度化の推進及び広域連携の在り方(セキュリティ確保策等)やマイナンバーカード等を活用した患者本人の同意取得の在り方等に関する実証を実施。これらの実証等の成果を踏まえ、構築や実運用に向けた技術面、運用面での更なる具体化を図っていくことが課題。
- ・ 平成30年度以降も引き続き全国規模のデータ利活用基盤の具体化に向けた検討を 進めていくとともに、医療・介護関係者の協力を得て、医療・介護連携、オンラ イン診療及びレセプトデータを活用した診療支援等におけるデータ流通のルール 作りに資する実証を行う。
- ・ このような取組を通じ、地域の医療機関や介護施設間での効果的な情報共有や地域を超えたデータ活用による患者等への適切な医療・介護サービスの提供が可能となるなど、国民一人ひとりを中心としたデータの統合による個々人に最適な健康管理・診療・介護を目指す。

KPI (進捗): 全国規模のデータ利活用基盤の実証状況

KPI (効果):未設定 (平成30年度中に検討)

〇[No. 8-9] 電子カルテ等の情報を活用した医薬品等の安全対策

健康・医療・介証

- ・ 医薬品等の評価や安全対策の高度化を推進し、薬剤疫学的手法による副作用の解析などを行うため、電子カルテ等の医療情報を大規模に収集・解析することが必要。
- ・ 平成30年度から400万人規模の医療情報データベース「MID-NET」の本格的な運用 を開始し、行政、製薬企業及びアカデミアが利活用を行う。また、利用可能なデ

データ連携のためのプラットフォーム整備【官民データ基本法第 15 条第 2 項関係】

ータ規模の拡大が課題であり、他の医療情報データベースと連携の可能性など必要な調査・検討を行う予定。

・ これにより、更なる医薬品等の安全対策の高度化を推進。

KPI (進捗): MID-NETの利用可能症例数 KPI (効果): MID-NETの利活用件数 (累積)

○[No. 8 - 10] 観光地域のマネジメント・マーケティングを行うための ツールである「DMOネット」の活用の推進

- ・ 現状、観光地の一体的なマーケティング、ブランディング等が十分に行われてお らず促進が必要。
- ・ 各地域の取組を支援するため、平成29年度に4地域で構築したDMOネット活用モデルを踏まえ、DMOネットの更なる活用を促進する。
- ・ これにより、地域資源を最大限に活用し、効果的・効率的な集客を図る「稼げる」 観光地域づくりを推進。

KPI (進捗): DMOネットの活用を促進するための措置実施状況

KPI (効果): DMOネットの登録DMO数

O[No. 8-11] 銀行システムのAPI (外部接続口) の 公開の促進 (オープンAPIの導入)

金融

観光

- ・ 金融機関が、オープンAPIへの取組に関する「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」を公表。多くの金融機関がオープンAPIの導入を表明。
- ・ 今後は、平成32年6月までにオープンAPIを導入した銀行数が80行程度以上を目標 に、モニタリング等により、各金融機関における上記施策の着実な取組の実施を 促進。
- ・ これにより、FinTech企業と銀行間のオープンイノベーションを促進し、多様で利 便性の高いサービスを実現。

KPI (進捗): オープンAPIの導入銀行数 (平成32年度80行程度以上)

KPI (効果): API接続をしている金融庁登録の電子決済等代行業者数及びAPI接続契

約数 (延べ数)

○[No. 8 - 12] 電子タグ活用によるサプライチェーン高度化に向けた検討 [

4年

- ・ 個品情報の取得・共有ができていないことにより、サプライチェーン全体における食品ロスや返品といったことが課題。
- ・ 平成29年度の実証実験を踏まえ、平成30年度は情報共有システムの改修と実証実 験等を行い、サプライチェーン情報共有システムの仕様を策定。

・ これにより、RFIDから得られた情報が標準化された形式で共有できる環境を実現。

KPI (進捗):電子タグの出荷枚数 (平成37年1,000億枚以上) KPI (効果):労働生産性の改善 (平成37年2%(実質) ベース)

〇[No. 8-13] 事業者における財務・決済プロセス高度化に向けた 金融EDIにおける商流情報活用の促進

金融

- XML電文に対応した全銀EDIシステムが平成30年12月に稼働予定となっており、多くの金融機関が当該システムとの接続を行う予定。
- ・ 今後は、より多くの企業にXML電文が利用されるよう企業向けの周知広報を行い、 金融EDIと商流EDIの連携を推進するとともに、平成32年度までのXML電文への全面 的移行に向けての取組を着実に実施。
- ・ これにより、金融EDIを起点とした企業の財務・決済プロセスのIT化を促進し、企業の生産性向上等を実現。

KPI (進捗): XML電文に対応した新システムを利用する金融機関数

KPI (効果): 未設定 (平成30年12月の全銀EDIシステムの稼働までに検討)

○[No. 8 - 14] スマートフードチェーンによる生産・流通改革

農林水産

- ・ 人口減少に伴い国内市場が縮小する中、農水産業を成長産業にしていくためには、 拡大し続ける世界の食市場に向けて、我が国の高品質な農水産物・食品の輸出を 強化することが重要。
- ・ 農産物・食品の生産から販売・消費・輸出に至るまでの様々なデータを収集・活用し、国内外の市場や消費者のニーズに機動的に応える世界初のスマートフードチェーンシステムの構築を進める。具体的には、データ連携に向けた標準化を進めるとともに、高精度な生育・出荷予測に基づく生産・需要のマッチング、輸出を含めブロックチェーン技術等を活用した品質管理・トレーサビリティ等の実現に取り組む。また、港湾においてITを活用し産地と連携した農水産品の輸出拠点機能の強化を図る。
- ・ これらの取組を通じて、我が国の農水産物・食品の信頼性の確保、付加価値の向上、輸出拡大に貢献。

KPI(進捗):スマートフードチェーン基盤の構築

KPI (効果):スマートフードチェーン基盤の活用事業者数

○[No. 8 - 15] データをフル活用したスマート水産業の推進

農林水産

- ・ 農水産業を成長産業にしていくためには、拡大し続ける世界の食市場に向けて、 我が国の高品質な農水産物・食品の輸出を強化することが重要。また、我が国農 水産業の持続可能な発展に向けた競争力強化や農水産業者の所得向上を実現する ためには、農水産業に関する多様な手続を含めたデジタル化を推進し、多様な情 報の利活用に基づく、世界最高水準のデータ活用型農水産業の展開が不可欠。
- ・ 漁業者、産地市場、加工流通、試験研究機関等が保有する水産業に関わる幅広い データの取得・共有・活用が可能なスマート水産データベース(仮称)を平成32 年度までに構築。また、スマート水産データベース(仮称)の構築状況を踏まえ つつ、水産行政に係る各種手続の電子化について検討。
- ・ これにより、水産資源管理の高度化と効率化、水産業分野における生産性向上を 実現。

KPI (進捗):スマート水産データベース(仮称)の構築

KPI (効果): スマート水産データベース (仮称) の活用事業者数

○[No. 8-16] 農業情報の標準化の推進

農林水産

- ・ データを活用した農業を推進するためには、農業情報の相互運用性・可搬性の確保に資する標準化や情報の取扱いに関する政府横断的な戦略を策定し、これを踏まえた取組を推進することが不可欠。このため、農業ITサービス標準利用規約ガイド及び標準化ロードマップに基づき8項目の個別ガイドライン等を策定。
- ・ 平成30年度以降も引き続き、これまで策定した個別ガイドラインの普及促進及び 必要に応じて見直しを行うとともに、新たに「水管理情報のデータ項目」、「畜産 分野における名称・データ項目等用語」の標準化を検討。
- ・ これらにより、農業分野全体における情報創成・流通を促進し、我が国農業の産業競争力を強化。

KPI (進捗): 策定した情報の取扱いに係るガイド及び標準化に係る個別ガイドライ

ン等数(平成30年度10件)

KPI (効果):標準化に係るガイドライン等に基づいたサービス数

○[No. 8 - 17] 農業データ連携基盤の構築

農林水産

- ・ データ活用による生産性向上等を実現するため、生産者及び公的機関や研究機関 が有する様々な情報を集約し、異なるシステム間のデータ連携が可能となる農業 データ連携基盤を構築。
- ・ 平成31年4月の本格サービス開始に向け、気象や土壌情報等の様々なデータを活 用できる環境作りを進め、農業の競争力強化に資する新サービスを創出。
- ・ これにより、ビッグデータを活用した経営改善・生産性向上や気象データ等を活

用した生育予測等による安定供給を実現。

KPI(進捗):農業データ連携基盤を活用した事業者数

KPI (効果):農業データ連携基盤を活用したサービス提供件数

○[No. 8 - 18] 農業分野におけるデータ利用に関する適切な契約の促進

農林水産

- ・ 農業分野において高品質・高付加価値化や生産性向上を図るため、AIやIoT、ロボット技術等を活用したスマート農業を推進。スマート農業の効果を最大限に発揮するためには多様な主体が生成、保有するデータを共有し、農業ビッグデータとして活用していくことが極めて重要なものの、データの流出防止と活用を促進するための環境は整っていない状況。
- ・ 農業分野におけるデータ契約ガイドラインを平成30年中に策定。
- ・ これにより、農業者とデータ利活用者において、データ利用等について契約での 適切な取決めを促し、データ流通・活用を促進。

KPI(進捗):農業分野におけるデータ契約ガイドラインの策定

KPI (効果): 事業者におけるデータ契約ガイドラインの利用状況

○[No. 8-19] 農地情報公開システムの機能拡充

農林水産

- ・ 新規就農者や規模拡大を検討している農家等の担い手が農地を探す際、農地情報の収集が大きな負担となっていたため、平成27年4月から、農地情報公開システムにて、農地の所在や面積、所有者の貸付意向等を全国一元的に提供。しかし一部農業委員会においては個別のシステムによるデータ更新等が課題。
- ・ 引き続き、各農業委員会の個別システムから農地情報公開システムへのデータ移 行及び更新等の作業システムの一元化を推進すると共に、利用者の利便性向上に 資する機能拡充を検討。
- ・ 担い手への農地利用の集積・集約化を進め、平成35年度までに担い手が利用する 面積が全農地面積の8割になることを目指す。

KPI(進捗):農地情報公開システムへのアクセス数(着実な増加)

KPI (効果):全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合 (平成35年度8割)

〇[No. 8-20] 森林施業集約化に向けた林地台帳の整備

農林水産

- ・ 我が国の森林所有構造は、小規模・零細であり、所有者の世代交代や不在村化等から、今後、所有者の特定が困難な森林の増加が懸念され、効率的な森林整備のためには、所有者・境界を明確化し、その情報を担い手に提供して施業集約化することが必要。
- ・ 平成28年の森林法(昭和26年法律249号)改正を受け、平成30年度までに市町村が

林地台帳に掲載する森林所有者や境界に関する情報を標準仕様に基づき整理し、 平成31年4月から林地台帳制度の本格運用を開始。

・ 森林組合や林業事業体等が林地台帳を活用することにより、森林所有者に対する 施業の働きかけを効率的に行い、森林施業の集約化を推進。

KPI(進捗): 林地台帳を整備した市町村数(平成30年度末森林整備計画策定市町村

数1,615団体)

KPI (効果): 民有林における森林経営計画の認定面積率 (平成32年度末60%)

○[No. 8-21] 海事生産性革命(i-Shipping)

ものづくり

- ・ 生産性向上のための研究開発補助を行うとともに、開発された新技術の実用化及 び普及を促進し、海事産業全体の生産性向上につなげる取組が必要である。
- ・ 開発・生産工程におけるシミュレーションや3Dデータの活用など、船舶の設計・ 建造から運航に至る全てのフェーズでの生産性向上に資する技術やシステムの開 発・実用化の支援を実施。
- ・ 平成37年に世界における船舶建造量シェアを30%とすることを目指す。

KPI(進捗):未設定(平成30年度第一四半期中を目処に設定予定)

KPI (効果): 世界における建造量シェア (平成37年30%)

○[No. 8 -22] 地理空間情報 (G空間情報) の流通基盤の整備等

インフラ 防災 減災等

- ・ 平成29年度までは、防災・観光など、地理空間情報を頻繁に使う分野におけるデータ作成を行ってきたが、地理空間情報の活用を拡げるため、これまで活用が進んでいない分野における有用性の高いデータを作成することが課題。
- ・ そのため、平成30年度からは地方公共団体のデータを中心に幅広いデータの収集・登録を行い、新たな分野におけるデータ作成を6分野、参加団体数を25団体を目指す。平成31年度には新たな価値のあるデータを10分野作成し、平成32年度には循環システムへの参加団体数50団体以上、G空間情報センターの平均月間ページビュー数10万件以上を目標として利用の拡大を促進。
- ・ これにより、データの流通・利活用に必要な取組を推進し国民の利便性を向上。

KPI(進捗):循環システムの形成により作成・提供されるデータ分野数、参加団体数(平成30年度にデータ分野数6、参加団体数25)

KPI (効果): G空間情報センターの平均月間ページビュー数 (平成32年度までに平

均月間ページビュー数10万件以上)

○[No. 8 -23] 国・地方公共団体・事業者等における災害情報の共有の推進 | ポシンラッッッッ

- ・ 国・地方公共団体・事業者等の各主体が個々に収集・管理している災害情報を官 民で共有することにより、迅速で効果的な支援が可能。
- ・ 平成30年度は平成29年度中に「災害情報ハブ」推進チームで整理した災害時情報 カタログのデータベース化を図り、また現場で災害情報収集・整理を支援する「官 民チーム」を試行的に開始するとともに、平成30年度までに府省庁間で防災情報 の共有・連携システム(SIP4D)を開発することにより、国・地方公共団体・ 事業者等で必要な災害情報を共有できる仕組みを構築。
- ・ これにより、災害が発生した際、災害対応にあたる者が所要の情報を迅速に把握・ 利活用できるようになり、効果的な災害対応が可能。

KPI(進捗):連携する各府省庁のシステム数(平成30年度4システム)

KPI (効果):国・地方公共団体・事業者等で必要な災害情報を共有できる仕組みの

構築によるきめ細やかかつ迅速な災害対応の実現

〇[No. 8-24] 準天頂衛星システムを活用した避難所等における 防災機能の強化

インフラ 防災 減災等

- ・ 平成30年度からの実用準天頂衛星システム(4機体制)の確立に向けた衛星開発 を実施し、地方公共団体への安否情報システムに関する説明、利用に向けた調整 及び実証実験を実施。
- ・ 平成30年度中に準天頂衛星システムを活用した安否確認サービスの運用を開始 し、5都道府県程度のモデル地域において試行的に導入。
- ・ 平成33年度には20都道府県程度への普及を促進し、被災者の安否情報の迅速な把 握に貢献。

KPI (進捗):安否確認サービスの導入地方公共団体数 (平成33年度20都道府県)

KPI (効果):安否確認サービス端末の配置数

○[No. 8-25] 港湾の完全電子化と港湾関連データ連携基盤の構築

移動

- ・ 港湾は多様な主体による経済活動、行政手続、公共インフラの維持管理の中核拠点であるが、情報化に関する取組は主体ごとの部分最適が現状であり、港湾全体の最適化と国際競争力強化へと踏み出す視点や主体が欠落。
- ・ 国内港湾における全国の物流事業者や港湾管理者が保有する、港湾情報や貿易手続等を取り扱う港湾関連データ連携基盤を政府主導で強力に推進し、平成32年までに構築。同基盤は必要な情報セキュリティ及び情報の秘匿性を確保しつつ、中小企業を含む港湾物流に関係するあらゆる事業者が柔軟に利活用できる仕組みを実装。
- これらの取組により、港湾物流における生産性の向上、国際競争力向上、ひいて

データ連携のためのプラットフォーム整備【官民データ基本法第15条第2項関係】

は港湾行政の効率化や災害対応力の向上を図る。

KPI (進捗):港湾関連データ連携基盤へ接続可能な港湾関係者数

KPI (効果):港湾関連データ連携基盤各種機能の利用回数

○[No. 8-26] 自動車関連情報の利活用の推進

移動

(自動車の履歴情報を収集・活用したトレーサビリティ・サービス)

- ・ 自動車点検整備情報の収集・管理・提供の枠組みについて実現可能性を検証した ところ、事業性確保に課題があるものの、中古自動車販売における効果があるこ とを確認。
- ・ 行政サービスのデジタル化の一環で、自動車検査証の電子化といった自動車保有 関係手続の電子化を進めており、そうした議論を踏まえつつ、検査履歴情報等を 活用した、トレーサビリティ・サービスの実現に向けて検討。
- ・ トレーサビリティ・サービスの実現により、自動車ユーザの中古自動車に対する 信頼性が向上し、自動車流通市場の活性化、さらには安全・安心な自動車社会が 実現。

KPI(進捗):トレーサビリティ・サービスの実現に向けた検討状況(平成31年度末

までに結論)

KPI (効果):未設定 (平成30年度中に検討)

II-(9)研究開発【官民データ基本法第16条関係】

これまでの主な取組

・ データ流通基盤を支えるネットワーク等技術(5G等)や、AI等に係る革新的な基盤技術の研究開発を推進している。なお、我が国が官民データの活用に関する技術力を自律的に保持することが重要であり、そのためには、AI・IoT・クラウド関連技術等その他先端技術に関する研究開発は、関係省庁が別々に取り組むのではなく、分野横断で取り組むべきものであり、政府一体となり計画的に実施する必要がある。

○[No. 9 - 1] AI を活用した「保健指導支援システム」の研究推進

健康・医療・介護

- ・ 各地方公共団体が保有するデータ (健診・レセプト、事例データ、エビデンスデータ等) の活用が不十分。
- ・ 平成29年度から地方公共団体で蓄積されている健診・レセプトデータ等を収集し、 そのデータから保健指導における課題を分析するとともに、最適な施策候補を抽 出して提案するAI保健指導支援システムの開発を開始。平成30年度には開発を完 了し、平成31年度までに地方公共団体で蓄積されている健診・レセプトデータ等 を収集し、そのデータから保健指導における課題を分析するとともに、最適な施 策候補を抽出して提案するAI保健指導支援システムを開発。平成32年度以降、シ ステムを導入する地方公共団体を拡大。
- ・ これにより、国民の健康維持・増進を図るとともに、地方公共団体における医療費の適正化を実現。

KPI(進捗): AI保健指導支援システムを導入した地方公共団体数

KPI (効果): AI保健指導支援システムを導入した地方公共団体における医療費の適

正化効果

〇[No. 9-2] 個人の健康・医療情報を活用した行動変容促進事業

倉庫・医療・介護

- ・ 生活習慣病等の領域では、各個人の生活習慣や行動をいかに効果的に変容させられるかが大きな課題。
- ・ このため、IoT機器(ウェアラブル端末等)やその取得データを活用して、行動変容を促進し、生活習慣病等の予防・改善を図る実証研究を実施。行動変容を促すアプローチの方法を検討するとともに、機器・ソフトウェアの開発につなげる。同時に、当該実証研究を通じて取得される健康情報等をデータベース化し、解析することにより、行動変容の促進や糖尿病等の改善につながるアルゴリズムの開発等を目指す。平成29年度から平成31年度までの3年間の事業期間内に、重症者予防効果等の検証と行動変容を促進するアルゴリズムの開発を行うとともに、本施策の効果を図る指標を明確化。

・ これにより、糖尿病等の予防・改善につながるサービスの高度化やその効果についてのエビデンスの構築を進め、保険者等へのサービスの導入・普及を目指す。

KPI (進捗): 介入による生活習慣病等の改善者数

KPI (効果):健康情報を活用し生活習慣病予防等に取り組む保険者数

○[No. 9-3] 臨床研究等ICT基盤構築・人工知能実装研究事業の推進

健康・医療・介

- ・ 健康・医療分野(介護・福祉分野を含む。)の大規模データの分析結果を利活用するため、データの標準化と人工知能を用いた恒常的な仕組み作りが必要。
- ・ 平成30年度に評価委員会での研究成果の検証等を踏まえて、実現可能性の高い活用例について試験的運用を開始。平成31年度に本格運用を行い、医療の質向上・均てん化・診療支援等に必要なエビデンスを提供。
- これにより、画像診断や診療支援に関する人工知能プログラムの開発等を目指す。

KPI(進捗):評価委員会で研究成果の検証及び採点を行い、採択及び継続となった

研究数

KPI (効果):未設定 (平成30年度中に検討)

〇[No. 9 - 4] 利用者の生活の質の維持・向上と介護者の負担軽減を 実現する介護ロボットの開発等

健康・医療・介護

- ・ ロボット技術の介護利用については、利用者の生活の質の維持・向上と介護者の 負担軽減の実現に向けて取り組むことが重要。
- ・ 平成29年10月にロボット技術の介護利用における重点分野の再検証を実施。平成30年度は公募に向け、日本医療研究開発機構と事業スキーム、実施体制、スケジュール等について検討し、平成30年9月までに公募、採択、交付決定等を実施。
- ・ 以降、事業の適時に中間評価等を実施し、自立支援等に資する介護機器開発等を 目指す。

KPI (進捗): ロボット介護機器の開発数

KPI (効果): ロボット介護機器の国内市場規模

O[No. 9-5] 8 K等高精細映像技術の医療応用の推進

健康・医療・介制

- ・ 8 K等高精細技術を活用した医療機器等の医療上の有用性等の検証を行うととも に、高精細映像データの更なる利活用に向けた具体的方策と課題の検討・検証等 を実施。
- ・ 8 K内視鏡システムの構築に関する研究事業(平成28年度~平成30年度)について は、平成30年3月にヒト(大腸がん患者)を対象とした臨床試験を実施。AI診断

支援システムの構築に関する研究事業(平成29年度~平成31年度)については、システムの構築に向け、平成29年度に教師データとなる画像データの収集を実施した。引き続き、8 K等高精細映像データの更なる利活用に向けた具体的方策と課題の検討・検証等を実施する必要がある。

・ 平成30年度末までに、8 K内視鏡システムの試作機を使用した人への臨床試験を 20例以上実施し、医療上の有用性を検証するとともに、今後の普及を見据えた計画を策定する予定。また、平成31年度までに内視鏡診断支援システムの試作機を 開発し、平成31年度以降も8 K技術の医療応用の更なる取組を推進予定。これらの取組を通じて、安全な手術等による根治性や治療後のQOLを向上。

KPI (進捗): 試作機の開発状況

KPI (効果):臨床試験時のQOLの改善状況

〇[No. 9-6] 診療データを活用したICT・AI等を用いた 診療支援機器の研究開発

健康・医療・介護

- ・ 医療分野へのICT技術やAI等の活用が進んでいるものの、収集した診療情報を集計・分析して治療に活用する医療機器の開発は発展途上。診療情報のセキュリティ対策や品質確保の観点にも留意しつつ、診断支援機器・システムを開発し、臨床現場で利用可能とすることが重要。
- ・ 平成32年度までに、革新的医療機器・システムの実用化を目指す。
- ・ これら診療情報等を活用した新たな医療機器・システムにより、医療の質を向上。

KPI (進捗): 革新的医療機器・システムの開発状況 KPI (効果): 革新的医療機器・システムの実用化件数

〇[No. 9-7] グローバルコミュニケーション計画の推進 - 多言語音声翻訳技術の研究開発及び社会実証-

観光

- ・ 多言語音声翻訳技術の研究開発を進めるに当たり、翻訳サービスを提供する際の 基盤となる「クラウド型翻訳サービスプラットフォーム」の実用化が課題である。
- ・ 平成30年度から、これまでに開発したクラウド型翻訳サービスプラットフォーム (プロトタイプ)を活用した大規模社会実証を通じてシステム改良を行い、平成 31年度までに本プラットフォームの確立を目指す。また、NICTと連携して、様々 な分野の翻訳データを集積する「翻訳バンク」の取組を推進するとともに、関係 府省との連携により、技術の普及・利活用の促進を図る。
- これらの取組等により、音声翻訳技術を活用した新たなサービスの創出に寄与。

KPI(進捗):導入機関数

KPI (効果):未設定 (平成30年度中に検討)

〇[No. 9 - 8] ICT、ロボット等の活用による農作業の軽労化・自動化の実現 農林水産

- ・ 農林水産業の現場では、依然として労働負荷が大きい作業や人手に頼る作業が多く、農業現場の生産性向上や農作業の負荷軽減が課題。
- ・ 平成32年度までに、最適な水管理の自動化技術の開発による圃場における水管理 労力の50%以上削減、複数の農作業機の自動作業技術の開発による労働コストの 半減等を達成。
- ・ これにより、農業の国際競争力の向上、担い手不足の解消を実現。

KPI (進捗): 省力化に貢献するロボット等の実用化数

KPI (効果): ロボット等の導入により効率化された作業等

〇[No. 9-9] 農業におけるAI、IoT、ロボット、準天頂衛星等の 先端技術の活用に向けた研究開発

農林水産

- ・ 農林水産業の現場における人手不足等の様々な課題を解決し、生産性を抜本的に 改善するため、AI、IoT、ロボット等の革新的技術の活用に向けた研究開発に取り 組む必要性が存在。
- ・ 農業機械の有人監視下での圃場内自動走行システムを平成30年度までに市販化、 遠隔監視下での無人システムを平成32年までに実現することを目指し、安全対策 技術を含め、研究開発実証を推進。平成32年までに農林水産業・食品産業分野で の省力化等に貢献する新たなロボットを20種類以上市場へ導入。
- ・ これにより、夜間走行や複数台同時走行等を実現し、これまでの作業限界を打破 することで、農業の産業競争力の強化、担い手不足の解消を実現。

KPI(進捗):研究開発されたロボット数、無人走行システムの実現

KPI (効果): 省力化などに貢献する新たなロボット数

〇[No. 9-10] 豪雨·竜巻予測技術の研究開発

インフラ 防災・減災等

- ・ 災害発生件数が多い我が国では、国民に対し高精度・高密度な災害発生予測による迅速な避難指示等の対策が急務。
- ・ 平成30年度夏から新型レーダ (MP-PAWR) を活用したゲリラ豪雨と強風の実証実験 を実施。この成果を利用し、降雨の立体情報を定量的に把握し、1時間先降雨予 測を実現。
- ・ これにより、災害発生前に国民に対し、迅速な避難指示等ができ、安全・安心な社会の実現に寄与。

KPI (進捗):豪雨・竜巻予測技術の開発状況 KPI (効果):豪雨・竜巻予測技術の実用化

○[No. 9-11] 世界最高水準の生産性を有するAIターミナルの実現

双重

- ・ コンテナ船の大型化に伴いコンテナ荷役時間が増加するとともに、ターミナル内 作業量の変動やゲート処理に伴う車両の滞留により、コンテナターミナル周辺に おける渋滞が深刻化。ヤード内荷役やゲート処理の効率化により、コンテナター ミナルの生産性を向上させ、我が国港湾の国際競争力を強化する必要がある。
- ・ 平成31年度以降、国際コンテナ戦略港湾において遠隔操作RTG等の導入を促進。港湾関連データ連携基盤の構築を見据え、平成30年度からコンテナ情報等を基にAIを活用して最適化したコンテナ蔵置計画の提案等、各種ビックデータのAIによる分析手法等を構築する実証を開始。
- ・ これらの取組により、世界最高水準の生産性を有するAIターミナルを実現。

KPI (進捗):未設定 (平成30年度中に検討) KPI (効果):未設定 (平成30年度中に検討)

○[No. 9 - 12] 「官民ITS構想・ロードマップ」に基づいた取組の推進

移動

- ・ 高度自動運転 (SAEレベル3以上) の実現に向け、関連する法制度整備と技術開発 が重要。
- ・ 法制度整備に関して、「自動運転に係る制度整備大綱」(平成30年4月17日IT総合 戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定)を策定したが、自動運転に係る技 術は急速に進歩しており、その実情を踏まえながら、上記大綱で引き続き検討を 行うとした項目も含めてフォローアップ会合で制度見直しの検討を継続。技術開 発は実証実験にてフォロー。
- ・ これにより、平成32年以降の高度自動運転を実現。

KPI (進捗):「官民ITS構想・ロードマップ」本文内に記載 KPI (効果):「官民ITS構想・ロードマップ」本文内に記載

〇[No.9-13] 自動運転に係る実証プロジェクトの円滑・迅速な推進

移動

- ・ 生産年齢人口の減少が見込まれる中、地域における公共交通網維持、人手不足が 深刻化している物流分野への対応等が喫緊の課題。
- ・ 隊列走行は、走行場所、方法の確認と走行計画を整備し、平成31年1月から後続 無人隊列システムの実証実験(後続有人状態で実証開始)を予定。無人自動運転 移動サービスは、専用空間の要件、走行方法の具体化を行い、引き続きモデル地 域での実証を実施。また、道の駅など地域における公道実証に関しては、内容を 拡充しつつ推進。
- ・ これにより、隊列走行は、平成32年度における高速道路(新東名)での後続無人 隊列走行技術を実現。無人自動運転移動サービスは、平成32年度までの実現。

KPI (進捗): 高速道路でのトラック隊列走行・無人自動運転移動サービスの実証プ

ロジェクトの実施

KPI (効果):自動運転の実現

○[No. 9-14] 小型無人機 (ドローン) の技術開発等と産業利用の推進

移動

- ・ 小型無人機 (ドローン) について、平成30年には山間部等における荷物配送を実施すべく、航空法に基づく認可・承認の審査要領を改訂するとともに、引き続き利活用の拡大に対応した環境整備を図る。また、平成32年以降の都市部での安全な荷物配送等の本格化に向け、平成30年度から第三者上空飛行の要件の検討を開始するとともに、補助者を配置しない高度な飛行(目視外飛行や第三者上空飛行等)を可能とする技術開発を進める。
- ・ 「福島ロボットテストフィールド」を活用し、無人航空機の開発の促進と、社会 実装するためのシステム構築及び飛行試験等を実施。運航管理システム及び衝突 回避技術の開発や国際標準化を推進する。
- ・ これらの取組等により、ドローンの産業利用の促進を図る。

KPI (進捗):未設定 (平成30年度中に検討) KPI (効果):未設定 (平成30年度中に検討)

○[No. 9 - 15] 「異能vation」プログラムの推進

分野横断

- ・ 破壊的イノベーションの種となるような技術課題の公募を実施。突き抜けた技術 課題の発掘を発掘するために広くリーチを行い、応募倍率10倍以上を達成。
- ・ 挑戦への取組を支援する「異能vation 破壊的挑戦」プログラムを推進。より突き 抜けた課題になるようスーパーバイザーからのアドバイスや評価を実施。
- ・ ゴールへの道筋が明確になる価値ある「失敗」を高評価し、野心的な技術課題への挑戦を奨励し、企業等とのマッチングによる技術の社会展開を促進したところ、 応募のうち、社会展開や実装を目指す課題の割合50%以上を達成。

KPI (進捗): 公募への応募倍率

KPI (効果): 応募のうち社会展開・実装を目指す課題の割合

II- (10) 人材育成、普及啓発【官民データ基本法第 17条、第 18条関係】

これまでの主な取組

・ 広く国民がデータ活用のリテラシーを高めるとともに、専門的な教育を受けることで経済成長や社会課題の解決を図ることが期待される。こうしたことから、IoT、ビッグデータ、AI等が発達した社会においても活躍できる人材の育成等に資する取組(プログラミング教育、社会人の学び直しの推進等)を実施している。

〇[No. 10-1] AI、IoT等を有効に活用するために不可欠なデータ活用 分野横断 に係る専門的な知識や技術を有する人材の育成について、政府一体となって計画的に実施

- ・ 第四次産業革命に求められる新しい内容の仕事に対応するため、必要なマインド・ 能力・リテラシーを持った人材の育成が急務。
- ・ 産業界の実態等を踏まえ、効果的な人材育成に取り組む。
- ・ これらの人材が核となり新たな製品・サービスが供給され、異分野連携、各分野における既存手法の改善、産業構造の転換が進み、経済成長と社会的課題解決を 実現。

KPI(進捗):産業界の実態等を踏まえた政府の人材育成施策の対象人数等

KPI (効果):未設定 (人材育成施策の取りまとめ状況に応じて設定)

○[No. 10-2] 小・中・高等学校におけるプログラミング教育の充実に 分野横断 向けた、学校のニーズに応じた専門性の高い民間人材やe-ラーニング等の活用の促進

- ・ 小学校におけるプログラミング教育が必修となる中、教員による指導を支援する 体制が必要。
- ・ 平成30年度を目途に、「未来の学びコンソーシアム」において、外部人材やe-ラーニング等の活用のための仕組みを稼働し、平成32年度までに学校のニーズに応じた外部人材及びe-ラーニングなどの教材活用を可能とすることを目標として推進。
- ・ 民間との連携により、教員による指導を支援する外部人材の確保や、学校のニーズを踏まえた教材の開発促進等により、これからの社会を担う次世代への適切な教育が行われ、官民データ活用の基盤となるリテラシーの育成が期待。

KPI(進捗):官民コンソーシアム(「未来の学びコンソーシアム」)による外部人材

や教材情報の提供

KPI (効果): 平成32年度以降のプログラミング教育の円滑な実施

○[No. 10-3] 不足するセキュリティ・IT人材の計画的な育成

分野横断

- ・ セキュリティ・IT人材については、不足が懸念されており、今後の育成が急務である。今後、次期サイバーセキュリティ戦略に基づいて推進する。
- ・ 平成29年度から「サイバーセキュリティ人材育成プログラム」(平成29年4月18日 サイバーセキュリティ戦略本部決定)に則った取組を推進。経済産業省では、サ イバーセキュリティの専門人材の不足に対応するため、最新のセキュリティに関 する知識・技能を備えた高度かつ実践的な人材に関する国家資格である「情報処 理安全確保支援士」制度を平成28年10月から開始。平成32年度までに登録者数3 万人超を目指す。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功をはじめ、重要インフラ等のサイバーセキュリティ対策の向上など、我が国のセキュリティレベルの向上を通じ、官民データ利活用を推進。

・ 「サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針」(平成28年3月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定)等に基づき、各府省庁は、平成28年度に策定した「セキュリティ・IT人材確保・育成計画」を着実に推進し、民間等の高度専門人材と一般行政部門との橋渡しをする人材の育成等を図る。

KPI(進捗): 平成32年度までに情報処理安全確保支援士の登録者数3万人超、政府

機関におけるセキュリティ・IT人材としての研修受講者数

KPI (効果):未設定 (平成30年度中に検討)

○[No. 10-4] 社会人の学び直しの推進(技術系人材の再教育)

分野横断

- ・ 新サービスの創出等を通じた事業者の競争力強化、再雇用機会の創出等を図るため、技術系人材の再教育(リカレント教育)等の環境整備が必要。
- ・ 平成30年度中に再教育に必要なプログラム等の体系を整理し、着手可能なものから順次開始。こうした取組を通じ、平成37年までにICT人材を200万人倍増に寄与するとともに、ICT企業はもとよりユーザー企業を含めたICT人材の創出を目指す。
- ・ 企業の競争力強化、再雇用機会の創出等を図ることにより、経済成長、社会課題 解決に寄与。

KPI (進捗):キャリアアッププログラム、教育訓練講座、IPA、NICT等におけるリ

カレント教育実施者数、大学・専門学校等での社会人受講者数

KPI (効果):未設定 (平成30年度中に検討)

○[No. 10-5] IoTネットワークを運用・管理する人材の育成

分野横断

・ IoT時代のネットワークにおいては、多様なサイズのデータの流通や変動の激しいトラヒックを処理することが求められ、ソフトウェアを活用した新たな運用・管理が不可欠となるため、ソフトウェア制御等、ネットワークの柔軟な運用スキル

を持つ人材の育成が必要。

- ・ 平成29年度から、ソフトウェア・仮想化技術等を活用したネットワークの運用・ 管理に必要なスキルを明確化するとともに、スキルを身に付けるための実習・訓 練及びスキルの認定を一貫して行う体制を立ち上げ、実習・訓練を開始。平成31 年度中に資格制度として完成させ、平成32年度以降、推進体制等を通じて定常的 に人材育成を実施。
- ・ ソフトウェア技術を用いてネットワークを運用・管理できる人材を育成することにより、IoT時代の膨大かつ多様なデータ流通を支えるネットワークインフラの強化を図り、新たなサービスの促進を加速。

KPI (進捗): 研修の実施回数

KPI (効果): スキルの認定を受けた技術者等の人数

〇[No. 10-6] プログラミングなどICTに関する地域における 学習環境づくり手法の検討

分野横断

- ・ 学校でのプログラミング教育を通じて、プログラミング等のICTを学びたい児童・ 生徒等が発展的に学び合う機会(地域ICTクラブ)が重要。
- ・ 平成30年度末までに、地域において児童生徒等が発展的・継続的に学べる環境づくりの在り方について中間取りまとめを実施。平成31年度末までにガイドライン (ガイドラインに基づく活用事例の創出計画を含む。)を策定。
- ・ ガイドラインの活用により、ICTへの興味・関心を高めた児童生徒等が、誰でもどこでも発展的・継続的に学べる環境を作り、先端ICT人材の育成に資する。

KPI (進捗):学校でのプログラミング教育を通じてITへの興味・関心を高めた児童

生徒等に対し、地域における発展的・継続的に学べる環境づくりに資

するガイドラインの策定

KPI (効果):活用事例数

○[No. 10-7] シェアリングエコノミーサービスの普及

分野横断

- ・ 平成30年3月、シェアリングエコノミーを活用して地域課題の解決や地域経済の 活性化を図る37の事例を取りまとめ、「シェア・ニッポン100」として公表。平成 32年度中にこうした事例を100団体で実現することを見据え、更なる事例の創出や 機運の醸成が必要。
- ・ このような取組を行う地方公共団体等に対し、シェアリングエコノミー伝道師の派遣や、シェアリングエコノミー活用推進事業などによる支援を行うことを通じ、 平成30年度中に活用事例の数を倍増させ、「シェア・ニッポン100」の充実を図る。 また、創出された事例の横展開を図るとともに、利用促進に向けた機運醸成を加速するため官民連携による推進体制を構築する。

・ 以上のような取組を通じ、地域の既存のリソースの有効活用等による地域活性化、 行政・公共サービスを補完するサービスの提供、地域における共助の仕組みの充 実を進展させ、地域の諸課題の効率的かつ効果的な解決を図る。

KPI (進捗):シェアリングエコノミーを活用する地方公共団体数

KPI (効果):解決・改善された地域課題数

○[No. 10-8] テレワークの普及

分野横断

- ・ テレワークは、働き方改革を推進するに当たっての強力なツールの一つであり、より具体的かつ効果的な形で普及が進むようにすることが課題。また、テレワークの普及に当たっては、関係府省庁が連携し、ガイドラインや表彰等の普及啓発の推進、サテライトオフィスや必要なネットワーク環境の整備等を通じて、平成32年におけるKPIの目標値達成を図る。
- ・ テレワークの普及に当たって、平成30年2月に厚生労働省が策定した「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」及び平成30年4月に総務省が公表した「テレワークセキュリティガイドライン(第4版)」について、周知・普及を図っていく。また、国家公務員については、平成32年度までに、①必要な者が必要な時にテレワーク勤務を本格的に活用でき、②リモートアクセス機能の全府省での導入を実現するため、計画的な環境整備を行う。これとあわせて、各府省は、テレワークを行っている職員であってもその他の職員と遜色なく業務を遂行できるよう、府省内で行われる会議への遠隔参加(Web会議)が可能となる環境を順次整備する。また、平成30年度を目途に、審議会や幹部会議等における資料の原則ペーパーレス化を進める。さらに、テレワーク・ディズ、テレワーク月間といった国民運動において、率先した取組を行う。
- ・ 働き方改革の一助となり、労働者、事業者、その顧客の三方にとって効率的な結果が得られ、ワークライフバランス、生産性、満足度等の向上を実現。

KPI(進捗): 平成32年には、テレワーク導入企業を平成24年度比で3倍、テレワー

ク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合を平成28年度比で倍増

KPI (効果):働く者にとって効果的なテレワークを推進

II-(11) 国の施策と地方の施策との整合性の確保【官民データ基本法第 19 条関係】

これまでの主な取組

・ 平成27年度から、政府CIO等が地方公共団体の首長等を訪問し、国のIT化・BPR やオープンデータの取組等の成果の地方への展開や、地方での優良事例(自治体 クラウド等)の全国展開を通じ、国の施策と地方の施策との整合性の確保等を推 進。

○[No.11-1] 地方の計画手引の作成と計画策定支援

分野横断

- ・ 平成29年10月に官民データ活用推進計画を策定するための手引を公開し、地方公 共団体に対し説明を実施してきた。
- ・ 平成30年度は手引・事例集の充実化、説明の実施及び先行団体の調査と公開等を 通じ、地方公共団体の計画策定を支援する。
- ・ これにより、平成32年度末までに、策定義務となっている全都道府県での計画の 策定を目指す。

KPI (進捗):説明・周知の回数

KPI (効果): 地方の計画策定数 (平成32年度:47団体(都道府県))

○[No.11-2] 地域におけるデータ利活用の環境整備

分野横断

- ・ 地方公共団体が保有するデータについては、個人情報の保護を図りつつ、適正かつ効果的な活用を積極的に推進することが必要。
- ・ このため、地方公共団体が保有する個人情報に関する非識別加工情報の仕組みに 関する相談対応や情報提供を行うとともに、非識別加工情報の活用事例を整理す る等、地方の非識別加工情報に係る取組を支援。
- ・ これにより、個人情報の活用による活力ある経済社会及び豊かな住民生活を実現。

KPI (進捗):未設定 (平成30年度中に検討)

KPI (効果): 地方公共団体の非識別加工情報の適正かつ効果的な活用状況

II-(12)国際貢献及び国際競争力の強化に向けた国際展開

- ○[No.12-2] AIネットワーク化が社会・経済にもたらすインパクトや (分野横断) リスクの評価の国際的な共有、関連する社会的・経済的・倫理的・法的課題の解決に資するガバナンスの在り方に関するG7、OECD等の場における国際的な議論を通じた検討の推進
- 〇[No. 12-3] 日EU間で個人データの円滑な越境移転のための環境を 分野横断 整備するための、日EU間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みに ついて、戦略的な取組を推進
- 〇[No. 12-5] 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構(JICT)を 分野機断 活用し、我が国の事業者による海外でのICT事業を支援することを通じて、官民データ活用の基盤となるICTインフラの海外展開を促進

索引

(1)行政引	F続等のオンライン化原則【官民データ基本法第 10 条関係】	44
[No. 1 — 1]	行政手続等の棚卸	44
[No. 1 — 2]	地方公共団体の行政手続のオンライン利用促進	44
[No. 1 — 3]	民-民手続におけるオンライン化の推進	45
[No. 1 — 4]	デジタルファーストの実現に向けた法整備	45
[No. 1 — 5]	デジタルファーストの実現に向けたシステム基盤の整備	45
[No. 1 — 6]	行政手続等における各種添付書類の提出不要化	46
[No. 1 — 7]	法人情報に係る政府全体のパックオフィス連携	46
[No. 1 — 8]	マイナンバーカードと電子委任状を活用した政府調達	47
[No. 1 — 9]	社会保険・労働保険関係事務の IT 化・ワンストップ化	47
[No. 1 —10]	住民税の特別徴収税額通知の電子化等	47
[No. 1 —11]	自動車保有関係手続のワンストップサービスの充実	48
[No. 1 —12]	株主総会招集通知添付書類の電子提供の原則化	48
[No. 1 —13]	不動産取引に係る重要事項説明のオンライン化	49
[No. 1 —14]	企業が行う従業員の社会保険・税手続のワンストップ化・ワンスオンリー化の推進	49
[No. 1 —15]	子育てワンストップサービスの推進	50
[No. 1 —16]	介護ワンストップサービスの推進	50
[No. 1 —17]	死亡・相続ワンストップサービスの推進	50
[No. 1 —18]	引越しワンストップサービスの推進	51
[No. 1 —19]	自動車保有関係手続と引越しワンストップサービス等との連携	51
[No. 1 —20]	法人共通認証基盤の構築	51
[No. 1 —21]	産業保安手続のスマート化	52
[No. 1 —22]	化学物質規制に関する届出の効率化	52
[No. 1 —23]	補助金申請システムの構築	52
[No. 1 —24]	電子委任状のワンスオンリー化の実現	53
[No. 1 —25]	農業分野におけるデジタルファーストの推進	53
(2) オーフ	プンデータの促進【官民データ基本法第 11 条第 1 項及び第 2 項関係】	54
[No. 2 — 1]	公開ルールに基づくオープンデータの推進	54
[No. 2 — 2]	オープンデータ官民ラウンドテーブルの開催と、民間ニーズに即したオープンデータ化	;の推
~		
_	オープンデータ・パイ・デザインの推進	
	地方公共団体が保有するデータのオープンデータ化の推進	
	都市計画に関するデータの利用環境の充実	
	不動産登記情報の公開の在り方の検討	
	登記所備付地図データの事業者等への提供	
[No. 2-8]	気象情報の利活用の促進	57

[No. 2-9]	統計データのオープン化の推進・高度化	57
[No. 2 -10]	法人情報の利活用促進	58
[No. 2 -11]	訪日外国人観光客等に有益な飲食店や観光資源等の観光情報のオープンデータ化推進	(地方
公共団体が	[《] 保有する情報の公開促進を含む。)	58
[No. 2 —12]	農業関係情報のオープンデータ化の推進	59
[No. 2 -13]	公的研究資金による研究成果のオープンデータ化の推進	59
[No. 2 -14]	i-Construction の推進による3次元データの利活用の促進	60
[No. 2-15]	交通事故統計情報のオープンデータ化の推進	60
[No. 2-16]	犯罪発生情報のオープンデータ化の推進	60
[No. 2-17]	海上活動情報のオープンデータ化	61
[No. 2-18]	ICT を活用した歩行者移動支援の普及促進に向けた取組の推進	61
[No. 2-19]	公共交通機関の運行情報(位置情報等)等のオープンデータ化	62
(3) データ	の円滑な流通の促進【官民データ基本法第 11 条第3項関係】	63
[No. 3 — 1]	データに対する投資に見合った適正な対価を得ることができる環境整備	63
	著作権法における柔軟性のある権利制限規定の整備	
[No. $3 - 3$]	教育の情報化の推進	64
[No. 3-4]	権利情報を集約したデータベースの利用促進	64
[No. 3 — 5]	データ利用に関する適切な契約の促進	64
[No. $3-6$]	革新的データ産業活用計画及び特定革新的データ産業活用の認定制度施行に向けた法制	順度整
備・周知ュ	並びにデータの提供要請制度の推進	65
(4) データ	7 利活用のルール整備【官民データ基本法第 12 条関係】	66
[No. 4 — 1]	いわゆる情報銀行やデータ取引市場等の実装に向けた制度整備	66
[No. 4 — 2]	個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する相談対応及び情報発信	66
[No. 4 — 3]	IoT 推進コンソーシアム・IoT 推進ラボの取組等を通じた革新的モデル事業の発掘・育	成等 67
[No. $4-4$]	データ活用ビジネス促進のための事例集等の作成	67
[No. 4 — 5]	放送分野におけるデータ利活用の推進	68
[No. $4-6$]	健康・医療・介護等データの流通・利活用環境の実現	68
[No. 4 — 7]	匿名加工医療情報の利活用の推進	68
[No. 4 — 8]	金融分野におけるデータの利活用の推進	69
[No. 4 — 9]	電子レシート(購買履歴)データの流通の検討	69
[No. 4 —10]	スマートホームの新サービス創出のためのルール整備	69
(5)マイナ	- ンパーカードの普及・活用【官民データ基本法第 13 条関係】	71
[No. 5 — 1]	「マイナンバーカード利活用推進ロードマップ」に基づき、身分証等をはじめ、行政や	5民間
サービスに	こおける利用の推進	71
[No. $5-2$]	利用者証明機能のスマートフォンへのダウンロード実現	71
[No. 5 — 3]	公的個人認証基盤と民間の認証基盤とを連携させる官民の ID 連携推進	72

[No. 5 - 4] 海外における公的個人認証サービスの継続利用	72
[No. 5 - 5] マイナンパーカードの多機能化の推進	72
[No. 5 - 6] マイナンバーカード等への旧氏併記等	73
[No. 5 - 7] コンビニ交付サービスの導入推進	73
[No. 5 - 8] マイナンバーカード等を活用したチケットレス入場・不正転売の防止の仕組みの検討	73
[No. 5 - 9] 住宅ローン契約等におけるマイナンバーカード(公的個人認証サービス)の活用促進	74
[No. 5-10] 災害対策・生活再建支援へのマイナンバー制度活用検討	74
(6) 利用の機会等の格差の是正【官民データ基本法第 14 条関係】	. 76
[No. 6 - 1] 条件不利地域等における ICT インフラの整備・確保の推進	76
[No. 6 - 2] 条件不利地域における携帯電話のエリア整備の推進	76
[No. 6-3] 新幹線トンネルなどにおける携帯電話の通じない区間の解消を加速	77
[No. 6 - 4] Web アクセシビリティ確保のための環境整備等	77
[No. 6 - 5] 4 K・8 K等の高度な映像・配信技術の利用機会の均等	77
[No. 6 - 6] IoT 地域実装のための総合的支援	78
[No. 6 - 7] 「ICT 活用推進委員(仮称)」の検討	78
[No. 6 - 8] ICT 等を用いた遠隔診療の推進	79
[No. 6 - 9] 防災拠点等における Wi-Fi 環境の整備推進	79
(7)情報システム改革・業務の見直し【官民データ基本法第 15 条第 1 項関係】	. 80
[No. 7 — 1] 国・地方を通じた行政全体のデジタル化	80
[No. 7 - 2] クラウド・バイ・デフォルト原則の導入	80
[No. 7 - 3] 地方公共団体におけるクラウド導入加速に向けた支援	81
[No. 7-4] 地方公共団体におけるビッグデータ活用の支援	81
[No. 7 - 5] 地方公共団体ごとに管理者が別々となっている学校の校務システムの共同クラウド化	81
[No. 7 - 6] 校務系クラウドと授業・学習系クラウド間の情報連携方法の標準化	82
[No. 7 - 7] 気象庁情報システム基盤の整備	82
[No. 7 - 8] 政府情報システム改革	83
[No. 7 - 9] サービスデザイン思考に基づく業務改革 (BPR) の推進	83
[No. 7 - 10] ブロックチェーン技術等を活用した政府の業務改革の推進	84
[No. 7 - 11] 土地情報連携の高度化	84
[No. 7 - 12] 医療保険業務(診療報酬における審査業務等)の効率化・高度化	84
[No. 7-13] 指定難病患者、小児慢性特定疾病児童等の診療情報を登録するためのデータベースの構築	•
活用促進	85
[No. 7 - 14] 交通規制情報の集約・提供の高度化、普及促進	85
(8)データ連携のためのプラットフォーム整備【官民データ基本法第 15 条第2項関係】	86
[No. 8 - 1] 分野横断的に連携できるプラットフォームの整備	86
[No. 8 - 2] API 整備の推進	86

[No. 8 — 3]	データ利活用型 ICT スマートシティの推進8	7
[No. 8 – 4]	Connected Industries の実現に向けた取組の推進8	7
[No. 8-5]	データ連携基盤を支えるサイバーセキュリティ対策8	8
[No. 8-6]	中小企業支援プラットフォームの構築8	8
[No. 8 — 7]	医療保険のオンライン資格確認の構築、医療等分野における識別子(ID)の導入8	8
[No. 8-8]	健康・医療・介護分野に関わる多様な主体の情報共有・連携の仕組みの確立、成果の推進・	
普及	8	9
[No. 8 — 9]	電子カルテ等の情報を活用した医薬品等の安全対策8	9
[No. 8 —10]	観光地域のマネジメント・マーケティングを行うためのツールである「DMO ネット」の活用の	D
推進	9	0
[No. 8 —11]	銀行システムの API (外部接続口) の公開の促進 (オープン API の導入)9	0
[No. 8 —12]	電子タグ活用によるサプライチェーン高度化に向けた検討9	0
[No. 8 —13]	事業者における財務・決済プロセス高度化に向けた金融 EDI における商流情報活用の促進 -9	1
[No. 8 —14]	スマートフードチェーンによる生産・流通改革9	1
[No. 8 —15]	データをフル活用したスマート水産業の推進9	2
[No. 8 —16]	農業情報の標準化の推進9	2
[No. 8 —17]	農業データ連携基盤の構築9	2
[No. 8 —18]	農業分野におけるデータ利用に関する適切な契約の促進9	3
[No. 8 —19]	農地情報公開システムの機能拡充9	3
[No. 8 -20]	森林施業集約化に向けた林地台帳の整備9	3
[No. 8 -21]	海事生産性革命(i-Shipping)9	4
[No. 8 -22]	地理空間情報(G空間情報)の流通基盤の整備等9	4
[No. 8 -23]	国・地方公共団体・事業者等における災害情報の共有の推進9	5
[No. 8 -24]	準天頂衛星システムを活用した避難所等における防災機能の強化9	5
[No. 8 -25]	港湾の完全電子化と港湾関連データ連携基盤の構築9	5
[No. 8 -26]	自動車関連情報の利活用の推進(自動車の履歴情報を収集・活用したトレーサビリティ・サ	
ービス) -	9	6
(9)研究閉	『発【官民データ基本法第 16 条関係】9	7
[No. 9 — 1]	AI を活用した「保健指導支援システム」の研究推進9	7
[No. 9 — 2]	個人の健康・医療情報を活用した行動変容促進事業9	7
[No. 9 — 3]	臨床研究等 ICT 基盤構築・人工知能実装研究事業の推進9	8
[No. 9 — 4]	利用者の生活の質の維持・向上と介護者の負担軽減を実現する介護ロボットの開発等9	8
[No. 9 — 5]	8 K等高精細映像技術の医療応用の推進9	8
[No. 9-6]	診療データを活用した ICT・AI 等を用いた診療支援機器の研究開発9	9
[No. 9 — 7]	グローバルコミュニケーション計画の推進一多言語音声翻訳技術の研究開発及び社会実証ー	
	9	9
[No. 9 — 8]	ICT、ロボット等の活用による農作業の軽労化・自動化の実現10	0
[No 0 - 0]	典学になける AT ToT ロボット 淮王頂衛星竿の失端技術の活用に向けた研究関発10	Λ

[No. 9 - 10] 豪雨・竜巻予測技術の研究開発	100
[No. 9 -11] 世界最高水準の生産性を有する AI ターミナルの実現	101
[No. 9 - 12] 「官民 ITS 構想・ロードマップ」に基づいた取組の推進	101
[No. 9 - 13] 自動運転に係る実証プロジェクトの円滑・迅速な推進	101
[No. 9 - 14] 小型無人機(ドローン)の技術開発等と産業利用の推進	102
[No. 9 - 15] 「異能 vation」プログラムの推進	102
(10) 人材育成、普及啓発【官民データ基本法第 17 条、第 18 条関係】	103
[No. 10-1] AI、IoT 等を有効に活用するために不可欠なデータ活用に係る専門的な知識や技術	を有する人
材の育成について、政府一体となって計画的に実施	103
[No. 10-2] 小・中・高等学校におけるプログラミング教育の充実に向けた、学校のニーズに応	じた専門
性の高い民間人材や e -ラーニング等の活用の促進	103
[No. 10-3] 不足するセキュリティ・IT 人材の計画的な育成	104
[No. 10-4] 社会人の学び直しの推進(技術系人材の再教育)	104
[No. 10-5] IoT ネットワークを運用・管理する人材の育成	104
[No.10-6] プログラミングなど ICT に関する地域における学習環境づくり手法の検討	105
[No. 10-7] シェアリングエコノミーサービスの普及	105
[No. 10-8] テレワークの普及	106
(11) 国の施策と地方の施策との整合性の確保【官民データ基本法第 19 条関係】.	107
[No. 11-1] 地方の計画手引の作成と計画策定支援	107
[No. 11-2] 地域におけるデータ利活用の環境整備	107
(12) 国際貢献及び国際競争力の強化に向けた国際展開	108